

岩沢北部地区審議会委員特集

審議会委員決定のお知らせ

岩沢北部地区土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う改選が行われ、新体制での第1回目の審議会が6月26日（金）に開催されました。会長及び職務代理の選出、議席の決定を行い、下表のとおり決定しました。

◆ 審議会委員名簿（敬称略）

議席番号	氏名（居住地）	役職
1	町田昇（豊島区）	会長（学識経験者）
2	双木廣治（新町）	会長職務代理（学識経験者）
3	平居仁兵衛（大字岩沢）	委員（所有権者）
4	綿貫恵夫（大字岩沢）	委員（所有権者）
5	信田光康（大字岩沢）	委員（所有権者）
6	粕谷靖夫（大字岩沢）	委員（所有権者）
7	宮岡幸雄（大字岩沢）	委員（所有権者）
8	榎本敏男（大字岩沢）	委員（所有権者）
9	雨間保弘（大字岩沢）	委員（所有権者）

※定数は10人ですが1人欠員となっています。





- ◆平成27年度の事業進捗状況
- ◆阿須小久保線の一部開通について
- ◆下水道課からのお知らせ
- ◆土地区画整理事務所からのお知らせ

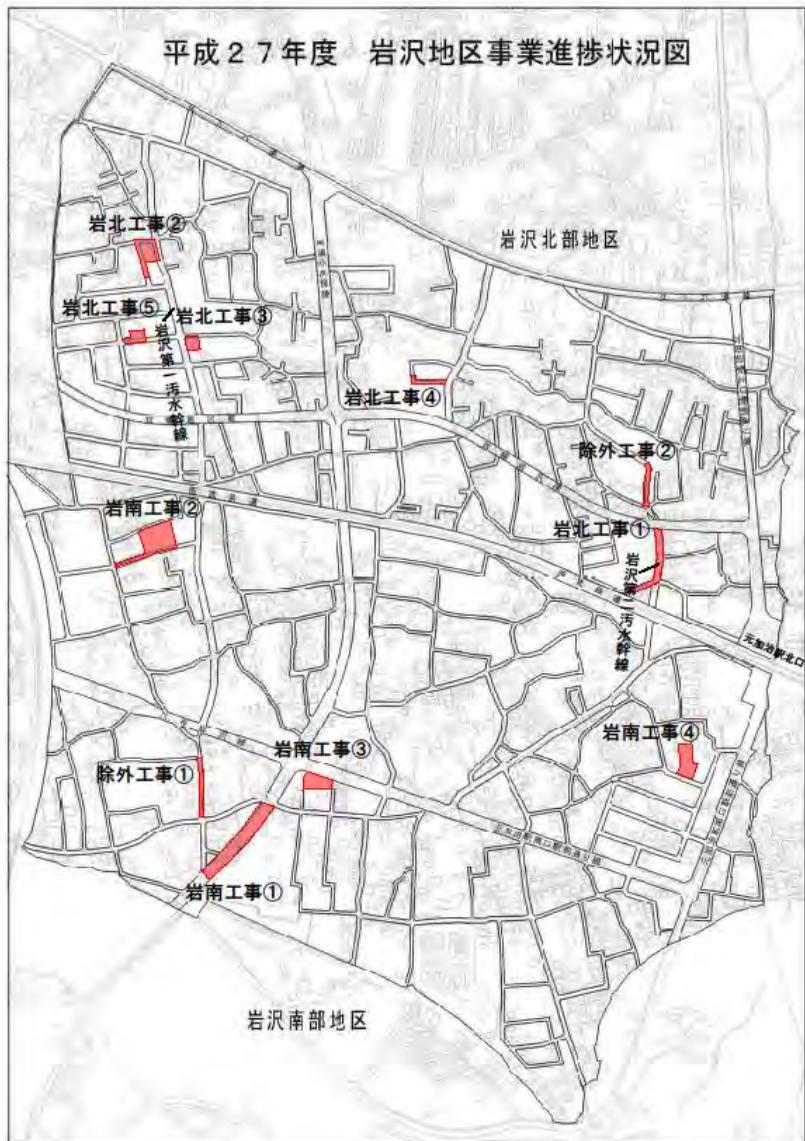
平成27年度の事業進捗状況

【岩沢北部地区】

今年度、区画整理事業区域では右図面のとおり、5箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。③、⑤の工事箇所については既に完了済みです。①、②、④の工事箇所については3月末の完了予定です。

建物移転につきましては、岩沢第一汚水幹線上のほか3件の移転を実施しています。

次に区画整理除外区域では用地買収及び建物移転を中心実施しています。中でも建物移転については昨年度に引き続き笠縫地区を結ぶ都市計画道路双柳岩沢線及び岩沢第二汚水幹線上の4件、岩沢第二汚水幹線から元加治駅へ接続する幹線道路上の2件を実施しています。



【岩沢南部地区】

区画整理事業区域においては都市計画道路阿須小久保線をはじめ、4箇所の道路築造工事及び宅地造成工事を実施しています。工事箇所については③の工事箇所については既に完了済みです。残りは3月末の完了予定となっています。また、建物移転については都市計画道路阿須小久保線及び川寺岩沢線、元加治駅南口駅前通り線用地のほか、4件を実施しています。

区画整理除外区域では①の工事箇所である岩沢郵便局西側交差点から北上する部分の道路築

造工事を実施しています。こちらの工事については先行する下水道工事及び水道工事の進捗により6月末の完成予定となっています。また建物移転については、北部地区同様に岩沢第一汚水幹線上の1件を実施しています。

平成27年度の主な工事実施箇所

〈岩沢北部工事②・一部造成及び道路築造〉



〈除外工事②・道路築造〉



〈岩沢南部工事①・阿須小久保線道路築造〉



〈岩沢南部工事②・一部造成及び道路築造〉



阿須小久保線の一部開通について

阿岩橋から北上して、市道1-7号線（岩沢郵便局前から元加治駅へ向かう道路）までの区間について、3月末に道路築造工事を終え開通予定となっています。今回の工事では道路両側に歩道が整備されます。

通行の流れが変わりますので、ご注意願います。



下水道課からのお知らせ

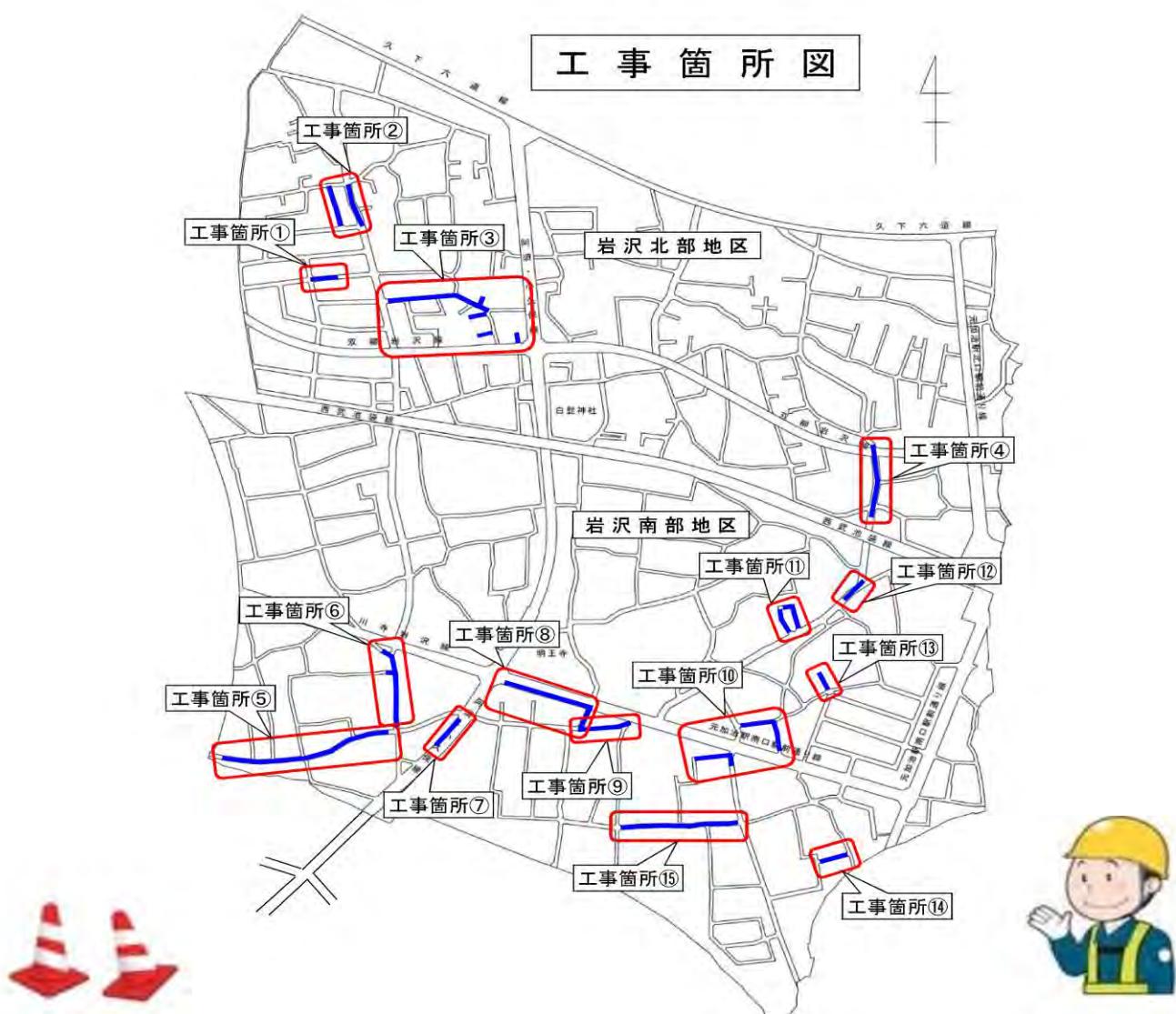
平成27年度岩沢地区の下水道工事進捗状況についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所図番号	工事着手	工事完了(予定)	備考
①	平成27年 7月中旬	平成27年 8月下旬	完了済
②	平成28年 1月中旬	平成28年 3月下旬	
③	平成27年 9月下旬	平成28年 2月中旬	
④	平成28年 1月下旬	平成28年 3月下旬	
⑤	平成27年 9月下旬	平成28年 3月下旬	
⑥	平成27年11月下旬	平成28年 3月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
⑦	平成28年 2月上旬	平成28年 3月下旬	
⑧	平成27年11月上旬	平成28年 2月下旬	
⑨	平成27年11月上旬	平成27年 9月中旬	完了済
⑩	平成27年 7月下旬	平成27年11月上旬	完了済
⑪	平成27年 5月中旬	平成27年 9月上旬	完了済
⑫	平成27年11月上旬	平成28年 2月下旬	
⑬	平成27年 7月上旬	平成27年 8月上旬	完了済
⑭	平成27年 6月中旬	平成27年 8月上旬	完了済
⑮	平成28年 1月上旬	平成28年 3月中旬	

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433

工事箇所図



土地区画整理事務所からのお知らせ

○保留地（宅地）販売のお知らせ

保留地（宅地）の販売を先着順で受付けています。土地をお探しの方は区画整理事務所まで申し込みをお願いします。また、市ホームページにも情報を掲載していますのでご覧ください。

地区名	街区	画地	地積 (m ²)	総価格 (円)	地区名	街区	画地	地積 (m ²)	総価格 (円)
笠縫	56	2	100.44	5,514,156	笠縫	118	1	230.98	15,175,386
笠縫	56	16	118.99	8,614,876	笠縫	112	5	137.76	8,885,520
笠縫	108-2	1	182.36	13,056,976	笠縫	122	11	100.88	6,587,464
笠縫	125	9	117.70	8,980,510	笠縫	132	15	90.01	6,795,755
笠縫	136	19	110.40	8,246,880	双柳南部	5	7	103.78	8,385,424
笠縫	140	2	224.49	15,175,524	岩沢北部	21	1	120.87	9,935,514
笠縫	68	30	139.00	9,521,500	岩沢北部	131-1	7	126.03	9,956,370

※ 換地処分が完了するまで、保留地は他に譲渡できません。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

区画整理事業から除外された地区で土地の区画形質の変更・建築行為・工作物等の設置を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。着手する日の30日前までにまちづくり推進課へ届出が必要になります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所またはまちづくり推進課にご相談ください。

○迷惑駐車について

岩沢地内の道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消防活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていてもご近所へ迷惑をかけていたりすることもあり、ご近所間のトラブルになる可能性があります。ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042(973)8682

E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成28年3月15日号

笠縫地区・双柳南部地区

★★合併号★★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗状況などについてお知らせいたします。

§ 笠縫地区 §

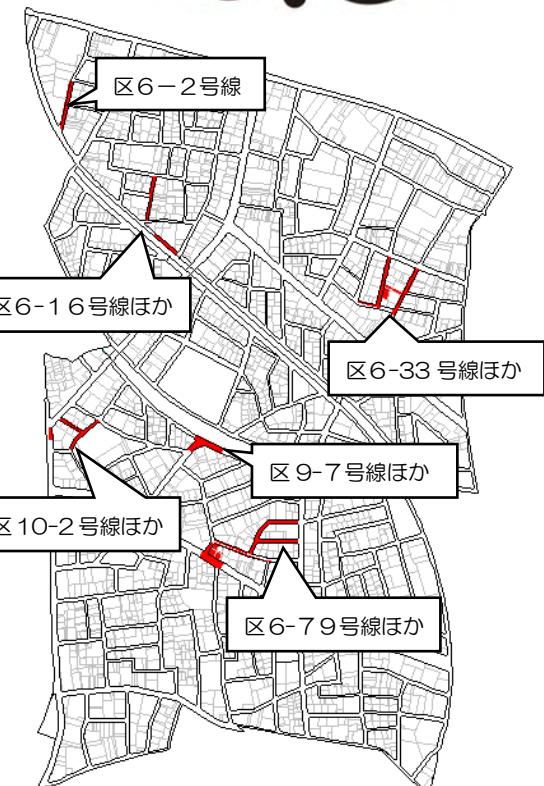
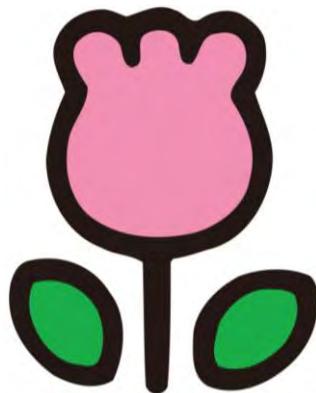
【進捗状況】(平成28年3月15日現在)

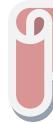
- | | |
|----------|--------|
| ・仮換地指定率 | 97. 1% |
| ・使用収益開始率 | 62. 7% |
| ・建物移転済戸数 | 747戸 |
| ・建物移転率 | 87. 8% |

【平成27年度の工事進捗状況について】

平成27年度工事の進捗状況についてお知らせいたします。区6-33号線について建物移転等を伴う造成及び道路築造工事を行っております。また、区6-2号線、区6-16号線、区6-79号線、区9-7号線及び区10-2号線については、皆様のご協力により、工事を完成いたしました。

工事にあたりましては、通行止及び工事箇所の迂回等が必要となります。迂回路等につきましては、工事看板などで周知しておりますのでご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。





《笠縫地区工事箇所写真》



区6-2号線施工箇所



区6-16号線施工箇所



区6-33号線施工箇所



区6-79号線施工箇所



区9-7号線施工箇所



区10-2号線施工箇所

§ 双柳南部地区 §

【進捗状況】(平成28年3月15日現在)

- | | |
|----------|--------|
| ・仮換地指定率 | 62. 6% |
| ・使用収益開始率 | 37. 2% |
| ・建物移転済戸数 | 132戸 |
| ・建物移転率 | 19. 4% |



【平成27年度の事業予定】

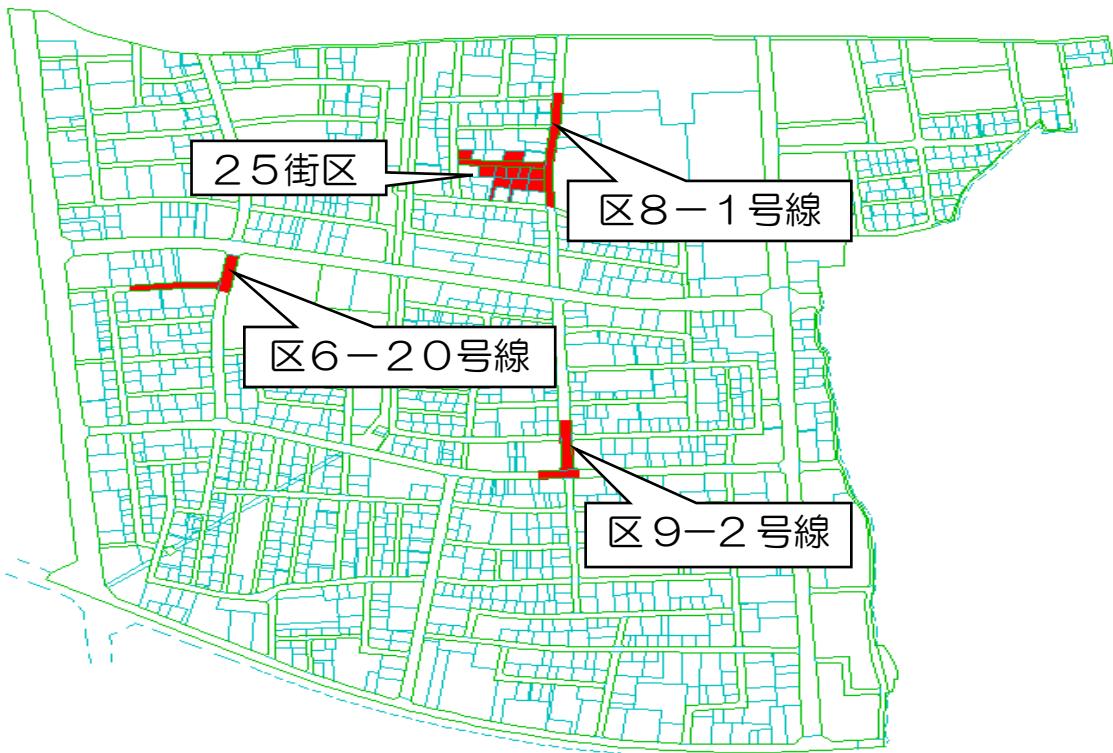
平成27年度工事の進捗状況についてお知らせします。

今年度道路工事、造成工事等の全ての工事は、3月末に完成の見込みです。地域の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

区8-1号線および25街区造成ほか工事については、約120mの道路整備と、宅地造成を実施しています。この工事により、道路下に浸透貯留機能を備えた雨水管を設置するほか、歩道を設置することにより、歩行者の安全確保を図ることができます。

区9-2号線については、道路下に浸透貯留機能を備えた雨水管を設置し、地区内の懸案である雨水対策を実施しました。また、区6-20号線については、側溝整備と舗装工事を実施しました。

今年度実施した工事、補償業務にご協力をいただきました方々並びに近隣住民の皆様に厚くお礼申し上げます。



《双柳南部地区工事箇所写真》



区8-1号線施工箇所



25街区施工箇所



区6-20号線施工箇所



区9-2号線施工箇所

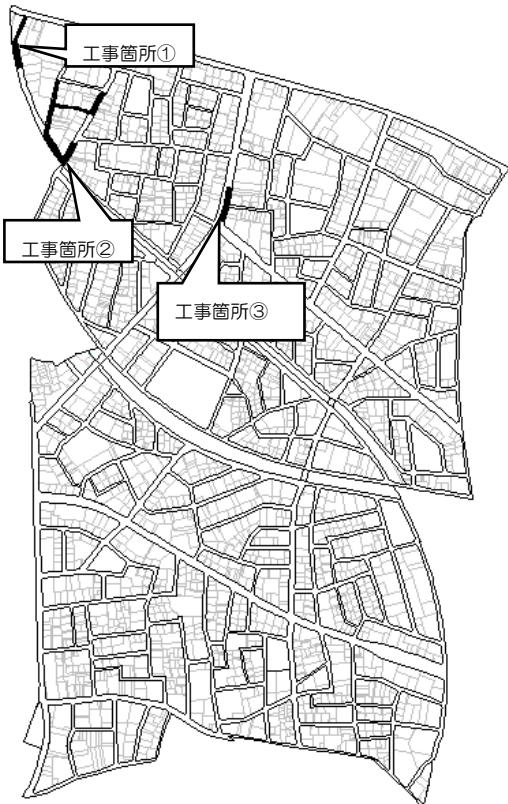
下水道課からのお知らせ（平成27年度工事）

平成27年度の下水道工事についてお知らせします。

今年度、下水道課の全ての工事は、おかげさまで皆様のご協力により予定どおり完成しました。地域の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

笠縫地区の工事は3箇所、双柳南部地区の工事は2箇所整備しました。（工事箇所図参照）。

問合せ先：下水道課整備担当 042-973-3433（直通）



笠縫地内下水道工事施工箇所図



双柳南部地内下水道工事施工箇所図

分譲宅地（保留地）の販売のお知らせ

笠縫・双柳南部・岩沢北部土地区画整理事業地内の下記保留地を販売しています。

所在等詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

なお、先着順にて受け付けておりますので、掲載前に申し込みがあった場合はご容赦ください。

【笠縫地区】

	街区	画地	地積(m ²)	総価格(円)		街区	画地	地積(m ²)	総価格(円)
②	56	2	100.44	5,514,156	⑧	68	30	139.00	9,521,500
③	56	16	118.99	8,614,876	⑨	118	1	230.98	15,175,386
④	108-2	1	182.36	13,056,976	⑩	112	5	137.76	8,885,520
⑤	125	9	117.70	8,980,510	⑪	122	11	100.88	6,587,464
⑥	136	19	110.40	8,246,880	⑫	132	15	90.01	6,795,755
⑦	140	2	224.49	15,175,524					

【双柳南部地区】

⑬	5	7	103.78	8,385,424
---	---	---	--------	-----------

【岩沢北部地区】

⑭	21	1	120.87	9,935,514
⑮	131-1	7	126.03	9,956,370

※保留地は、換地処分が完了（区画整理事業が終了）するまでは、原則、他に譲渡できません。

«今後の双柳南部土地区画整理事業の進め方について»

現行の事業計画では事業の長期化が懸念されることから、今後の事業の進め方について、権利者の皆様にご意見を伺うことを予定しています。

詳細については、次号ニュースでお知らせいたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願ひいたします。

土地区画整理事務所からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀やフェンス等の工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

この申請により、宅地の造成高や歩道計画のある道路の出入口の位置等が、道路計画や造成計画と整合するかをチェックする内容を含むため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内において、道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っていても周辺へ迷惑をかけていたりすることもあり、トラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

○保留地を購入された方へお願い

売買契約者（権利者）の住所の変更があった場合、相続により名義を変更する場合、付保留地で仮換地と一体で売買し名義を変更する場合は、土地区画整理事務所へ届出をお願いします。

編集発行 飯能市土地区画整理事務所
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成28年 6月 1日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆ 合 併 号 ☆★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業状況などについて～

- 1 平成28年度の主な工事予定
- 3 双柳南部地区事業意向調査

- 2 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

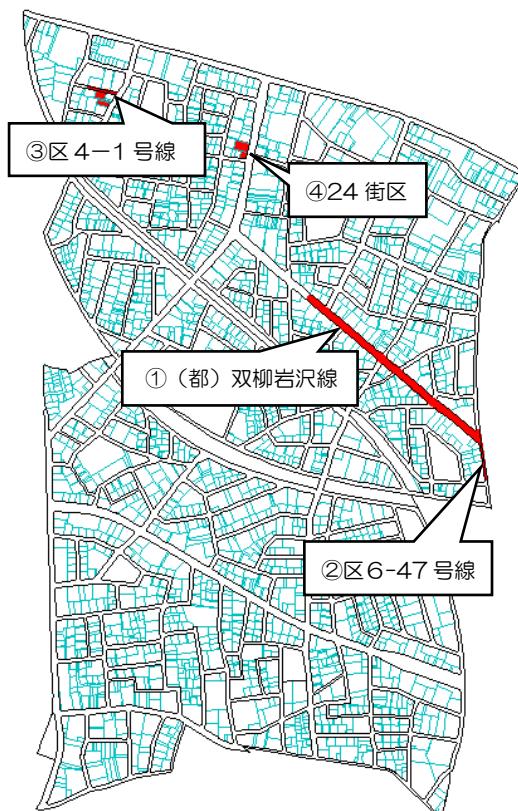
1 平成28年度の主な工事予定

笠縫地区

平成28年度の主な工事は以下のとおりです。

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備
- ② 区6-47号線道路整備
- ③ 区4-1号線道路整備及び宅地造成工事
- ④ 24街区宅地造成工事

これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。



28年度予定箇所図

双柳岩沢線予定箇所



区6-47号線予定箇所



区4-1号線予定箇所



24街区予定箇所



双柳南部地区

平成28年度の主な工事は以下のとおりです。

- ① 区8-1号線道路整備及び雨水浸透整備
- ② 区9-2号線道路整備

これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。

建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。

区8-1号線予定箇所



28年度予定箇所図

区9-2号線予定箇所



2 下水道課からのお知らせ

平成28年度の下水道工事についてお知らせします。

笠縫地区は3か所、双柳南部地区は2か所の工事をそれぞれ予定しています。

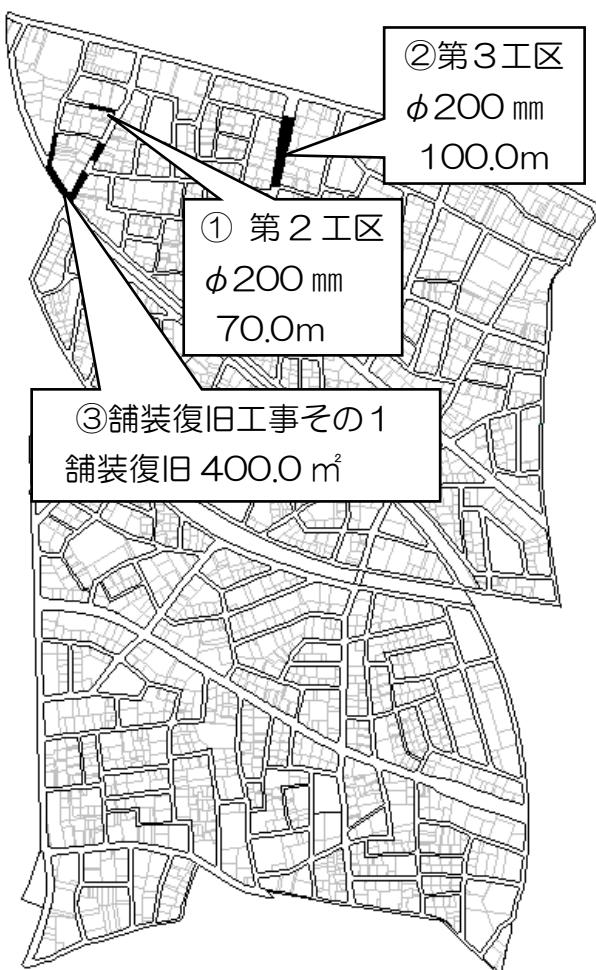
【笠縫地区】

- ①第2工区 (4月から7月)
- ②第3工区 (9月から2月)
- ③舗装復旧工事その1 (9月から11月)

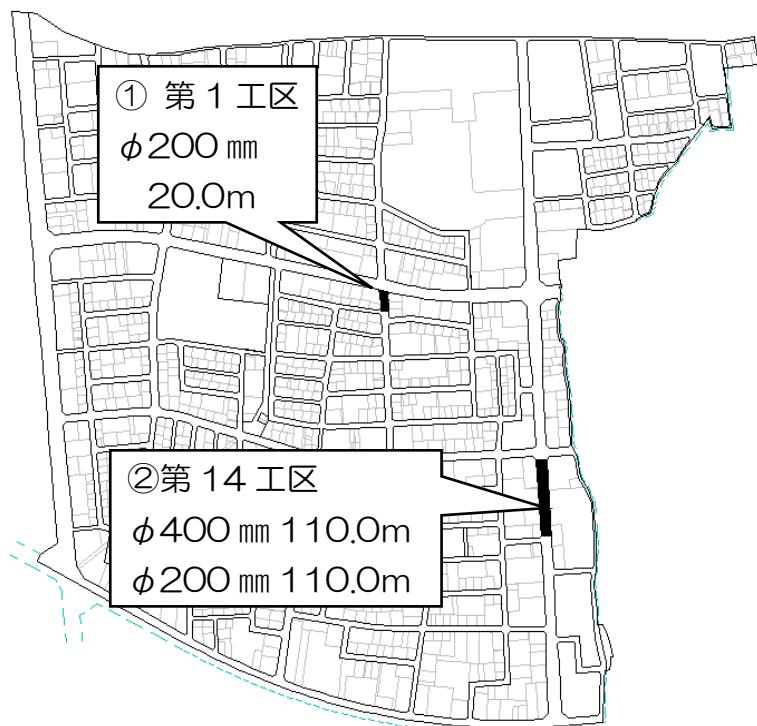
【双柳南部地区】

- ①第1工区 (11月から2月)
- ②第14工区 (9月から2月)

工事期間中は、ご迷惑をお掛けしますが皆さまのご協力をお願いします。なお、工事期間は予定であり、状況によって変動する場合があります。



笠縫地区予定箇所図



双柳南部地区予定箇所図

お問い合わせ先：下水道課整備担当 042-973-3433（直通）

3 双柳南部地区事業意向調査

【アンケートのお願い】

双柳南部地区は、事業認可から約23年が経過し、区画整理事業の計画を定めた当時とは社会経済情勢が大きく変化し、地価の下落や税収の落ち込み、移転建物が多いことなどにより、区画整理事業が長期化する状況になりつつあります。

このようなことから、効果的な事業展開と皆さまの負担軽減に配慮しながら、生活基盤の向上に役立つものにしていくため、皆さまの意向をお聞きすることを目的にアンケートを実施させていただきますので、ご協力ををお願いします。

★アンケートの対象 双柳南部地区に土地を所有または借地している権利者の方

★アンケートの方法 同封のアンケート調査表による(該当権利者に同封しています。)

4 区画整理課からのお知らせ

保留地（宅地）の販売について

平成28年度における保留地（宅地）販売の抽選日程をお知らせします。

○受付期間 平成28年8月3日(水)～8月12日(金)

8時30分～17時15分(期間中は、土・日・祝日も受け付けます。)

○抽せん日時 平成28年8月19日(金) 10時00分から

○受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

○案内書、申込書及びパンフレットは、7月1日(金)から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページでもお知らせする予定です。

区画整理課からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀やフェンス等の工作物を設置しようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の数箇所を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆さまが利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

編集発行 飯能市區画整理課

住 所 飯能市大字笠縫112-1

電 話 042-973-8682

FAX 042-972-1242

Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 28 年 6 月 21 日号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成 28 年度の主な工事予定
- ◆区画整理課からのお知らせ

- ◆下水道課からのお知らせ



◆平成 28 年度の主な工事予定

平成 28 年度の主な工事は以下のとおりです。

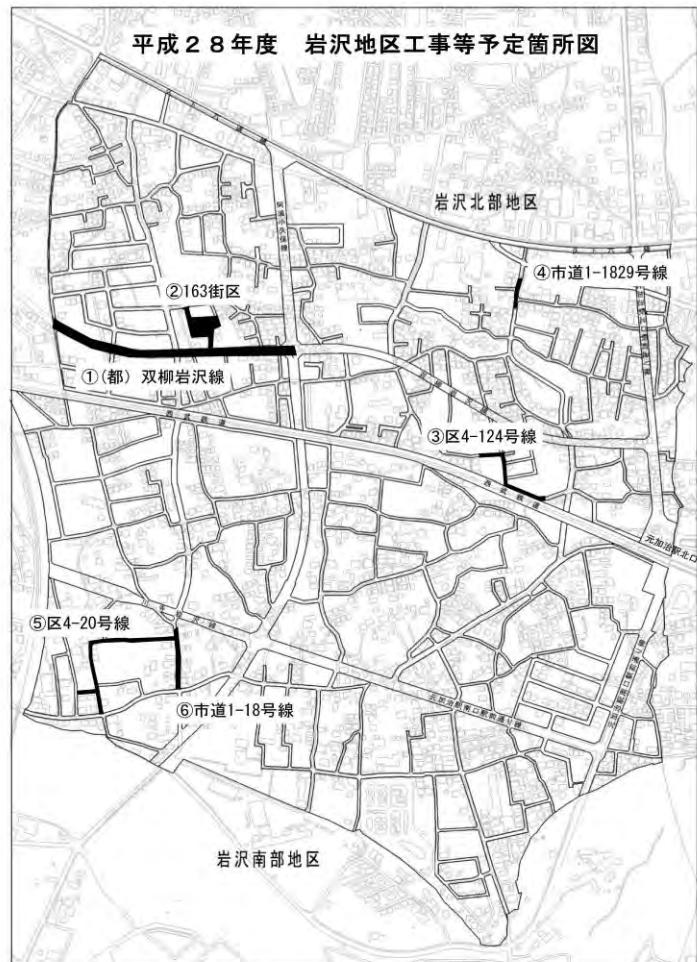
【岩沢北部地区】

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備工事
- ② 163 街区造成及び区 6-105 号線ほか道路築造工事
- ③ 区 4-124 号線ほか道路築造工事
- ④ 市道 1-1829 号線道路擁壁設置工事

【岩沢南部地区】

- ⑤ 区 4-20 号線ほか道路築造工事
- ⑥ 市道 1-18 号線舗装打換工事

これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。また、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。



① (都) 双柳岩沢線



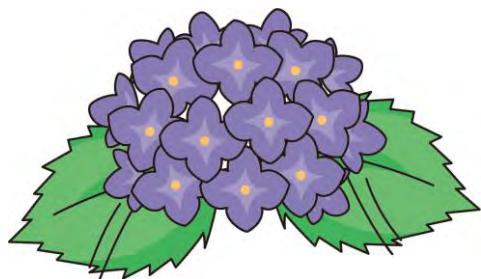
② 163 街区



③区 4-124 号線



④市道 1-1829 号線



⑤区 4-20 号線



⑥ 市道 1-18 号線



下水道課からのお知らせ

平成28年度岩沢地区の下水道工事予定についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所図番号	工事着手	工事完了(予定)	備考
①	平成28年 6月下旬	平成28年10月下旬	
②	平成28年 8月下旬	平成29年 1月下旬	
③	平成28年 7月中旬	平成29年 2月下旬	
④	平成28年 8月上旬	平成29年 2月下旬	
⑤	平成28年 7月下旬	平成29年 2月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり
⑥	平成28年 9月下旬	平成29年 2月下旬	
⑦	平成28年 9月下旬	平成29年 2月下旬	
⑧	平成28年 7月下旬	平成29年 2月下旬	
⑨	平成28年 7月中旬	平成29年 2月下旬	
⑩	平成28年 6月中旬	平成28年11月下旬	下水道工事に伴う水道管移設工事あり

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力を願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433

工事箇所図



◆ 区画整理課からのお知らせ

平成28年度における保留地（宅地）販売の抽せん日程をお知らせします。

- 受付期間 平成28年8月3日(水)～8月12日(金)
8時30分～17時15分（期間中は、土・日・祝日も受け付けます。）
- 抽せん日時 平成28年8月19日（金）10時00分から
- 受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所
- 案内書、申込書及びパンフレットは、7月1日（金）から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページでもお知らせする予定です。
- 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。
建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指數など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市區画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成28年12月号
双柳南部地区
★☆特別号☆★

～双柳南部土地区画整理事業 まちづくりアンケート結果について～

アンケート調査につきましては、ご多忙のところ皆さまのご理解とご協力の下、多くのご回答をいただき感謝申し上げます。

アンケートでは、これからまちづくりに対する多くの貴重なご意見をいただきました。

つきましては、アンケート結果がまとまりましたので、皆さまにお知らせいたします。

なお、本号では紙面の都合上、主なご意見を概要にとりまとめ掲載させていただきますのでご了承願います。

また、アンケート結果につきましては、市ホームページ及び区画整理課、双柳地区行政センターの窓口でもご覧いただけますので、そちらもご利用ください。

【アンケート調査の概要について】

☆調査対象者 双柳南部地区に土地を所有又は借地している権利者

☆調査期間 平成28年6月7日（火）～6月21日（火）

☆回収状況

	件数	回収率
調査対象数	1,105	—
回収数	665	60.1%

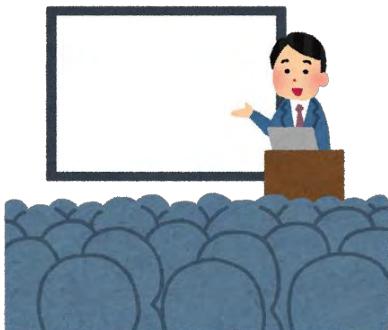
☆回答状況 別紙概要版をご覧ください。

【説明会について】

市では、これからまちづくりに関して検討を進めて行きたいと考えています。

このようなことから、これまでの経緯と今後の進め方などについて、権利者の皆さまを対象に説明会の開催を予定しています。

※権利者の皆さまには、開催日時等について、改めてご通知によりご案内いたします。



問合せ先 飯能市土地区画整理事業課
住所 飯能市大字笠縫112-1
電話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

保留地販売（先着順）のお知らせ

市では、保留地を販売（先着順）しています。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご相談ください。

なお、ニュースのお知らせ前に申込みがあった場合はご容赦ください。

また、市ホームページで詳細を掲載していますので、そちらもご利用ください。

区画整理課からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為等）や、ブロック塀やフェンス等の工作物の設置をしようとする場合は、地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

この申請により、宅地の造成高や歩道計画のある道路の出入口の位置等が、道路計画や造成計画と整合するかをチェックする内容を含むため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

○迷惑駐車について

地区画整理事業の施行地区内において、道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。

また、邪魔にならないと思っていても周辺へ迷惑をかけていたりすることもあり、トラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。

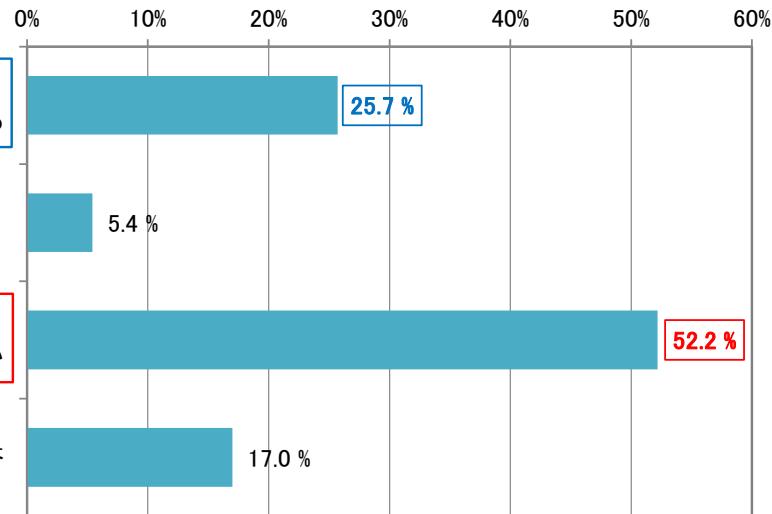
公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○保留地を購入された方へお願い

売買契約者（権利者）の住所の変更があった場合、相続により名義を変更する場合、付保留地で仮換地と一体で売買し名義を変更する場合は、区画整理課へ届出をお願いします。

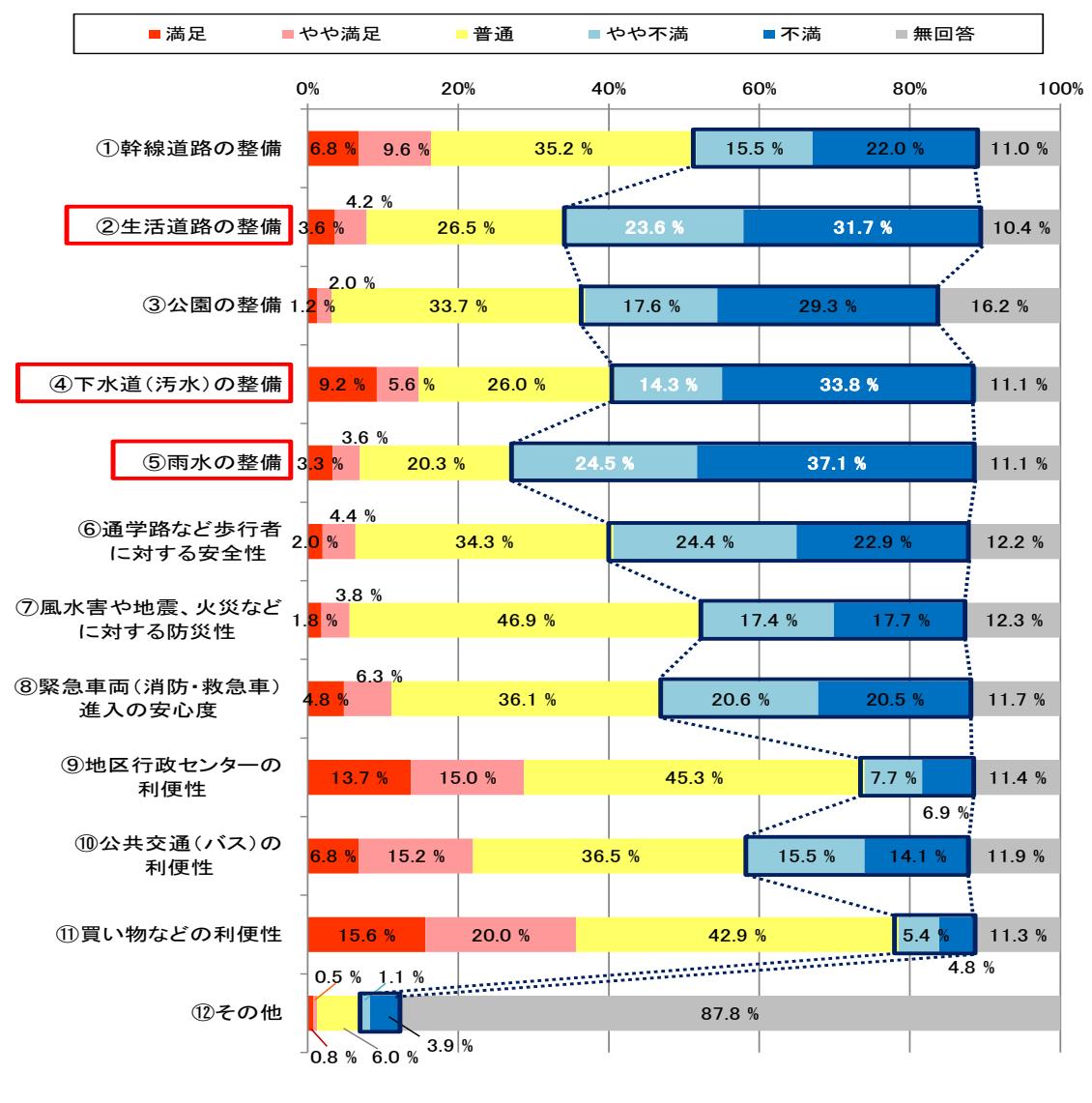
1. 土地の状況について

問1-⑥土地の状況について(n=665)



2. 現在の満足度について

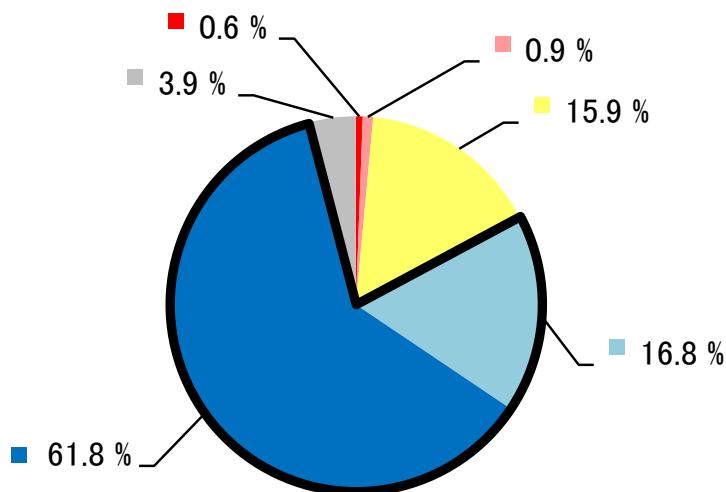
問2(1)現在の満足度(n=665)



3. 事業の進捗状況に関して感じていることについて

問3双柳南部地区の事業の進捗状況に関して感じていることについて(n=665)

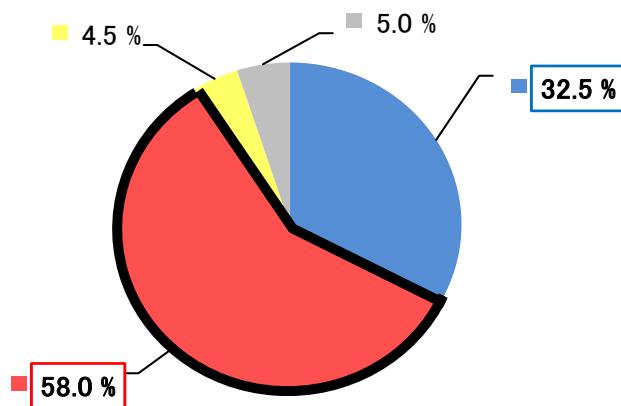
■早い ■やや早い ■普通 ■やや遅い ■遅い ■無回答



4. 双柳南部地区のこれからについて

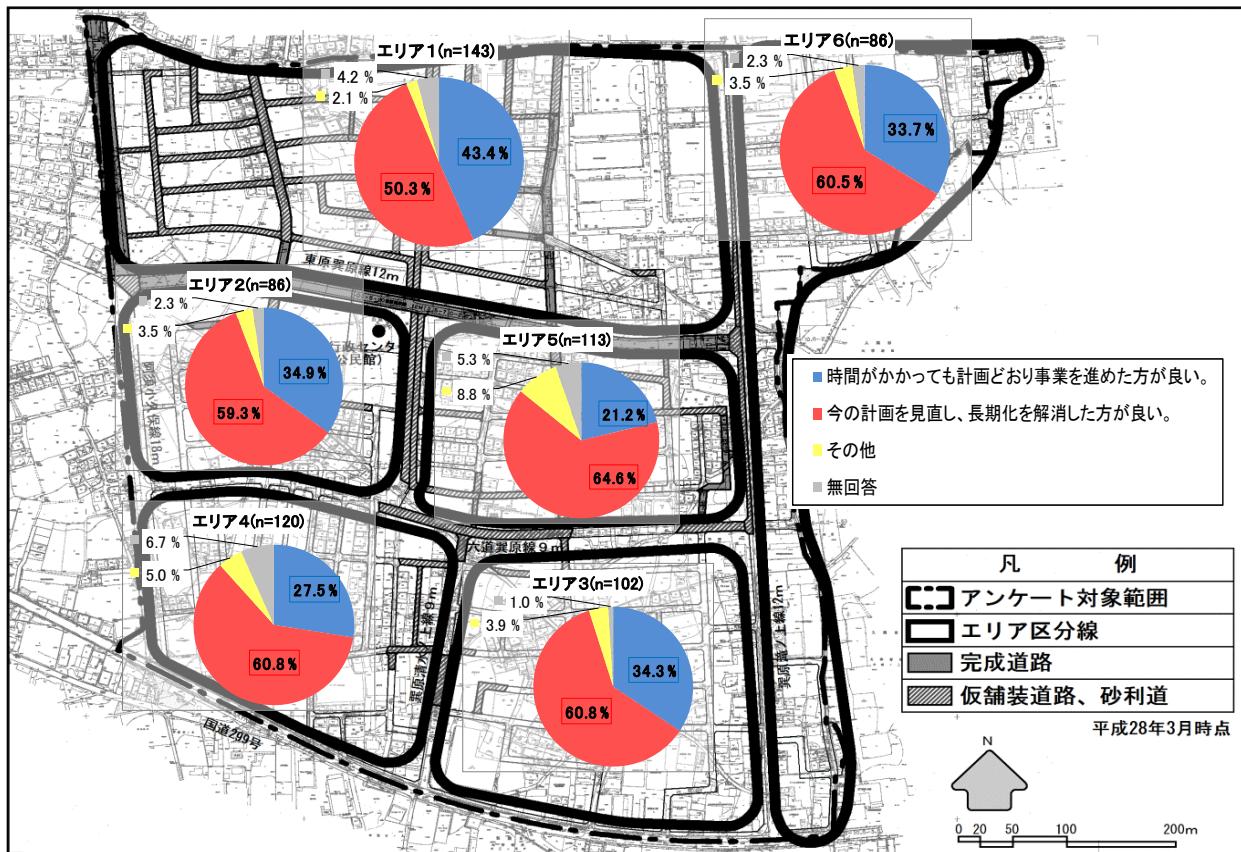
問4-①双柳南部地区のこれからについて(n=665)

- 時間がかかるても計画どおり事業を進めた方が良い。
- 今の計画を見直し、長期化を解消した方が良い。
- その他
- 無回答



クロス集計

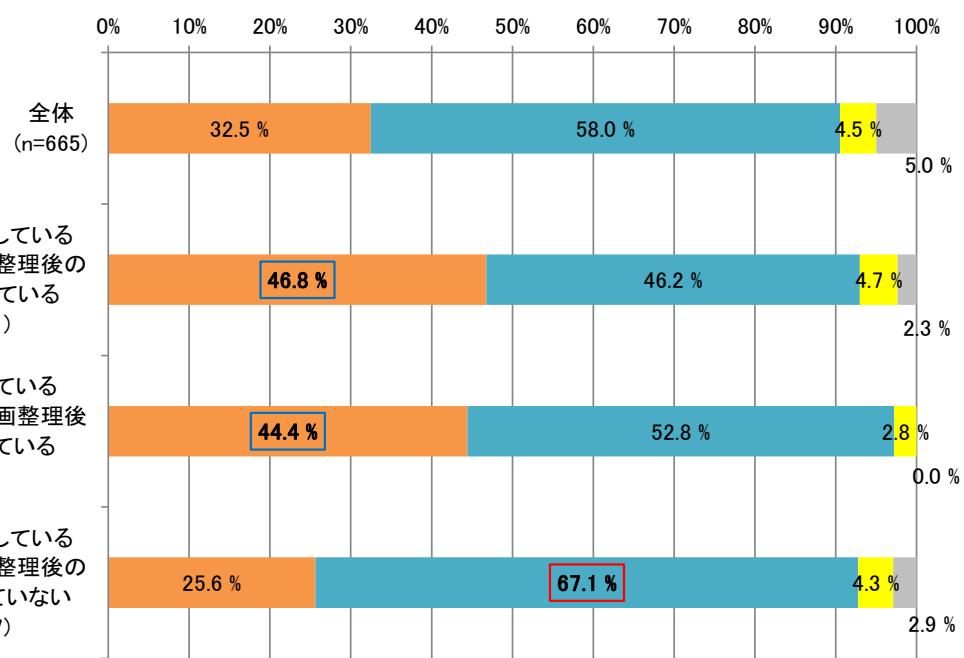
5. 土地の所有又は借地エリアによる今後の事業の進め方



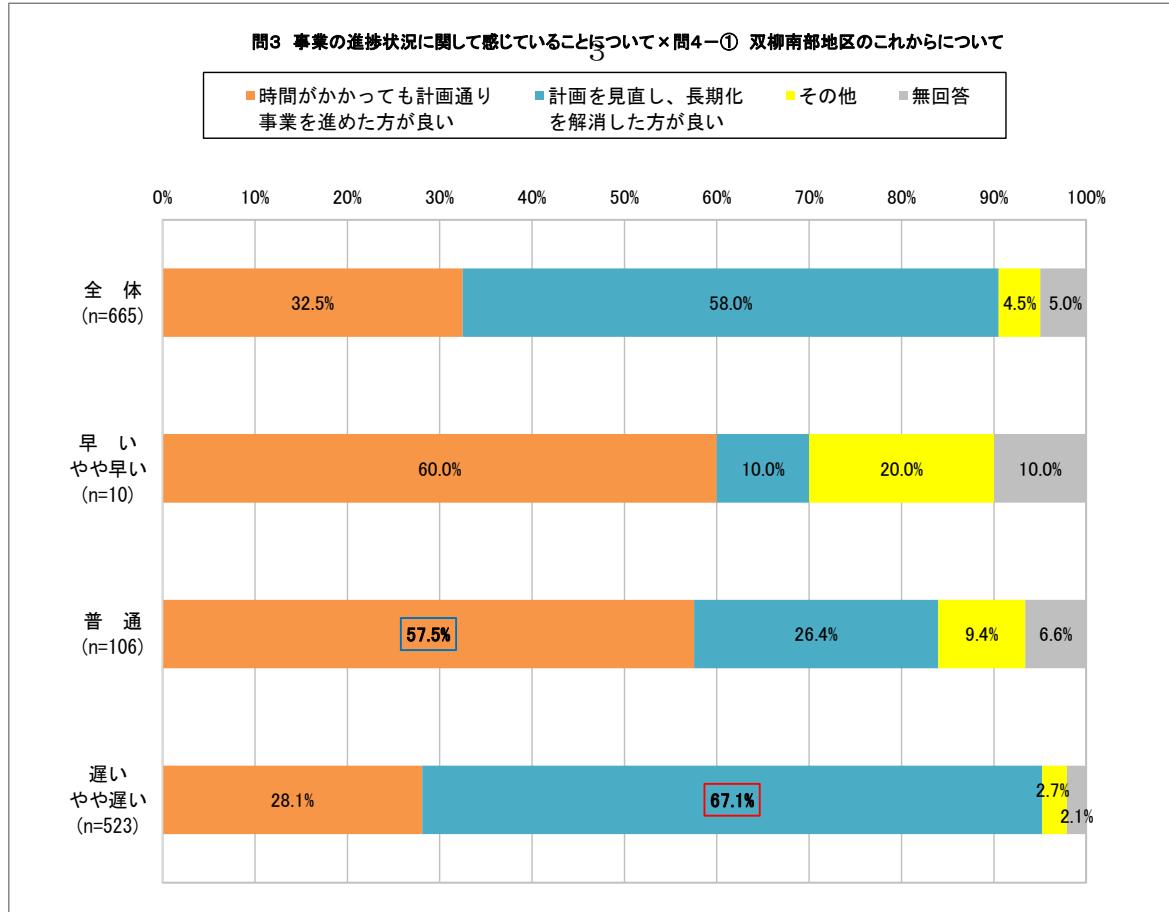
6. 土地の状況別による双柳南部地区のこれからについて

問1-⑥土地の状況について × 問4-①双柳南部地区のこれからについて

- 時間がかかるても計画どおり事業を進めた方が良い。
- 今の計画を見直し、長期化を解消した方が良い。
- その他
- 無回答



7. 事業の進捗状況別による双柳南部地区のこれからについて



8. 自由意見（抜粋）

- ① 人口減少や市税の減収、インフラのメンテナンス費の増大など諸事情を勘案し、岩沢地区と同じようであれば事業そのものを見直した方が良いのではないか。
- ② ムーミンテーマパークのオープン予定にともない、阿須小久保線が今まで以上に重要になってきます。早期開通に向け、阿須小久保線にかかる建物の集団移転や、下水道早期布設に向け、区画整理の見直しを考える時期に来ていると思う。
- ③ 区画整理事業の大変な遅れが、地主に多大な迷惑を及ぼしている事を踏まえ、早期に土地利用ができるようになることを望みます。
- ④ 現在の計画は、バブル期の計画であり、建物移転が少ない計画に見直すべきだと考えます。
- ⑤ 区画整理事業は計画通り進めるべき。そのための方策を徹底的に検討するべき。
- ⑥ スタートしたとき 100 年以上かかる事業だと思っていました。現在の進行状況は当然だと思います。見方を変えれば目の前に 100 年の事業が有る事は、やりがいの有る大きな事業かと思います。
- ⑦ 社会経済情勢の変化を理由に区画整理事業の見直しをお考えの様ですが、区画整理事業に着手した時点でどの程度重要なものとして扱ったのか、今一度考え直して見るべきではないか。
- ⑧ 社会情勢は変化するのは当然です。区画整理事業に着手されたウェートの高さに立ち戻って真摯に判断願います。

- 1 平成 28 年度の事業状況
- 2 トピックス・見守り活動隊について

- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成 28 年度の事業状況

★主な工事は、以下のとおりです。

【岩沢北部地区】

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備工事
- ② 163 街区造成及び区 6-105 号線ほか道路築造工事
- ③ 区 4-124 号線ほか道路築造工事
- ④ 市道 1-1829 号線道路擁壁設置工事

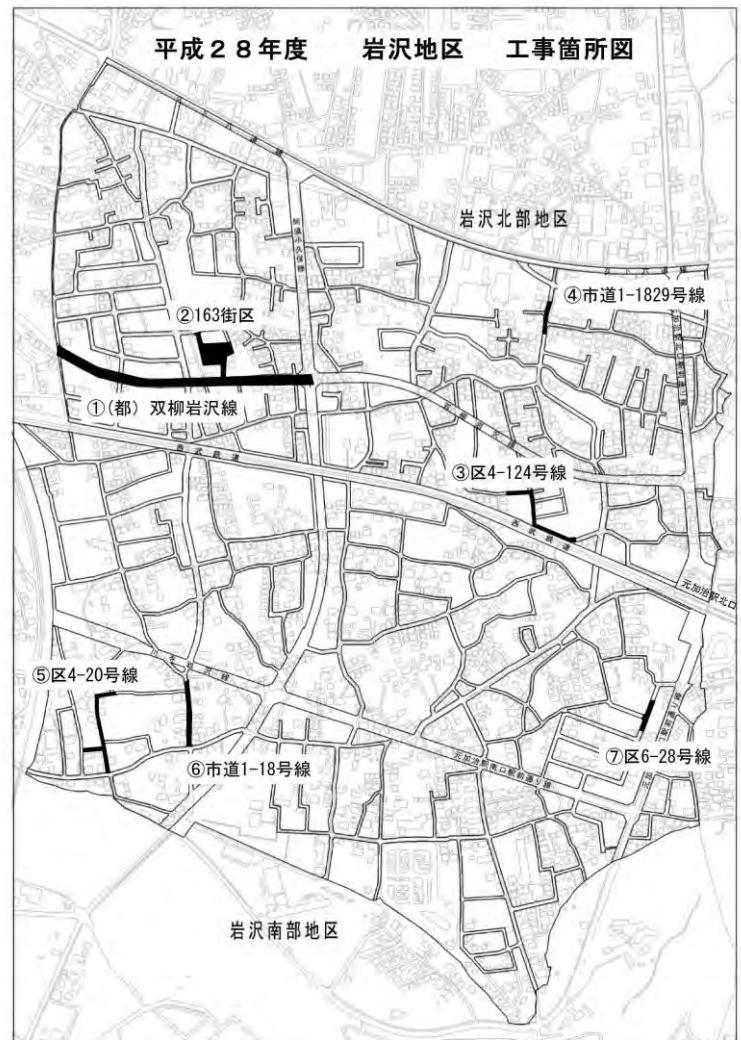
【岩沢南部地区】

- ⑤ 区 4-20 号線ほか道路築造工事
- ⑥ 市道 1-18 号線舗装打換工事
- ⑦ 区 6-28 号線道路築造工事

① (都) 双柳岩沢線実施状況



② 163 街区実施状況



③ 区 4-124 号線実施状況



④市道 1-1829 号線実施状況



⑤区 4-20 号線実施状況



⑥ 市道 1-18 号線実施状況



⑦ 区 6-28 号線実施状況



2 トピックス 見守り活動隊について (岩沢六道)

岩沢六道見守り活動隊が、毎日小学生の登下校時に見守り活動を行っています。また、月に2回、区域内の防犯防災のため夜間パトロールを行なっています。

見守り活動・パトロール活動を通じて、子ども達や隊員同士の交流が深まるとともに、地域への関心が強まるなど、積極的な活動に取り組んでいます。岩沢六道見守り活動隊の皆さん、これからも地域皆さまの安心・安全を守るため、これからもよろしくお願ひいたします。

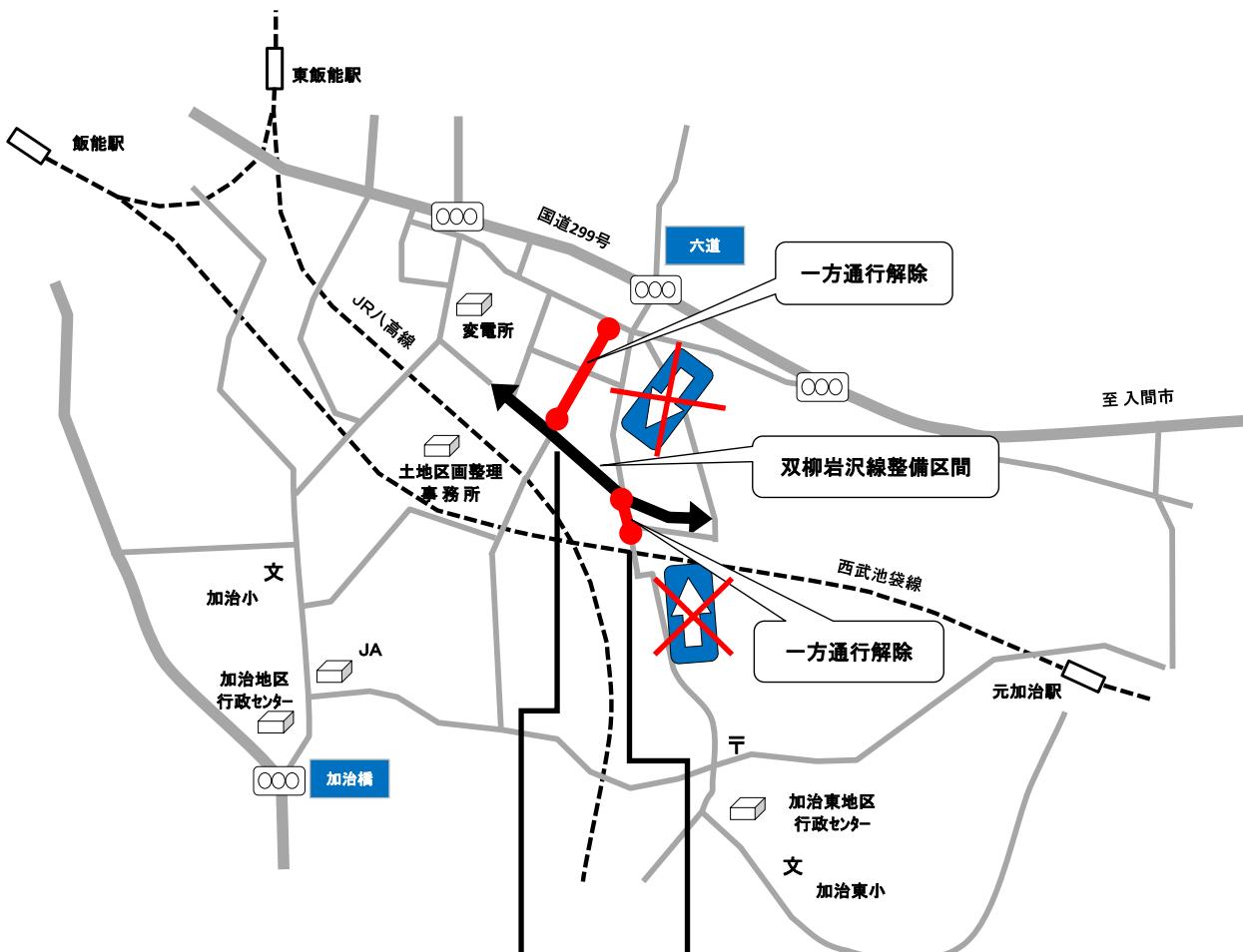


4 区画整理からのお知らせ【別紙】

◆ 一 方 通 行 の 解 除 に つ い て

都市計画道路双柳岩沢線の道路整備に伴い、区画道路の一部区間（下図参照）において、一方通行規制が解除され、対面通行となります。

【対面通行の開始予定日】 平成29年3月21日（火）



交差点から北を望む



交差点から北を望む

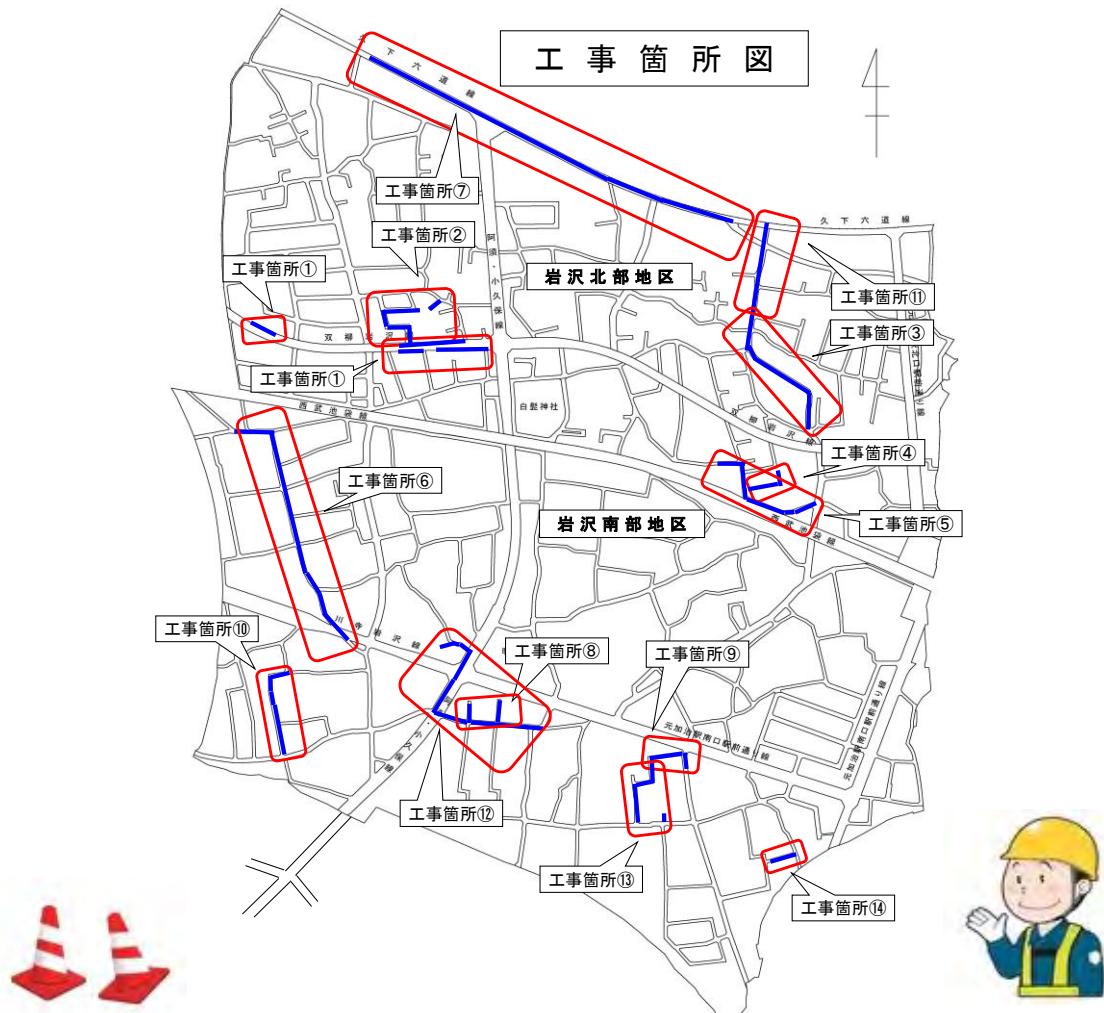
3 下水道課からのお知らせ

平成28年度岩沢地区下水道工事の進捗状況についてお知らせします。(工事箇所図参照)

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成28年 6月下旬	平成28年 9月下旬	完了
②	平成28年10月下旬	平成29年 1月下旬	完了
③	平成28年 8月下旬	平成29年 2月下旬	完了
④	平成28年 8月上旬	平成29年 1月下旬	完了
⑤	平成28年 8月上旬	平成29年 1月下旬	完了
⑥	平成28年 6月下旬	平成29年 2月下旬	下水道工事完了 水道管移設工事あり
⑦	平成28年12月上旬	平成29年 3月下旬	(予定)夜間工事
⑧	平成28年10月下旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑨	平成28年 6月下旬	平成28年12月下旬	完了 舗装工事
⑩	平成28年 8月下旬	平成29年 2月下旬	完了
⑪	平成28年12月上旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑫	平成28年 7月下旬	平成29年 3月下旬	(予定)
⑬	平成28年 6月下旬	平成28年12月下旬	完了
⑭	平成28年 4月下旬	平成28年 6月下旬	完了 舗装工事

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）



○保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内及び岩沢北部土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を先着順にて随時販売しております。

平成28年度では、2か所の保留地（宅地）を販売いたしました。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。

ご希望に応じ、現地案内にも即時対応致します。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指數など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成29年 3月 1日号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆ 合 併 号 ☆★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

- 1 平成28年度の事業状況
- 3 双柳南部地区地元説明会の開催

- 2 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成28年度の事業状況

笠縫地区

★主な工事は、以下のとおりです。

- ①(都) 双柳岩沢線道路整備工事
(3月下旬工事完了予定)
- ②区6-47号線道路整備工事 (工事完了)
- ③区4-1号線道路整備及び宅地造成工事
(工事完了)
- ④24街区宅地造成工事 (工事完了)

【進捗状況】(平成29年2月末時点)

- ・仮換地指定率 97.2%
- ・使用収益開始率 63.3%
- ・建物移転済戸数 748戸
- ・建物移転率 87.9%

①(都) 双柳岩沢線実施状況



②区6-47号線実施状況



③区 4-1 号線実施状況



④24 街区実施状況



双柳南部地区

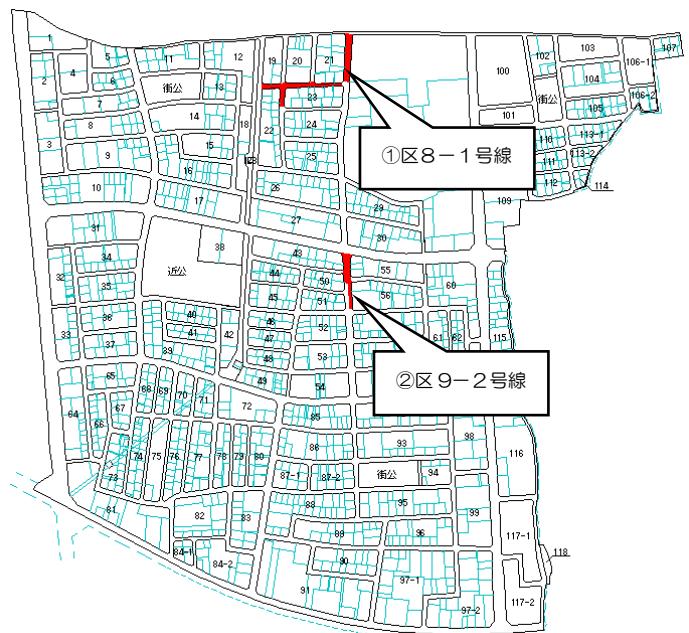
★主な工事は、以下のとおりです。

①区 8-1 号線道路整備工事
(3月中旬工事完了予定)

②区 9-2 号線道路整備及び雨水浸透整備工事 (工事完了)

【進捗状況】(平成29年2月末時点)

- ・仮換地指定率 62. 8%
- ・使用収益開始率 37. 9%
- ・建物移転済戸数 132 戸
- ・建物移転率 19. 4%



平成28年度工事箇所図

①区 8-1 号線実施状況



②区 9-2 号線実施状況



◆ 一方通行の解除について

都市計画道路双柳岩沢線の道路整備に伴い、区画道路の一部区間（下図参照）において、一方通行規制が解除され、対面通行となります。

【対面通行の開始予定日】 平成29年3月21日（火）



交差点から北を望む

交差点から北を望む

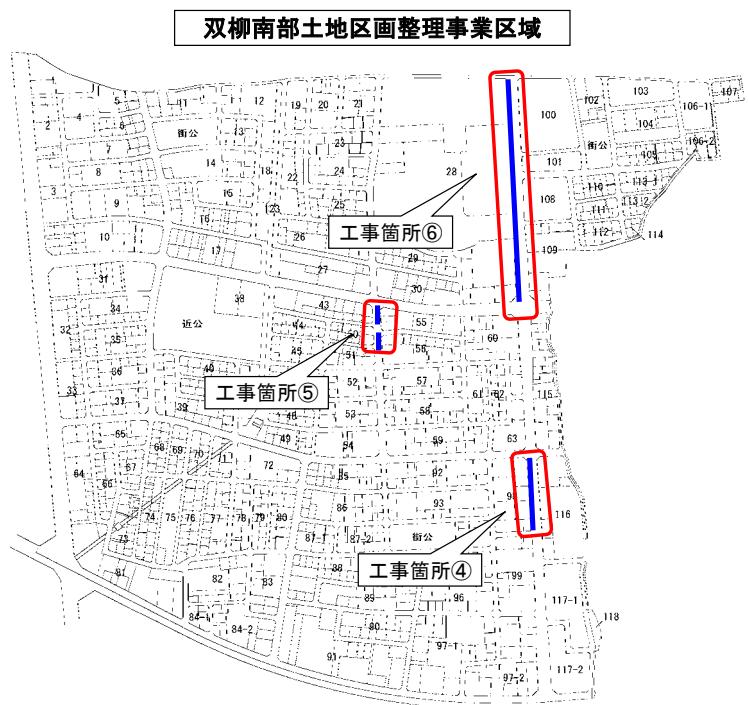
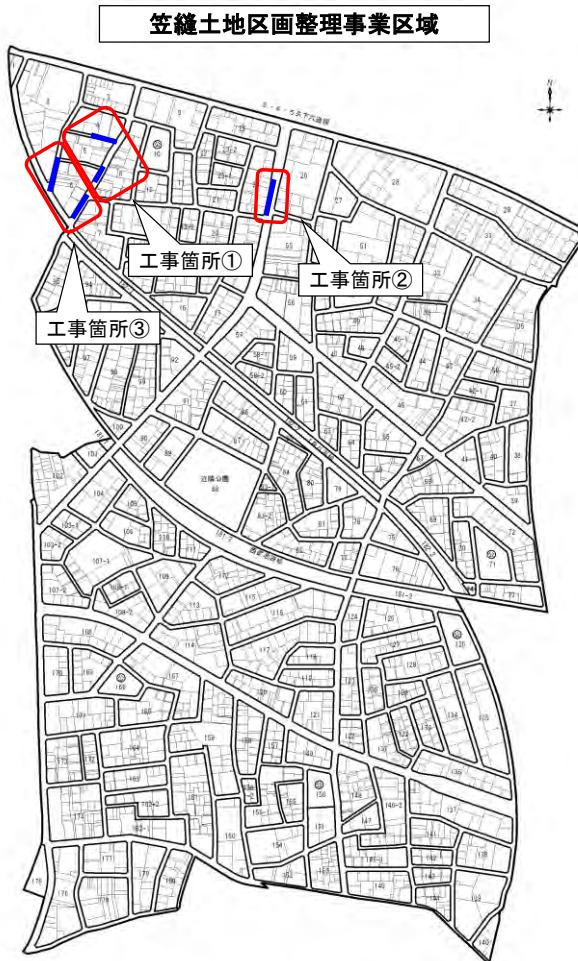
2 下水道課からのお知らせ

平成28年度笠縫・双柳南部地区の下水道工事進捗状況についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成28年 4月下旬	平成28年 7月下旬	完了
②	平成28年10月下旬	平成29年 1月下旬	完了
③	平成29年 1月下旬	平成29年 3月下旬	(予定)舗装工事
④	平成28年 8月上旬	平成29年 1月下旬	完了
⑤	平成28年10月下旬	平成29年 1月下旬	完了
⑥	平成28年12月上旬	平成29年 3月下旬	(予定)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力を願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）



3 双柳南部地区地元説明会の開催

(1) 地元説明会について

これまで区画整理事業を進めてきましたが、事業開始から24年が経過し、事業自体が長期化する状況になりつつあります。

昨年6月には権利者を対象に、事業の進捗状況や今後の進め方などに關し、率直なご意見を伺うことを目的にアンケート調査を実施したところです。

このようなことから、事業経過やアンケート調査結果などを説明し、皆様からは、これからのまちづくりへのご意見などをお聞きする機会として説明会を開催します。

①3月10日（金）19:00～（18:30～受付）

②3月11日（土）10:00～（9:30～受付）

③3月12日（日）10:00～（9:30～受付）

会 場 双柳地区行政センター 集会室

※各回とも同様の内容ですので、都合のよろしい回にお越しください。

※関係権利者の方へは、直接通知しています。

(2) 個別相談会について

地元説明会に出席できなかった方や、個別案件を相談したい方などを対象に個別相談会を行います。

3月24日（金）～ 3月27日（月）までの4日間

各 日 9:00～17:00まで

会 場 双柳地区行政センター 第2会議室

事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

※相談時間はおおむね、1組1時間程度を予定しています。

※相談の状況によりお待ちいただく場合がございます。

4 区画整理課からのお知らせ

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の一部を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が、隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、皆様が利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内及び岩沢北部地区画整理事業地内の保留地（宅地）を先着順にて随時販売しております。

平成28年度では、2か所の保留地（宅地）を販売いたしました。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。

ご希望に応じ、現地案内にも即時対応いたします。

【保留地（宅地）及び価格】

地区	街区	画地	地積 (m ²)	単価	総価格(円)	備考
笠縫	102	9	254.54	59,300円/m ²	15,094,222	売却済み
笠縫	120	1	100.18	77,200円/m ²	7,733,896	
笠縫	56	2	100.44	54,900円/m ²	5,514,156	
笠縫	56	16	118.99	72,400円/m ²	8,614,876	
笠縫	108-2	1	182.36	71,600円/m ²	13,056,976	
笠縫	125	9	117.70	76,300円/m ²	8,980,510	
笠縫	136	19	110.40	74,700円/m ²	8,246,880	
笠縫	140	2	224.49	67,600円/m ²	15,175,524	
笠縫	68	30	139.00	68,500円/m ²	9,521,500	
笠縫	118	1	230.98	65,700円/m ²	15,175,386	
笠縫	112	5	137.76	64,500円/m ²	8,885,520	
笠縫	122	11	100.88	65,300円/m ²	6,587,464	
笠縫	132	15	90.01	75,500円/m ²	6,795,755	
双柳南部	25	6	135.53	75,700円/m ²	10,259,621	売却済み
岩沢北部	21	1	120.87	82,000円/m ²	9,911,340	
岩沢北部	131-1	7	126.03	78,800円/m ²	9,931,164	



編集発行 飯能市区画整理事業課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成29年7月号
笠縫地区・双柳南部地区

★★合併号★★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業予定などについて～

- 1 平成29年度の主な工事予定
- 2 下水道課からのお知らせ
- 3 双柳南部地区地元説明会等について
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成29年度の主な工事予定



平成29年度の主な工事は以下のとおりです。

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備 (工事予定: 9月～2月)



① (都) 双柳岩沢線



② (都) 双柳岩沢線



② (都) 川寺岩沢線道路整備 (工事予定: 9月～2月)



双柳岩沢線は国道299号市役所入口交差点より、笠縫・岩沢地区を横断し、阿須小久保線へと続く、市街地の交通ネットワークの要として重要な路線となっています。昨年度は、岩沢白鬚神社北側の阿須小久保線との交差点から西へ740m整備が完了しました。

今年度は引き続き、工事完了箇所から西へ280m整備を予定し、関連する建物移転や電気通信施設の移設等を優先的に進め、早期の開通を目指して進めていきます。

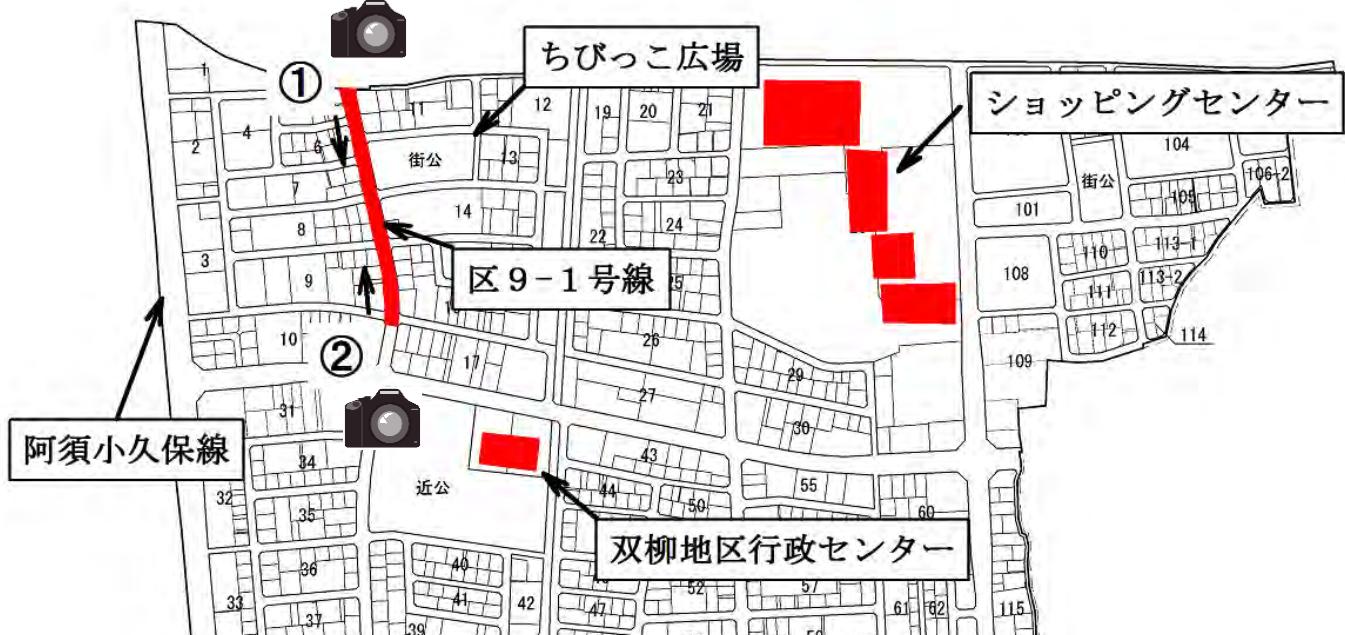
川寺岩沢線は加治小学校交差点より、笠縫・岩沢地区を横断し、阿須小久保線へと続く路線です。



双柳南部地区

平成29年度の主な工事は以下のとおりです。

①区9-1号線道路整備（工事予定：9月～2月）



① 区9-1号線



② 区9-1号線



これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきま
すようご協力をお願いします。



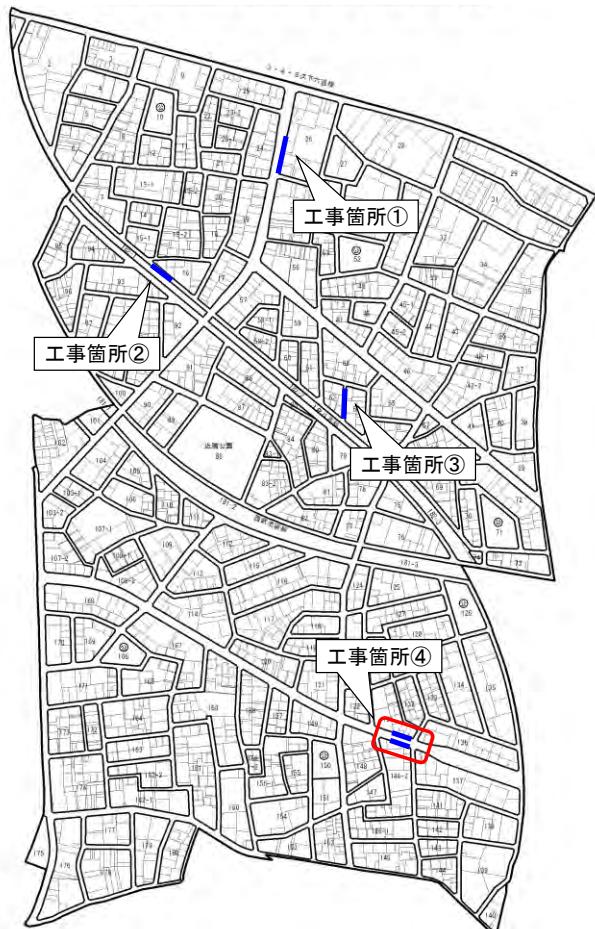
2 下水道課からのお知らせ

笠縫及び双柳南部地区の公共下水道汚水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成29年 8月下旬	平成29年 2月下旬	徐行通行
②	平成29年 6月下旬	平成29年 9月下旬	通行止
③	平成29年 6月下旬	平成29年 9月下旬	通行止
④	平成29年 6月下旬	平成29年 9月下旬	徐行通行
⑤	平成29年 7月下旬	平成29年 10月下旬	徐行通行
⑥	平成29年 10月下旬	平成30年 2月下旬	通行止
⑦	平成29年 10月下旬	平成30年 3月下旬	通行止

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

笠縫土地区画整理事業区域



双柳南部土地区画整理事業区域



お問い合わせ先：下水道課整備担当 042-973-3433（直通）

3 双柳南部地区地元説明会等について

平成29年3月10日から3日間、地元説明会等を開催し、これまでの事業経過や今後望まれるまちづくりの方向性などについて説明しました。

【地元説明会出席状況】

①開催日：平成29年3月10日、11日、12日

②対象権利者件数：1,113件 ③出席権利者件数：301件

【個別相談会相談状況】

①開催日：平成29年3月24日、25日、26日、27日 ②相談件数：95件

【説明会での主な質疑応答】

1 事業の進捗が遅いことについて（5件）

○双柳南部地区の事業進捗が他地区と比べ遅れているように感じますか。

○事業規模や各地区の整備状況によって異なりますが、限られた予算の中で、優先度などを考慮し、効果的に事業が進められるよう努めています。

2 見直しの変更案について（4件）

○見直しの変更案はいつ示されますか。また、変更案を見てみないと判断できないこともあります。

○アンケート結果を考慮して、次の説明会では、区域設定案や道路・公園などの見直しの変更案をお示ししながら、皆さまとの合意形成を図りたいと考えています。

3 見直した場合の事業完了について（4件）

○見直した場合には、どのくらいの期間で完了を見込んでいますか。

○現況道路を生かしながら、建物移転を減らすことでの事業費の縮減や期間の短縮を図り、概ね20年間での整備完了を目指していくたいと考えています。

4 阿須小久保線の整備について（3件）

○阿須小久保線が完成すると便利になりますが、開通はいつ頃になりますか。

○阿須小久保線は、市域を南北に結ぶ重要幹線道路であり、早期の完成が急務な課題であると認識しています。見直しのなかで整備スケジュールを検討していくたいと考えています。

【まちづくりアンケート調査結果概要】

アンケート調査結果の概要（速報値）をお知らせします。

集計並びに記述いただきましたご意見を取りまとめし、皆さまにお知らせさせていただきます。

調査期間：平成29年3月10日（金）から31日（金）まで

回収状況

	件 数	回収率
調査対象数	1,113	—
回収数	635	57.1%

回答状況（調査対象件数 1,113件中）				
これからのまちづくりに関して感じたこと？	回答数	回答割合		
1 長期化等を解消するために、早急に今の計画を見直す必要性を感じた。	289	45.5%	見直し	80.5%
2 状況を判断すると、計画を見直すこともやむを得ないと感じた。	222	35.0%		
3 やはり時間がかかっても計画どおり進めるべきだと感じた。	32	5.0%	継続	5.0%
4 その他	21	3.3%		
無回答(無記入)	71	11.2%	無回答ほか	14.5%
合 計	635	100%		

4 区画整理課からのお知らせ

保留地（宅地）の販売について

保留地（宅地）販売の抽せん日程をお知らせします。

○受付期間 平成29年7月24日(月)～8月2日(水)
8時30分～17時15分（期間中は、土・日も受け付けます。）

○抽せん日時 平成29年8月10日(木) 10時00分～

○受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

○案内書、申込書及びパンフレットは、6月19日(月)から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページでもお知らせする予定です。

区画整理課からのお願い

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となります。ルールを守り、住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の数箇所を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆さまが利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。



編集発行 飯能市土地区画整理事務所（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成29年7月号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- ◆平成29年度の主な工事予定
- ◆区画整理課からのお知らせ

◆下水道課からのお知らせ

◆平成29年度の主な工事予定

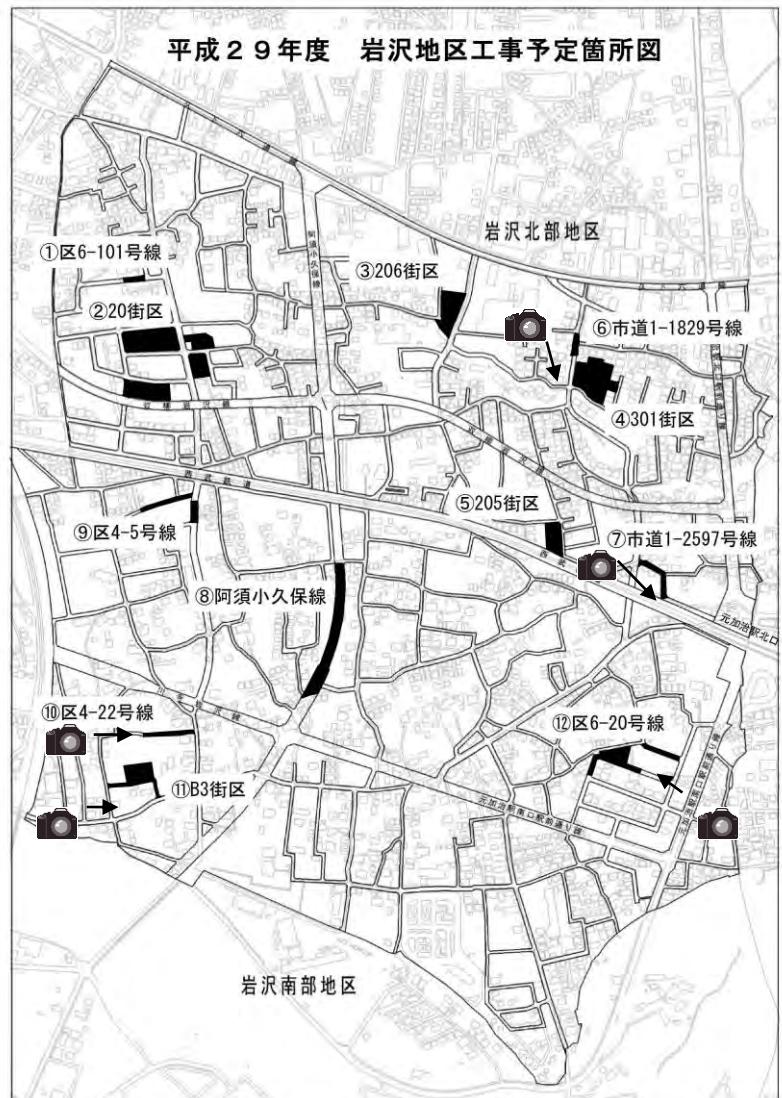
平成29年度の工事は以下のとおりです。

【岩沢北部地区】

- ① 区6-101号線道路築造
- ② 20街区ほか造成及び区6-54号線ほか道路築造
- ③ 206街区造成及び区4-115号線道路築造
- ④ 301街区ほか造成及び区4-119号線道路築造
- ⑤ 205街区造成及び区4.2-2号線道路築造
- ⑥ 市道1-1829号線道路築造
- ⑦ 市道1-2597号線道路整備

【岩沢南部地区】

- ⑧ 阿須小久保線工事用道路築造
- ⑨ 区4-5号線道路築造
- ⑩ 区4-22号線道路築造
- ⑪ B3街区造成及び区4-23号線道路築造
- ⑫ 85街区ほか造成及び区6-20号線ほか道路築造



その他、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定していますので、関係権利者の方々へ交渉を行います。

下記の2路線は工事期間中、特に通行に注意が必要な道路になります

◎市道1-1829号線



⑦市道1-2597号線



(工事予定:8月~12月)

当該道路は、西武池袋線元加治駅へ接続する準幹線道路として整備を進めています。地域間を結ぶ生活道路で、比較的交通量が多いことから、これらの工事を行うにあたり、必要に応じ迂回等が生じる期間があります。迂回等につきましては、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。

下記の3路線は、工事完了後通行が可能となります

⑩ 区4-22号線



⑪ 区4-23号線



⑫ 区6-20号線



下水道課からのお知らせ

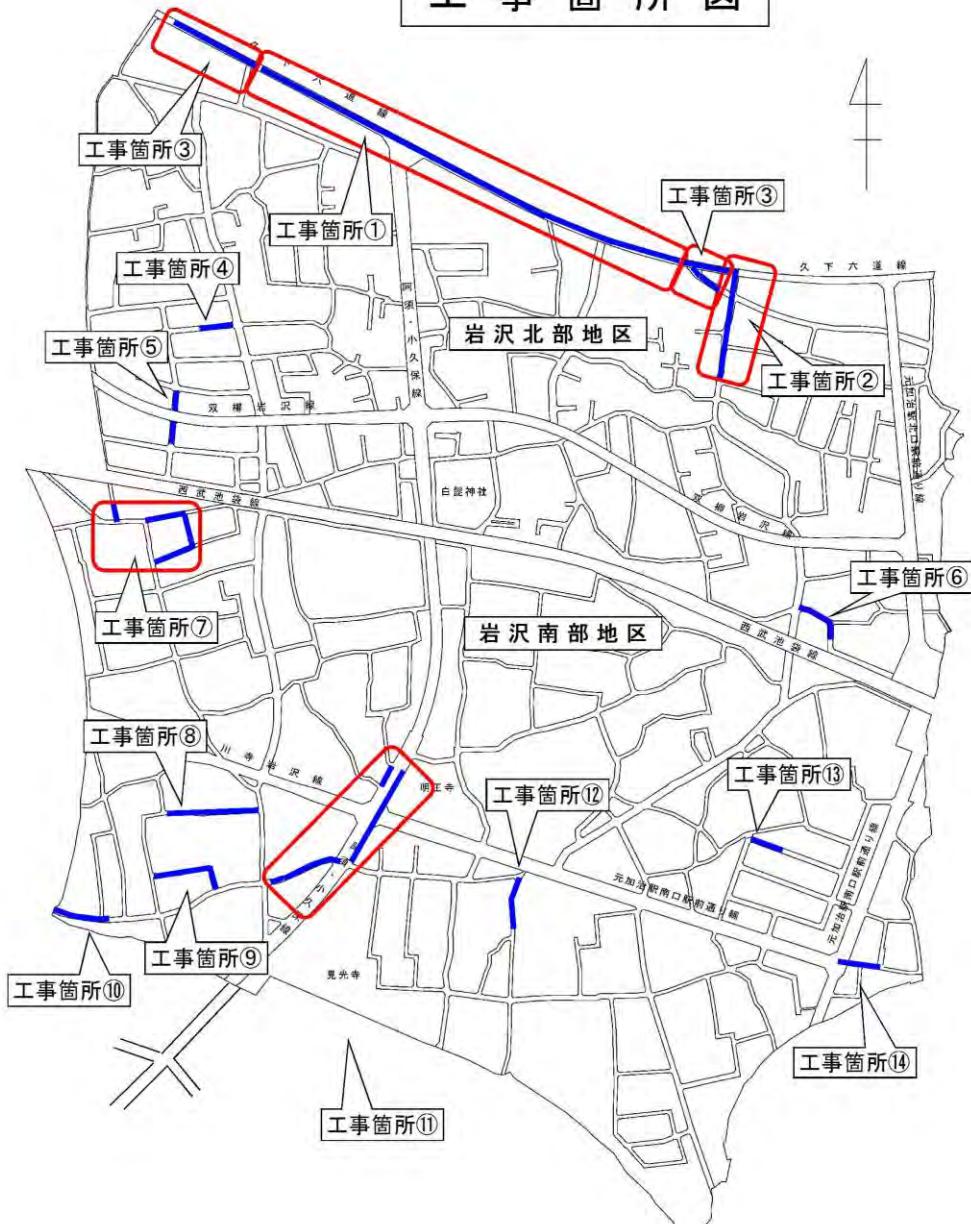
平成29年度岩沢地区公共下水道汚水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成29年 4月上旬	平成29年 9月下旬	片側交互通行 夜間工事 (28年度より継続)
②	平成29年 4月上旬	平成29年 9月下旬	徐行通行 (28年度より継続)
③	平成29年 5月上旬	平成29年 11月下旬	片側交互通行 夜間工事
④	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止
⑤	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止
⑥	平成29年 8月下旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑦	平成29年 7月下旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑧	平成29年 11月下旬	平成30年 2月下旬	通行止
⑨	平成29年 11月下旬	平成30年 2月下旬	通行止
⑩	平成29年 8月下旬	平成30年 1月下旬	徐行通行及び一時通行止
⑪	平成29年 6月上旬	平成29年 11月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑫	平成29年 8月下旬	平成30年 2月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)
⑬	平成29年 6月上旬	平成29年 9月下旬	通行止
⑭	平成29年 9月上旬	平成30年 1月下旬	通行止 (水道管移設工事あり)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図



◆ 区画整理課からのお知らせ

平成29年度における保留地（宅地）販売の抽せん日程をお知らせします。

○受付期間 平成29年7月24日(月)～8月2日(水)
8時30分～17時15分（期間中は、土・日も受け付けます。）

○抽せん日時 平成29年8月10日（木）10時00分～

○受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

○案内書、申込書及びパンフレットは、6月19日（月）から地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。また、詳細については広報はんのう7月号及び市のホームページをご覧ください。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。
建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○土地の売買について

地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指數など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○電柱等移設へのご協力のお願い

地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱等の移設も同時に行われます。電柱等の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱等の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理事業課（地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成29年9月号
双柳南部地区
★☆特別号☆★

双柳南部地区

まちづくりアンケート結果について

アンケート調査につきましては、ご多忙のところ皆さまのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

アンケートでは、これからまちづくりに対する多くの貴重なご意見をいただきました。

つきましては、アンケート結果がまとまりましたので、皆さまにお知らせいたします。

なお、本号では紙面の都合上、主なご意見を概要にとりまとめ掲載させていただきましたのでご了承願います。

また、アンケート結果につきましては、市ホームページ及び区画整理課、双柳地区行政センターの窓口でもご覧いただけますので、そちらもご利用ください。

【アンケート調査の概要について】

☆調査対象者 双柳南部地区に土地を所有または借地している権利者

☆調査期間 平成29年3月10日（金）～3月31日（金）

☆回収状況

	件数	回収率
調査対象数	1,113	—
回収数	635	57.1%

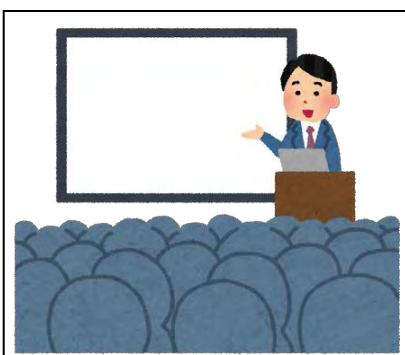
☆回答状況 別紙概要版をご覧ください。

【説明会（第2回）の開催について】

市では、これまでの説明会やアンケート調査でいただいたご意見などを踏まえ、これらのまちづくりに関し検討を進めてきました。

ついては、本地区が抱えている事業課題の改善・解消に向けた、事業計画見直し（案）の概要などについて、権利者の皆さまを対象に説明会の開催を予定しています。

※権利者の皆さまには、直接ご通知によりご案内いたします。



開催日：①平成29年10月13日（金）19:00～
②平成29年10月14日（土）10:00～
③平成29年10月14日（土）14:00～
④平成29年10月15日（日）10:00～

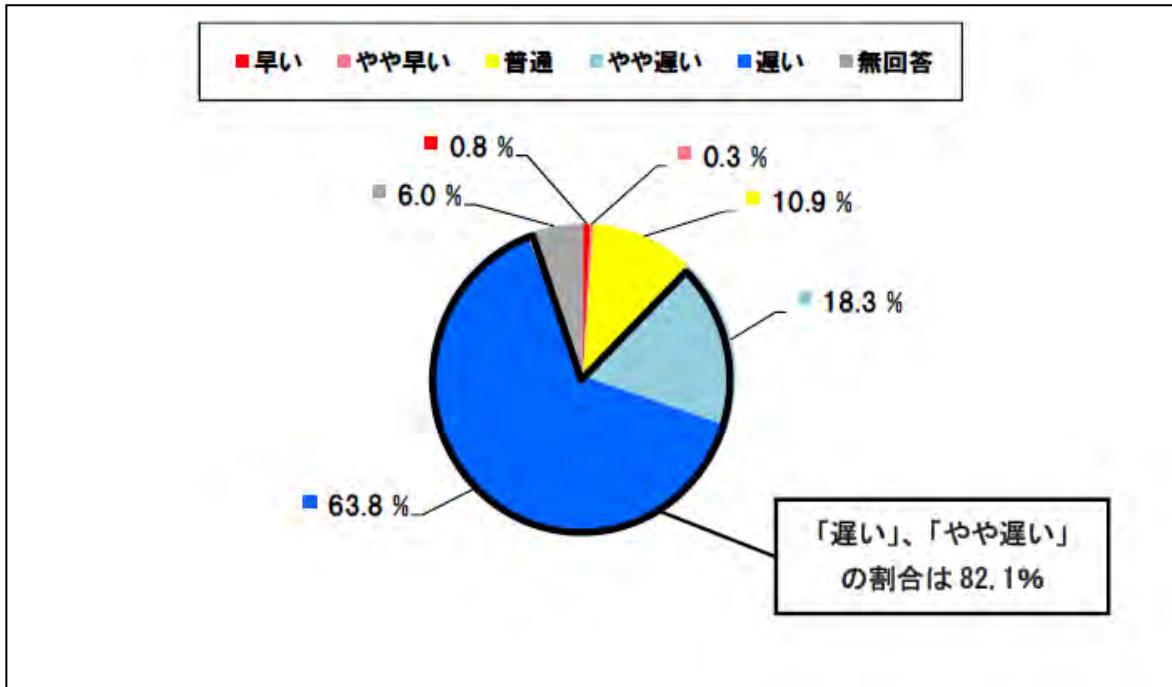
会場：双柳地区行政センター集会室

※各回とも同様の内容を予定しています。

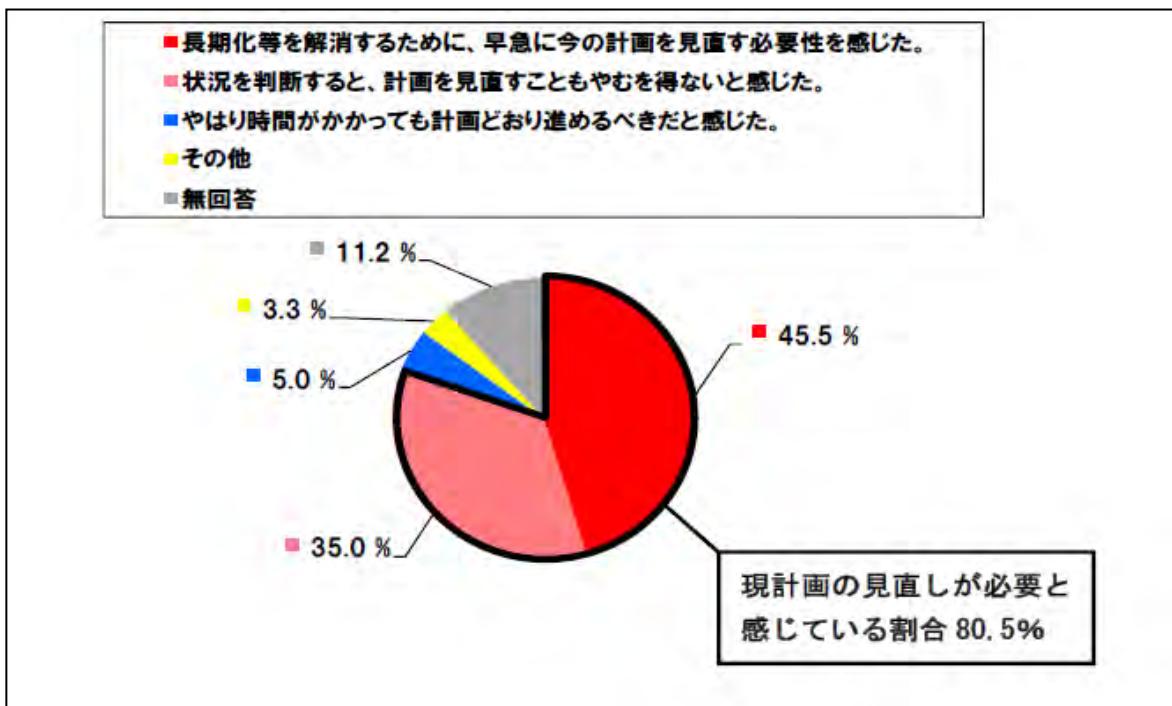
なお、事前予約は不要です。直接会場へお越しください。

概要版

1 事業の進捗状況に関して感じていること



2 双柳南部地区のこれからについて



アンケート調査自由意見のまとめ

※アンケート用紙記載の自由意見を集計。

※複数にわたる意見は、それぞれの項目毎で1つとして集計（重複して集計）。

※自由意見の書き込み（270件）の内、主なものをまとめています。

※自由意見の内容を分類しているため、回答件数270件とは合致しません。

1 土地区画整理事業について 84件

- 事業が長期化した原因は、計画自体に問題があったのではないか。
- 社会情勢が大きく変化している時代、計画を見直し早期の解決を望みます。
- 事業完了70年後を見通すことは、誰にもできません。現実性のある計画に見直し、事業が完了することを強く望みます。
- 今後の方針、見直し計画（案）の概要は、いつどのように示されますか。



市の考え方

○事業開始当初とは、社会経済情勢が大きく変化する中で、計画した建物移転戸数が多いことや玉突き移転による複雑な工程などにより、整備等に要する期間が長期にわたっています。このような状態を真摯に受け止め、皆さまの負担軽減に配慮しながら、実現可能な計画に変更し、この問題を早期に改善・解消していくことが必要であると考えています。

○今後開催を予定している説明会において、計画変更（案）の概要や今後の予定などをお示しする予定です。

2 公共施設整備について 126件

- 生活環境の改善には下水道の整備や雨水の整備などを最優先にやるべきです。
- 生活道路は、緊急時や防災上の改善に関するこを優先に見直すべきです。
- 阿須小久保線が国道299号まで早く整備されることを望みます。
- 区画道路が長い間側溝等整備がされていない。砂利のままでは水たまりができ、歩行の安全が保たれないので、優先的に整備するべきです。
- 児童・生徒の安全を守るため通学路を早く整備して欲しいです。
- 地域に誰にでも楽しめる、交流の場としての公園整備を望みます。



市の考え方

- これらの問題を解決していくことが、この地区の喫緊の課題であると認識しています。そのため事業の見直しを図り、幹線道路をはじめ、生活道路の整備改善を下水道や雨水整備等と合わせ、計画的に進めていくことが必要であると考えます。
- 地区行政センター北側周辺では、一部の区画道路で未整備箇所がありますが、事業の見直しとは別に道路整備は継続する考えです。
- 児童・生徒の安全確保のため、通学路の安全対策は市として推進していきます。
- 事業見直し後においては、計画的な公園整備を図りたいと考えています。

3 個人による土地・建物の課題について 50件

- 土地の有効活用を図ることで、人口の増加にもつながると思います。
- 相続しても自由になる土地ではなく、畠をするのも大変である。土地活用ができるようにして欲しいです。
- 建物の老朽化が著しいため、早急に建替えができるようにして欲しいです。
- 空き家を所有しているが建替えができないことから、処分もできません。土地活用をしたいので、建築規制を緩和して欲しいです。



市の考え方

- 事業が長期化していくことは、自由な土地利用、建替え等がこれからも規制により制限され、この状態は解消しなければなりません。市といたしましても、規制が長期にわたることは、権利者皆さまの負担や地域の経済活動にも大きな影響を与えます。このことから、負担の減少、地域の活性化のためにも早急な事業の見直しが必要であると考えています。

4 市の政策・まちづくりについて 50件

- 事業の長期化が人口減少の原因であると思います。
- 具体的な見直し計画図等を示して欲しいです。
- これから整備工程を説明して欲しいです。
- 市の体力に合致した現実的な取組に期待します。
- 生まれ育った大切な「ふるさと」を、生き生きとしたライフスタイルを楽しめる様にしてください。



市の考え方

- 事業の長期化が招く弊害に人口減少があることは重要な課題として受け止めています。建築等規制による皆さまへの負担、さらには人口減少による地域コミュニティの衰退、これらを改善していくことが急務な課題であると考えています。
- 次回説明会では、整備計画図や整備工程などをお示しする予定です。
- 将来を見据え、実現可能な計画に変えていくことが最も重要であると考えます。
- 地域コミュニティを持続していくことも市の役割であると考えています。

5 税金・事業資金について 21件

- 区画整理の規制により、思うように土地利用ができないにも関わらず、税金だけは納めなければならない状態を改善して欲しいです。
- 双柳南部地区の予算が他の地区に比べ少ないと思います。
- 事業費を削減し、身の丈にあった実現可能な計画に見直すべきです。
- 清算はどのように行われるのでしょうか。



市の考え方

- 事業の長期化に伴い、土地利用等における規制が皆さまに負担を与える状況は大きな課題として認識しています。このような状況を事業見直しの中で、改善していくことが課題解決のために必要なことであると考えています。
- 事業規模や進捗の度合いによって異なりますが、整備における優先度なども考慮しながら各地区の事業を進めています。
- 清算金とは、宅地の整理前と整理後の位置や形状等を評価し、その差異が生じた場合、金銭により徴収、交付を行い宅地間での公平を図ります。
- 清算金が決まるのは、事業が完了し換地処分が行われた翌日で、その時点での権利者が対象になります。なお、清算金事務は、規則に基づき行われます。

保留地販売（先着順）のお知らせ

市では、保留地を販売（先着順）しています。土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご相談ください。

なお、ニュースのお知らせ前に申込みがあった場合はご容赦ください。

また、市ホームページで詳細を掲載していますので、そちらもご利用ください。

区画整理課からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為等）や、ブロック塀やフェンス等の工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

この申請により、宅地の造成高や歩道計画のある道路の出入口の位置等が、道路計画や造成計画と整合するかをチェックする内容を含むため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力を願いします。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内において、道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。

また、邪魔にならないと思っていても周辺へ迷惑をかけていたりすることもあり、トラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。

公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○保留地を購入された方へお願い

売買契約者（権利者）の住所の変更があった場合、相続により名義を変更する場合、付保留地で仮換地と一体で売買し名義を変更する場合は、区画整理課へ届出をお願いします。

問合せ先	飯能市區画整理課
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
FAX	042-972-1242
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成30年1月30日号

笠縫地区及び双柳南部地区 任期満了に伴う 審議会委員選挙のお知らせ

土地区画整理事業では換地計画や仮換地指定などの審議を行うため、また地域の方のご意見を事業に反映させるための機関として、事業ごとに土地区画整理事業審議会を設置しています。

笠縫地区的審議会委員については本年6月5日をもって、双柳南部地区については5月9日をもって5年間の任期が満了することから、改選に伴う選挙を実施します。

今回のニュースでは、選挙の手続き及び日程について特集してお知らせします。

★ 選 挙 期 日 ★

笠縫地区 平成30年4月22日(日)

双柳南部地区 平成30年4月15日(日)

■審議会委員の構成及び選挙する委員数について

土地区画整理事業審議会は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」と、土地区画整理事業に関する学識及び経験を有する方の中から市長が選任する「学識経験者委員」で構成されます。

笠縫地区については権利者委員12名、学識経験者委員3名の計15名、双柳南部地区については権利者委員8名、学識経験者委員2名の計10名が飯能市の条例（施行規程）により定数として定められています。

今回選挙する委員数は、権利者委員の定数である笠縫地区12名（うち所有権委員11名、借地権委員1名）、双柳南部地区8名（うち所有権委員7名、借地権委員1名）です。学識経験者委員については、土地区画整理事業法により市長が選任することと定められており、選挙の対象とはなりません。

■選挙人の資格（選挙権及び被選挙権）及び立候補届け出期間について

● 所有権又は借地権のある人 ●

所有権又は借地権をお持ちの方は、各1個の選挙権及び被選挙権を有します。所有権と借地権が共にある人は、所有する権利に対しそれぞれ1個の選挙権及び被選挙権を有することになりますが、この場合には両方の権利を兼ねて候補者となることはできません。なお、登記簿上の土地所有者が既に死亡しているにもかかわらず、相続登記が済んでいない場合は、原則として選挙権及び被選挙権を行使することはできません。また、未成年者、成年被後見人又は被保佐人、禁固以上の刑に処されその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人については、被選挙人となることはできません。

未登記の借地権を有する方は、借地権の申告を行うことにより選挙人の資格を得ることができます。すでに借地権申告を提出していただいている方で申告の内容に変更がない場合は、あらためて提出していただく必要はありません。

なお、2月6日から3月19日までは借地権申告の受付が停止されます。

● 共有者又は共同借地権のある人 ●

土地の共有者又は共同借地権者の場合、選挙権及び被選挙権は共有者の方々の代表者が行使することになります。

このため、選挙権及び被選挙権を得るためにには、共有者の中から代表者を選出し、代表者選任通知書（所定の用紙あり）を区画整理課へ提出していただく必要があります。代表者選任通知書の提出により代表者として定められた方が、選挙権及び被選挙権を有することになります。なお、被選挙権を行使するためには、立候補の届け出期間内に代表者選任通知書及び立候補届出書の提出が必要です。

代表者選任通知書の提出について

土地の共有者及び共同借地権のある方については、代表者選任通知書を提出しないと選挙権及び被選挙権を行使することができません。この通知書は選挙期日まで提出することができますが、関係者の実印の押印と印鑑登録証明書を添付していただくことになりますので、早めのご準備をお願いいたします。用紙は区画整理課に用意してありますので必要な方はお申し出ください。

すでに提出していただいている方で代表者に変更がない場合には、改めて提出いただく必要はありません。

● 法人 ●

候補者となる場合は、立候補届のほかに法人の印鑑登録証明書やその法人の代表者であることを証明する資格証明書などを提出していただきます。

選挙権は、その法人の指定する方が有しますが、投票時にその権限を証する書面を提出していただくことになります。

★ 立候補届出期間 ★

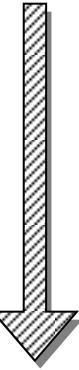
平成30年3月20日(火) ~ 3月29日(木)

■ 審議会委員選挙に関する公告について

選挙に伴う各種の公告は、市役所前の掲示場及び飯能市地区画整理課（飯能市地区画整理事務所）に掲示して行います。

■ 審議会委員選挙の日程(予定)について

事 項	期日・期間	事務の概要
選挙期日の公告	1月17日	選挙を行う旨の公告をしました。
選挙人名簿 縦覧期間 (異議の申出期間)	2月15日 ↓ 2月28日	<p>この期間、選挙人名簿の縦覧を行います。</p> <p>■場所：飯能市地区画整理課 (飯能市地区画整理事務所内)</p> <p>■時間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日も行います)</p> <p>名簿には、2月6日（選挙人名簿作成基準日）現在の土地所有者及び借地権者が記載されます。</p> <p>名簿に記載された土地の所有者及び借地権者の方だけが、選挙権者及び被選挙権者になることができます。</p> <p>選挙人名簿に<u>記載漏れや誤り</u>がある場合の権利者の異議申出は、この縦覧期間中に受け付けます。</p>
選挙人名簿確定の 公告 選挙する権利者別 委員の定数の公告	3月19日	この日に選挙人名簿確定の公告をします。また、土地の所有権者及び借地権者の方から選挙する委員の数も公告します。

立候補届出期間	3月20日  3月29日	委員に立候補される方は、この期間内に飯能市長宛てに立候補の届出をしてください。また、候補者を推薦される方は、候補者の承諾書を付けて届出してください。 ■届出場所：飯能市区画整理課 (飯能市土地区画整理事務所内) ■時間：午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日も行います)	
立候補者の公告 又は 投票を行わない旨の 公告	3月30日	候補者の氏名、住所を公告します。 また、候補者が定数に満たない場合又は定数と同じ場合には投票を行いませんので、その旨を公告します。	
選挙場、投票時間、 開票日時の公告	4月4日	選挙場（投票場）、投票時間、開票の日時を公告します。	
選挙執行通知書 (入場券)の送付	4月4日	選挙権を有する方に選挙執行通知書（入場券）を送付します。	
選挙日 (投票、開票)	笠縫地区 4月22日	双柳南部地区 4月15日	選挙場（投票場）、投票時間等は入場券にてお知らせいたします。 また、投票終了後、開票を行います。
当選人の決定の公告、 通知	4月23日	4月16日	当選人の氏名、住所を公告し、当選人に当選人決定通知を送付します。

■その他 区画整理課からのお知らせ

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理地区内の土地の権利に関し変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

編集発行 飯能市区画整理課
(飯能市土地区画整理事務所内)
住 所 飯能市大字笠縫 112-1
電 話 042-973-8682
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成30年3月号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- 1 平成29年度の事業状況
- 2 下水道課からのお知らせ
- 3 区画整理課からのお知らせ

1 平成29年度の事業状況

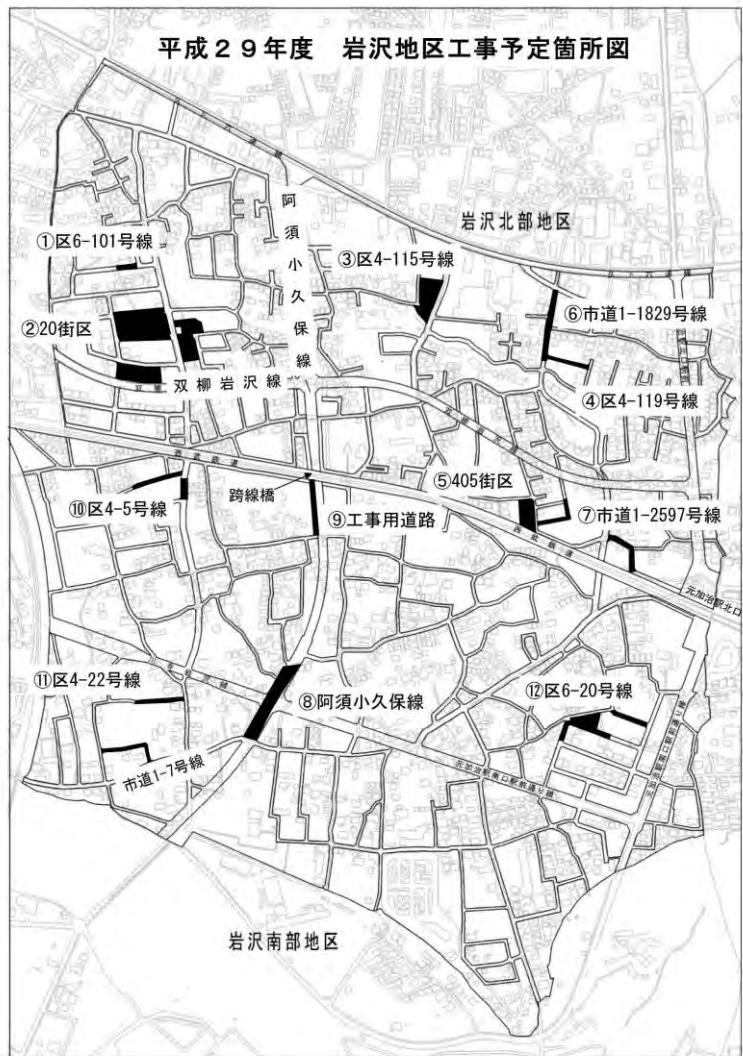
★主な工事は、以下のとおりです。

【岩沢北部地区】

- ① 区6-101号線道路築造工事
- ② 20街区ほか造成及び区6-55号線ほか道路整備工事
- ③ 区4-115号線道路築造工事
- ④ 区4-119号線道路築造工事
- ⑤ 405街区造成ほか工事
- ⑥ 市道1-1829号線道路築造工事
- ⑦ 市道1-2597号線道路整備工事

【岩沢南部地区】

- ⑧ 阿須小久保線道路築造工事
- ⑨ 阿須小久保線工事用道路築造工事
- ⑩ 区4-5号線道路築造工事
- ⑪ 区4-22号線ほか道路築造工事
- ⑫ 85街区ほか造成及び区6-20号線ほか道路築造工事



○阿須小久保線の整備について

阿須小久保線は、市街地東部を南北に縦貫する道路として最重要、最優先される幹線道路に位置付けられています。

今後は、地域の発展と利便性の向上のため、西武池袋線を越える跨線橋を含む市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間の早期開通に向けた整備を進めてまいります。

① 区 6-101 号線実施状況



② 20 街区実施状況



③ 区 4-115 号線実施状況



④ 区 4-119 号線実施状況



⑤ 405 街区実施状況



⑥ 市道 1-1829 号線実施状況



⑦ 市道 1-2597 号線実施状況



⑧ 阿須小久保線実施状況



⑨ 阿須小久保線工事用道路実施状況



⑩ 区 4-5 号線実施状況



⑪ 区 4-22 号線実施状況



⑫ 区 6-20 号線実施状況



2 下水道課からのお知らせ

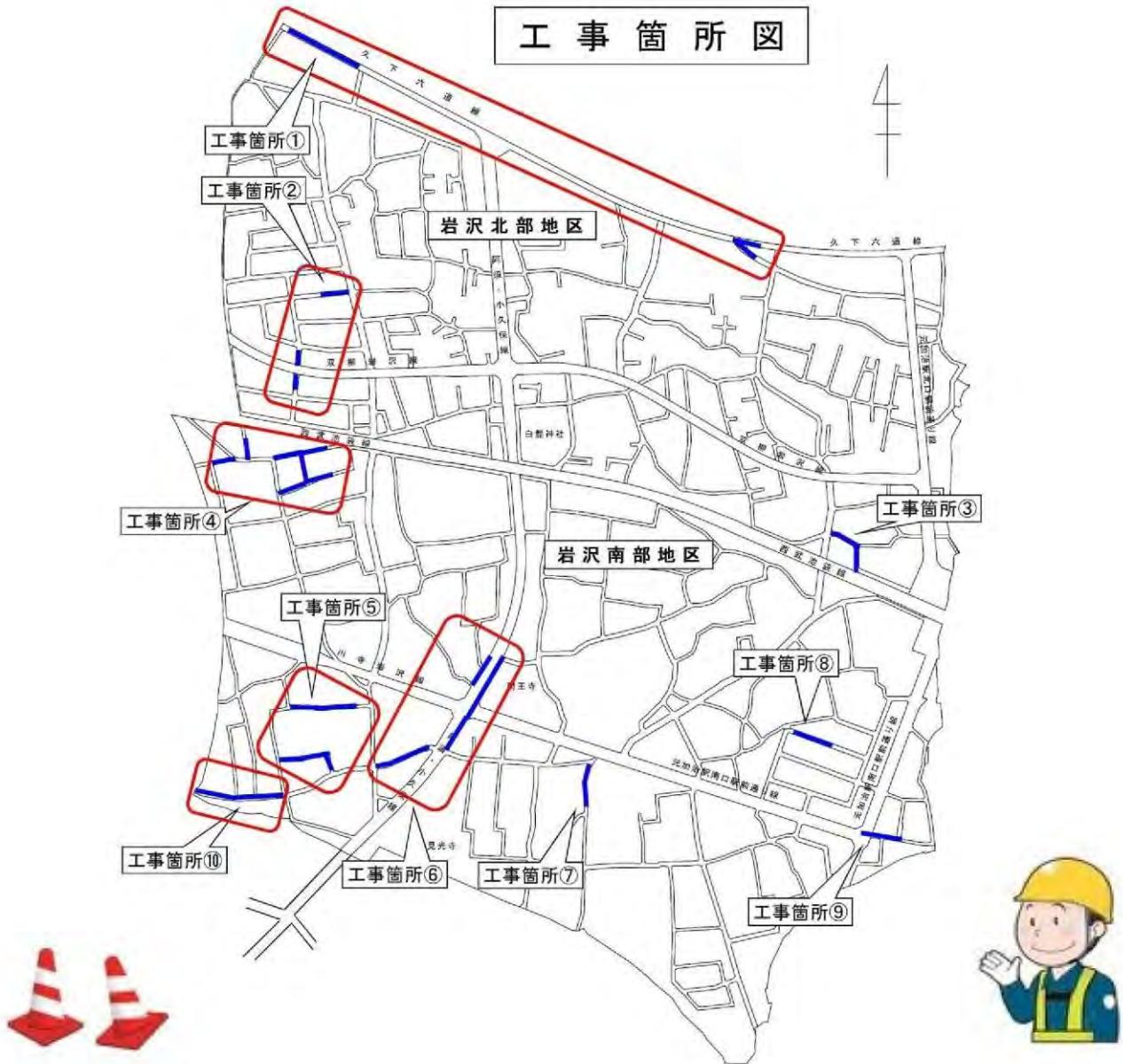
平成29年度岩沢地区の下水道工事進捗状況についてお知らせします。（工事箇所図参照）

工事箇所図番号	工事着手	工事完了(予定)	備考
①	平成29年 5月上旬	平成29年11月下旬	完成
②	平成29年 8月上旬	平成30年 1月下旬	完成
③	平成29年 9月下旬	平成30年 3月下旬	完成予定
④	平成29年 8月上旬	平成30年 2月下旬	完成
⑤	平成29年11月上旬	平成30年 2月下旬	完成
⑥	平成29年 6月上旬	平成29年11月下旬	完成
⑦	平成29年 8月上旬	平成30年 1月下旬	完成
⑧	平成29年 6月上旬	平成29年 9月下旬	完成
⑨	平成29年 8月下旬	平成30年 1月下旬	完成
⑩	平成29年 9月下旬	平成30年 3月下旬	完成予定

問い合わせ先：下水道課 整備担当

042-973-3433(直通)

工事箇所図



3 区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）を販売中です

飯能市が施行する飯能都市計画事業笠縫土地区画整理事業、岩沢北部土地区画整理事業の保留地（宅地）を販売しています。今年度は笠縫地区12区画、岩沢北部地区2区画を販売中です。案内書、パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。
建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指數など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、

換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱等の移設も同時に行われます。電柱等の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱等の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 30 年 3 月号

笠縫地区・双柳南部地区

★☆ 合 併 号 ☆★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

- 1 平成 29 年度の事業状況
- 3 双柳南部地区地元説明会等の報告

- 2 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成 29 年度の事業状況



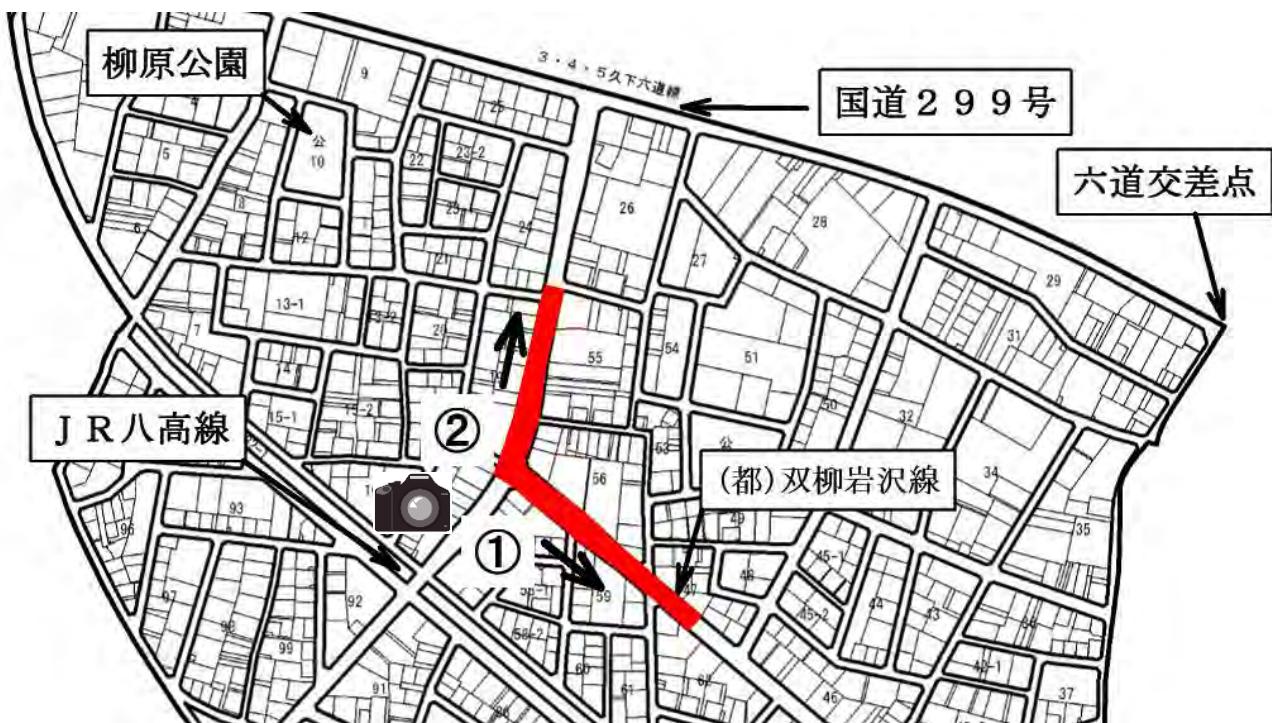
【進捗状況】(平成 30 年 2 月末時点)

- ・仮換地指定率 97. 2%
- ・使用収益開始率 64. 2%
- ・建物移転済戸数 764 戸
- ・建物移転率 89. 8%



平成 29 年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

- ① (都) 双柳岩沢線道路整備工事 (3 月下旬完了予定)



① (都) 双柳岩沢線実施状況



② (都) 双柳岩沢線実施状況



② (都) 川寺岩沢線道路整備工事 (3月下旬完了予定)



① (都) 川寺岩沢線実施状況



② (都) 川寺岩沢線実施状況



双柳南部地区

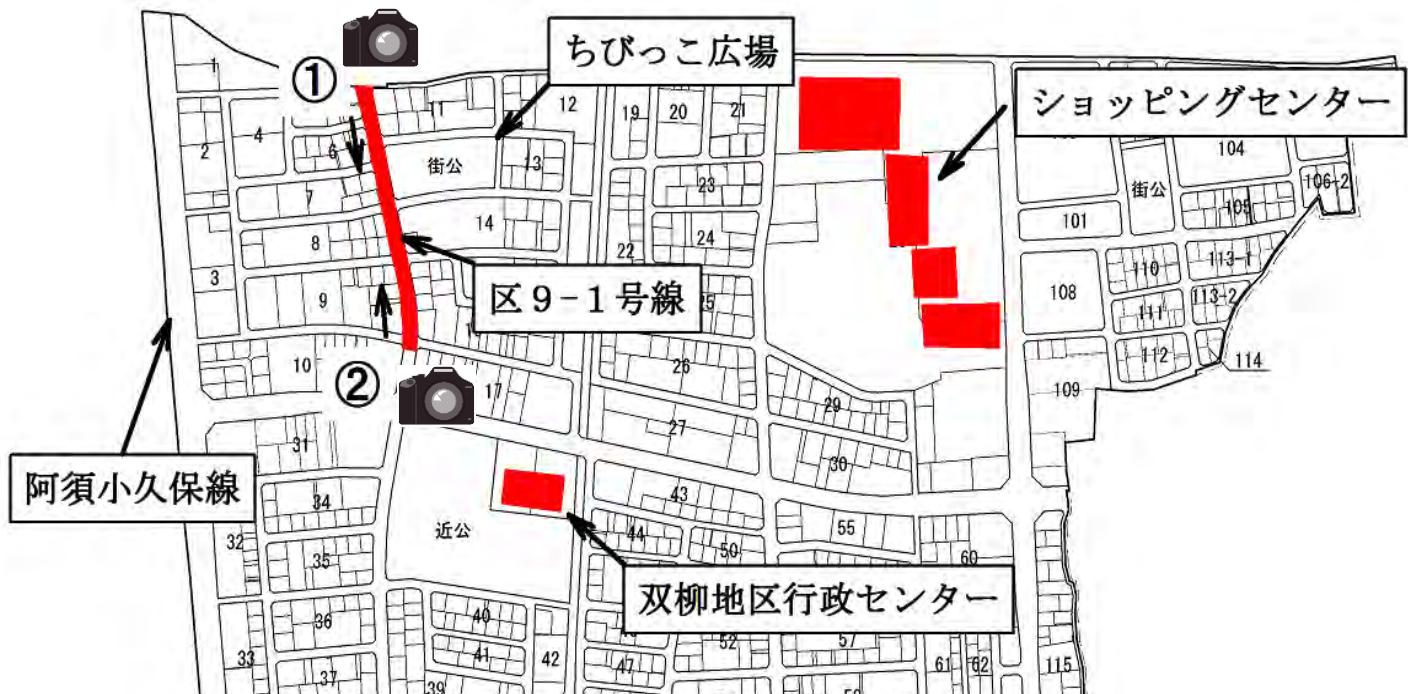
【進捗状況】(平成 30 年 2 月末時点)

- ・仮換地指定率 62. 9%
- ・使用収益開始率 38. 3%
- ・建物移転済戸数 155 戸
- ・建物移転率 22. 8%



平成 29 年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 区 9-1 号線道路整備工事 (3 月下旬完了予定)



① 区 9-1 号線実施状況



② 区 9-1 号線実施状況



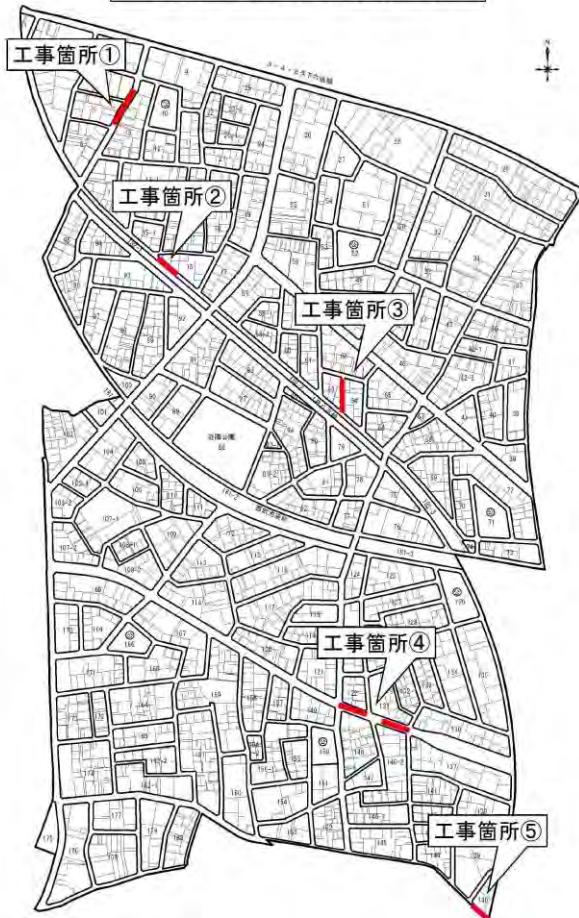
2 下水道課からのお知らせ

平成29年度笠縫地区・双柳南部地区の下水道工事進捗状況についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成29年 9月下旬	平成30年 2月下旬	完成
②	平成29年 5月下旬	平成29年 9月下旬	完成
③	平成29年 6月下旬	平成29年 9月下旬	完成
④	平成29年 6月上旬	平成29年 8月下旬	完成
⑤	平成29年 9月下旬	平成30年 3月下旬	完成予定
⑥	平成29年 7月上旬	平成29年10月下旬	完成
⑦	平成29年11月下旬	平成30年 1月下旬	完成
⑧	平成29年11月下旬	平成30年 2月下旬	完成

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

笠縫土地区画整理事業区域



双柳南部土地区画整理事業区域



3 双柳南部地区地元説明会等の報告

(1) 地元説明会等の報告

地元説明会等を開催し、①整備計画図（案）の変更点、②地区計画（素案）の概要、③今後の予定などについて説明を行いました。

【地元説明会（第3回）】

開催日：平成30年2月16日（金）、17日（土）、18日（日）

対象権利者件数：1,121件 出席権利者件数：205件

【個別相談会】

開催日：平成30年2月19日（月）、20日（火） 相談件数：32件

【地元説明会での主な質疑応答】

公共施設整備に関すること（7件）

- 建付地で4mが確保できていないところがありますが、現状のままなのですか。
- 消防活動困難区域は解消されますか。

- 4m未満の道路がありますが、幅員を確保しながら、整備を進めたいと考えています。
- 地区内に消防活動困難区域がないよう、道路を配置しています。

減歩に関すること（1件）

- 事業見直しにより、減歩率も変わってくると思いますが、どうなるのでしょうか。

- 負担軽減は事業見直しの目標の1つです。今は見直しを進めている段階であり、お示しえませんが、負担の軽減が実現できるよう努めてまいります。

地区計画に関すること（3件）

- 最低敷地面積を120m²に設定するということですが、どのようなものですか。

- ミニ開発等による敷地の細分化を防止し、建築物の安全上、さらには防災上の観点から良好な居住環境へ誘導することで、将来においても健全な居住環境の維持・保全を図ろうとするものです。

（2）個別相談会について

地元説明会に出席できなかった方や、個別案件を相談したい方などを対象に個別相談会を以下の日程で行います。

平成30年3月16日（金）～3月19日（月）までの4日間

各 日 9:00～17:00まで

会 場 双柳地区行政センター 第2会議室

事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

※相談の状況によりお待ちいただく場合がございます。

※土地区画整理事務所でも相談をお受けしています。

4 区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）を販売中です

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内及び岩沢北部土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を販売しています。今年度は笠縫地区12区画、岩沢北部地区2区画を販売中です。案内書、パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。ご希望に応じ、現地案内にも対応いたします。

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の一部を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が、隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、皆様が利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○双柳南部地区地元説明会の動画を公開します

2月18日に開催した双柳南部地区地元説明会の動画を飯能市ホームページに近日中に公開します。



編集発行 飯能市区画整理事業課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成 30 年 6 月号
笠縫地区・双柳南部地区

★★ 合 併 号 ★★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業予定などについて～

- 1 平成 30 年度の主な工事予定
- 3 下水道課からのお知らせ

- 2 市道通行止めのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成 30 年度の主な工事予定

◇笠縫地区

平成 30 年度の主な工事は以下のとおりです。

- ① 26 街区造成（工事予定：7 月～2 月）
- ② 区 9-2 号線（工事予定：9 月～2 月）



① 26 街区造成



② 区 9-2 号線



③ (都) 川寺岩沢線道路整備（工事予定：9月～2月）



③ (都) 川寺岩沢線



④ (都) 川寺岩沢線



①は、都市計画道路双柳岩沢線整備関連で、宅地造成工事、建物移転や電気通信施設の移設等を優先的に進め、早期の開通を目指しています。

本工事に伴い、市道の一部が通行止め（廃止）になる場所がありますのでご注意ください。（「2市道通行止めのお知らせ」をご参照ください。）

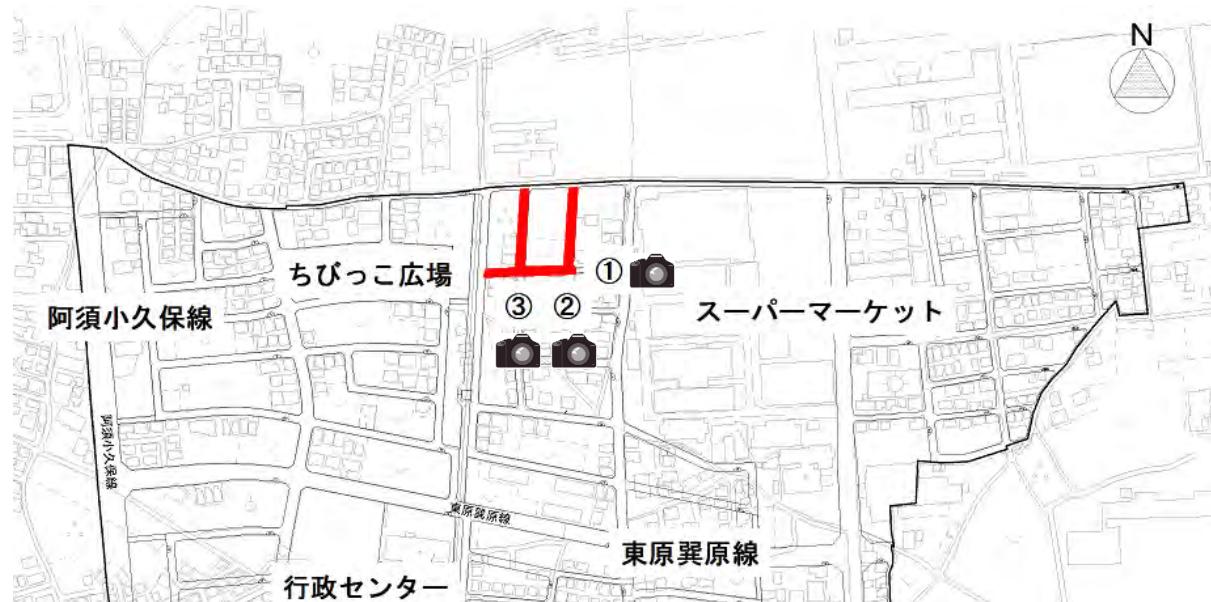
②区9-2号線は、都市計画道路双柳岩沢線に接続する9m道路で、多くの方が利用する道路となっており、期間中は迂回等が生じることがありますので、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。

③は、都市計画道路川寺岩沢線は加治小学校交差点から、笠縫・岩沢地区を経由し、元加治駅南口駅前通り線に接続し元加治駅へと続く路線です。昨年度の工事完了箇所から引き続き、西へ160m整備を予定し、笠縫地区内の整備を進めています。

◇双柳南部地区

平成 30 年度の主な工事は以下のとおりです。

①区 6-14 号線道路整備（工事予定：10月～2月）



① 区 6-14 号線



② 区 6-14 号線



③ 区 6-14 号線



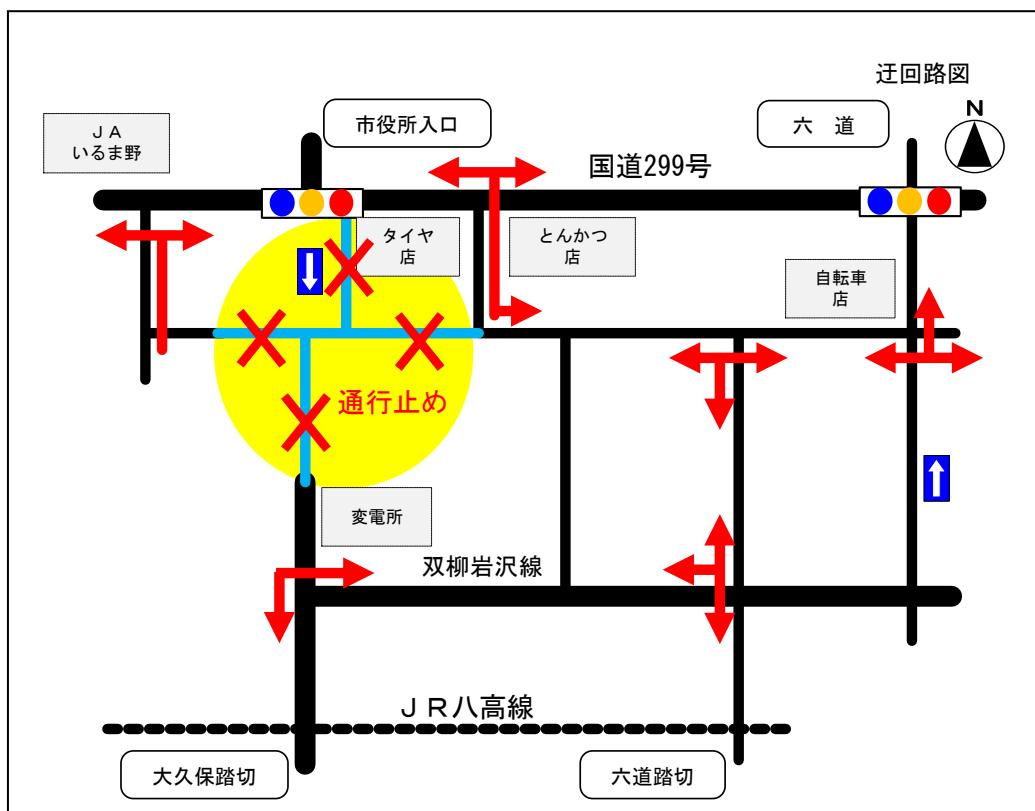
期間中は振動・騒音等が生じることがあります。地域住民に配慮した工事を進めますのでご理解をお願いいたします。また、迂回等が生じた場合には、工事看板などで周知するほか交通誘導員の指示に従っていただきま
すようご協力ををお願いいたします。

2 市道通行止めのお知らせ

下図のとおり、国道299号から東京電力変電所北側区間までの双柳岩沢線整備により、市道の一部について通行止め（廃止）を実施します。

工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

市道通行止め開始：平成 30 年 6 月下旬予定



3 下水道課からのお知らせ

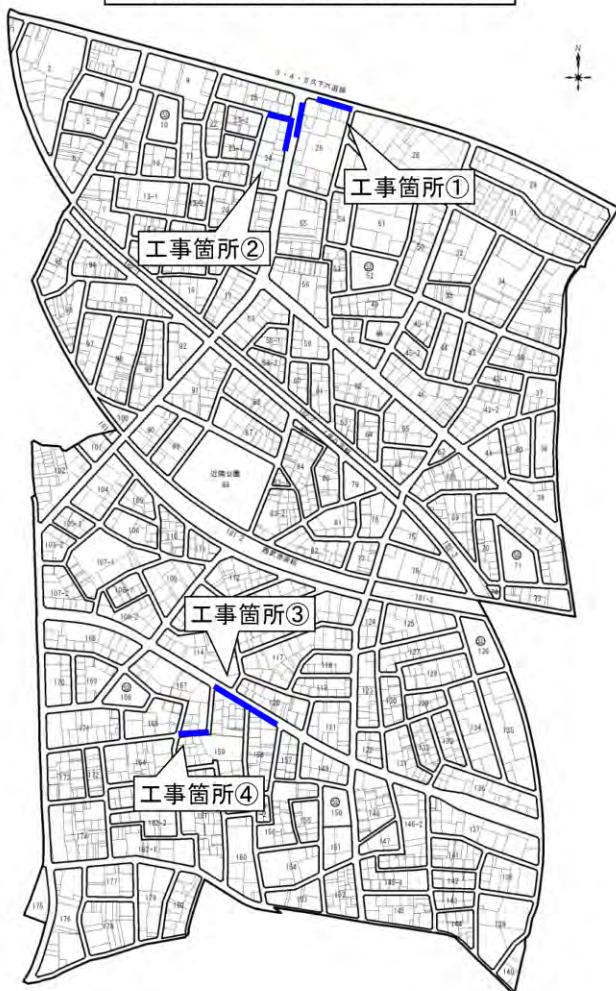
平成30年度笠縫及び双柳南部地区の公共下水道汚水管・舗装工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 7月上旬	平成30年11月下旬	徐行通行(水道工事あり)
②	平成30年 8月上旬	平成30年12月下旬	通行止(水道工事あり)
③	平成30年 7月上旬	平成30年10月下旬	徐行通行及び迂回通行
④	平成30年 8月上旬	平成30年10月下旬	通行止(水道工事あり)
⑤	平成30年 7月上旬	平成30年12月下旬	徐行通行(舗装工事:夜間)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433

笠縫土地区画整理事業区域



双柳南部土地区画整理事業区域



4 区画整理課からのお知らせ

■保留地（宅地）の販売について

保留地（宅地）抽せん販売を次のとおり実施します。

- ・受付期間 平成30年7月23日(月)～8月1日(水) (土・日も受け付けます。)
 - ・受付時間 8時30分～17時15分
 - ・抽せん日時 平成30年8月10日(金) 10時00分～
 - ・受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所
 - ・案内書、申込書及びパンフレットは、6月18日(月)から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。
- 広報はんのう7月1日号及び市のホームページもご覧ください。

■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

■権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

■迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となります。ルールを守り、住みよいまちにしましょう。

■公園広場利用のマナーについて

公園予定地の数箇所を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆さまが利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

双柳南部土地区画整理事業の見直しに関連した 都市計画変更の原案の縦覧及び公聴会について

双柳南部土地区画整理事業の見直しに関連した都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆様からご意見をいただくため、都市計画変更の原案の縦覧及び公聴会を行います。

【変更の対象となる都市計画】

飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更

飯能都市計画道路の変更

飯能都市計画地区計画の変更

【都市計画変更の原案の縦覧】

○期間 平成30年7月3日（火）から7月17日（火）まで

※土、日、祝日を除く

○時間 午前8時30分から午後5時15分まで

○場所 まちづくり推進課（飯能市役所本庁舎2階）
区画整理課（土地区画整理事務所）

【公述（公聴会で意見を述べること）の申し出】

○対象者 飯能市に住所を有する個人及び法人（「飯能都市計画地区計画の変更原案」については利害関係人を含む）

○提出方法 平成30年7月18日（水）から7月24日（火）までの土、日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、まちづくり推進課又は区画整理課に置いてある公述申出書に必要事項等を記入の上、持参又は郵送（必着）

【公聴会】

○日時 平成30年8月5日（日）午前10時から

○場所 双柳地区行政センター 集会室

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※公述の申し出がない場合は、公聴会は中止になります。

※傍聴を希望する場合は、7月27日（金）以降にまちづくり推進課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

まちづくり推進課 TEL : 042-973-2268 FAX : 042-974-6770
E-mail : toshi@city.hanno.lg.jp

区画整理課 TEL : 042-973-8682 FAX : 042-972-1242
E-mail : kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成30年6月号
岩沢北部・南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- 1 平成30年度の主な工事予定
- 3 下水道課からのお知らせ

- 2 市道通行止めのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成30年度の主な工事予定

平成30年度の工事は以下のとおりです。

【岩沢北部地区】

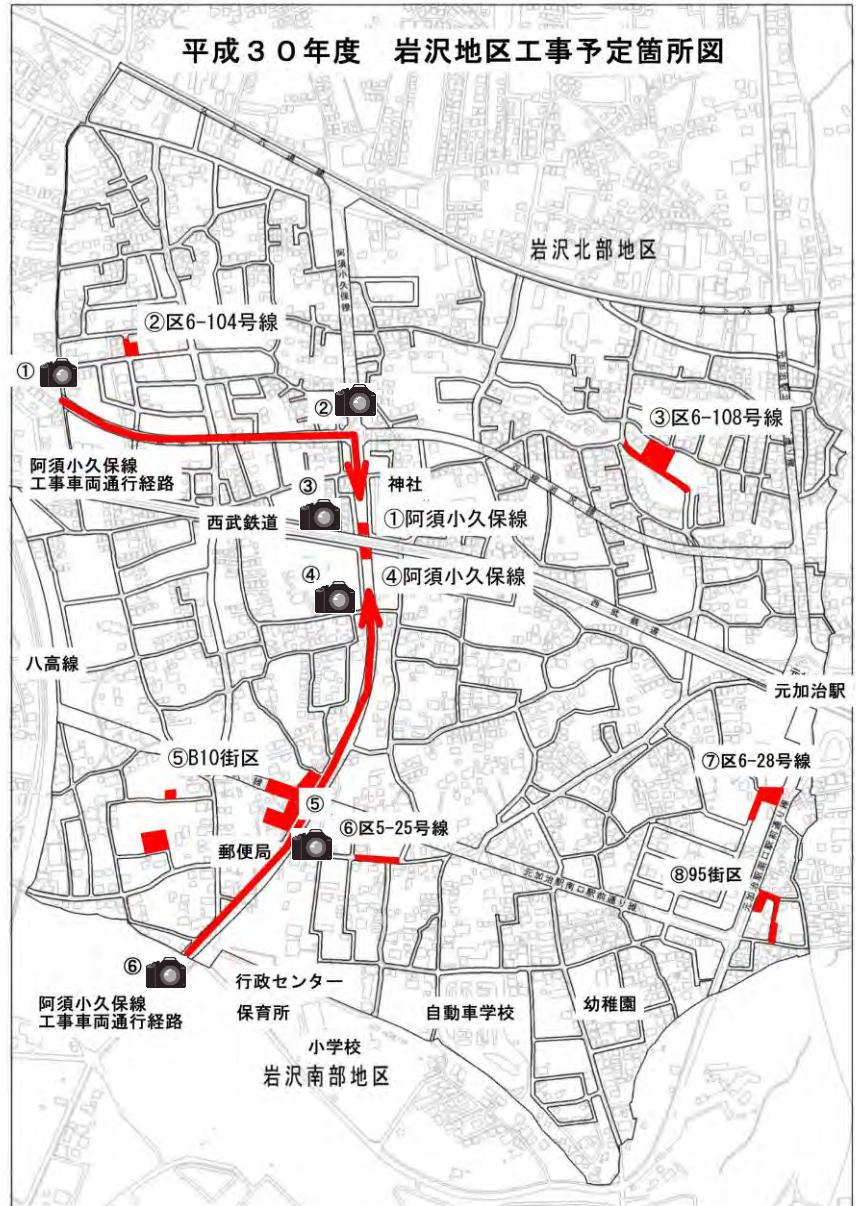
- ① 阿須小久保線（跨線橋）下部工
- ② 区6-104号線道路築造
- ③ 区6-108号線道路築造

【岩沢南部地区】

- ④ 阿須小久保線跨線橋下部工
- ⑤ B10街区ほか造成
- ⑥ 区5-25号線道路築造
- ⑦ 区6-28号線ほか道路整備
- ⑧ 95街区造成ほか

阿須小久保線は、市街地東部を南北に縦貫する道路として最重要、最優先される幹線道路に位置付けられています。今年度、阿須小久保線（跨線橋）下部工の工事に着手します。それに伴い、工事車両が多く通行することになります。工事等につきましては、工事看板などで周知するほか交通

誘導員の指示に従っていただきますようご協力をお願いします。その他、今年度の事業として埋蔵文化財調査、建物移転などを実施します。建物移転等につきましては、道路整備に関連した移転等を予定しています。



工事期間中は工事車両が通行します。

① 写 真



② 写 真



③ 写 真



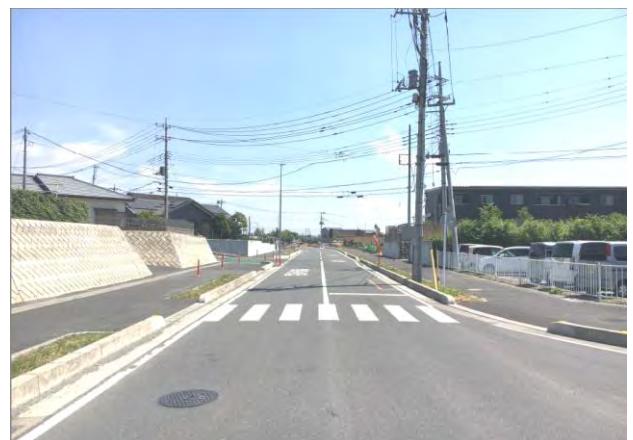
④ 写 真



⑤ 写 真



⑥ 写 真

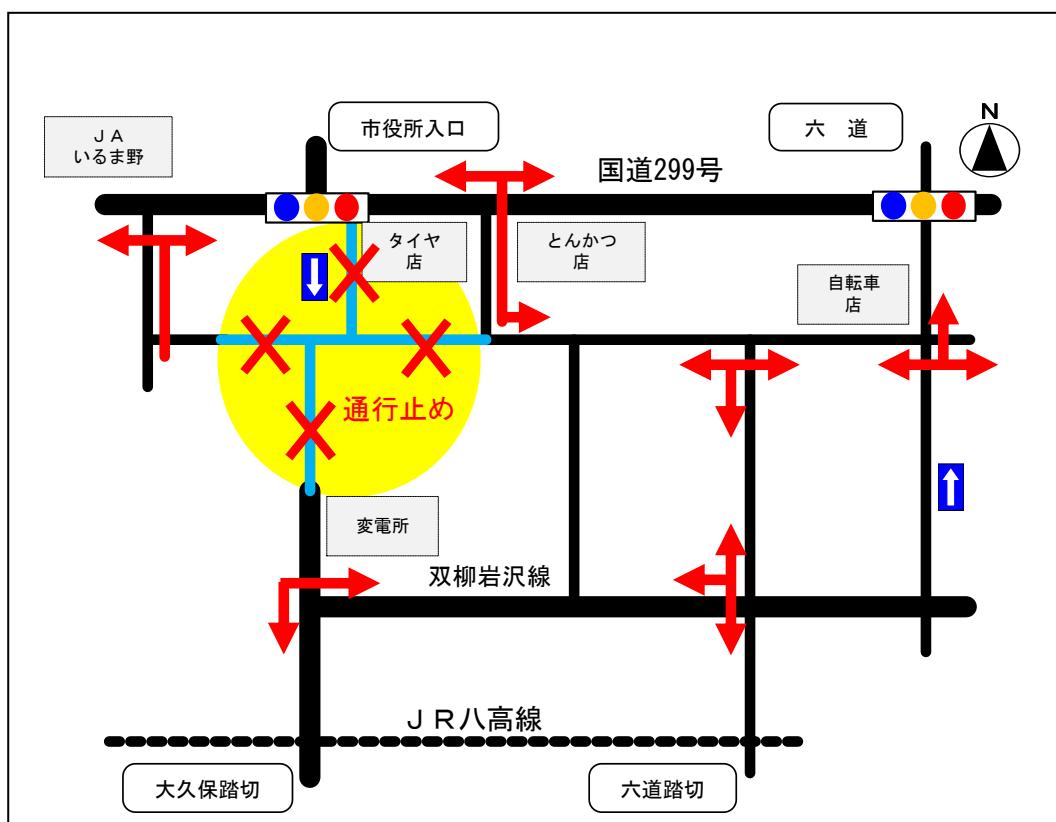


2 市道通行止めのお知らせ

下図のとおり、国道 299 号から東京電力変電所北側区間までの双柳岩沢線整備により、市道の一部について通行止め（廃止）を実施します。

工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

市道通行止め開始：平成 30 年 6 月下旬予定



3 下水道課からのお知らせ

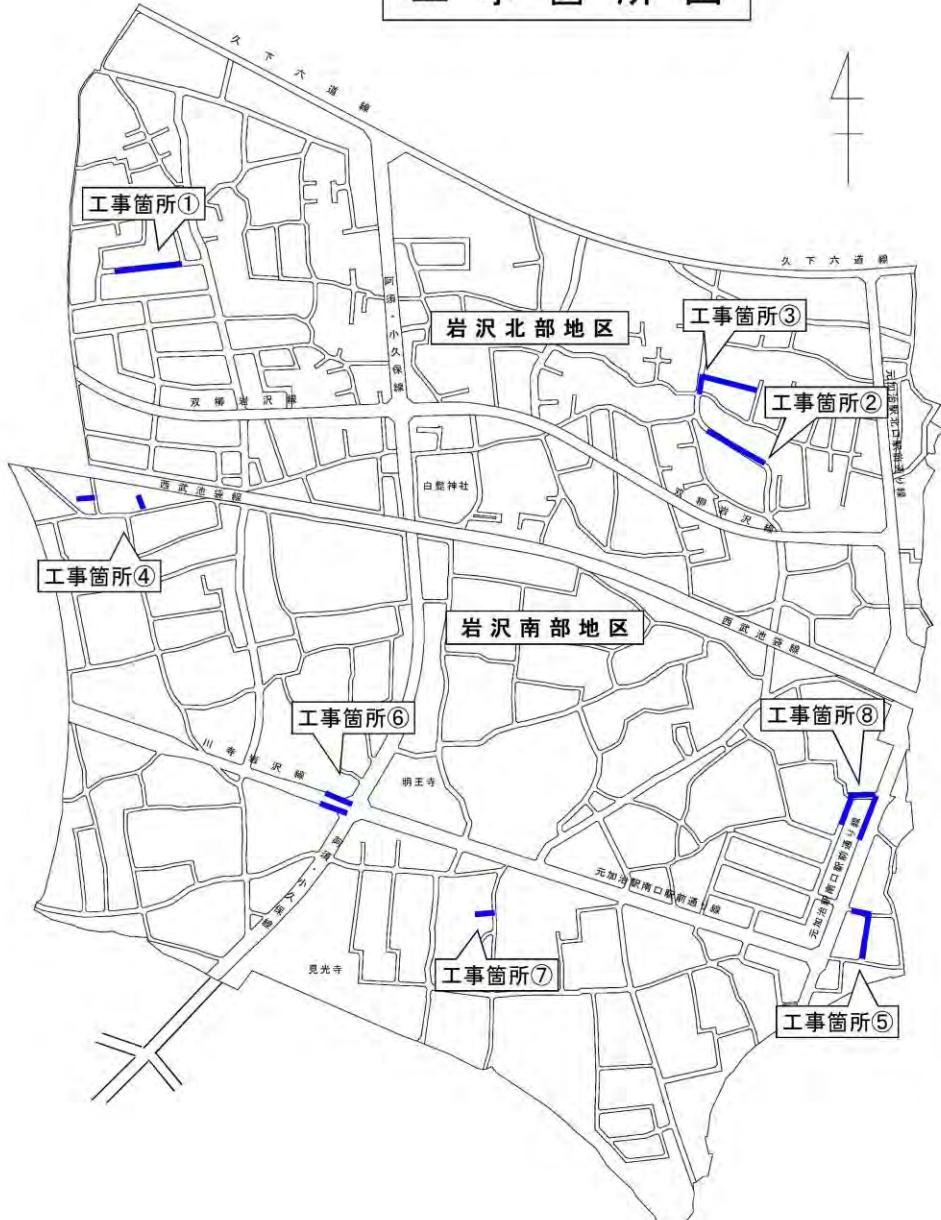
平成30年度岩沢地区公共下水道汚水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	通行止 (水道工事あり)
②	平成30年 9月上旬	平成30年12月下旬	(水道工事あり)
③	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	迂回通行(水道工事あり)
④	平成30年 8月上旬	平成30年11月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑤	平成30年10月上旬	平成30年12月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑥	平成30年 7月上旬	平成30年10月下旬	(水道工事あり)
⑦	平成30年 6月下旬	平成30年 8月下旬	通行止 (水道工事あり)
⑧	平成30年 8月上旬	平成30年12月下旬	迂回通行(水道工事あり)

工事期間中は大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図



4 区画整理課からのお知らせ

■保留地（宅地）販売の抽せん販売を実施します

- ・受付期間 平成30年7月23日(月)～8月1日(水)(土・日も受け付けます。)
- ・受付時間 8時30分～17時15分
- ・抽せん日時 平成30年8月10日(金) 10時00分～
- ・受付場所・抽せん会場 土地区画整理事務所

案内書、申込書及びパンフレットは、6月18日(月)から土地区画整理事務所、市役所1階案内係、飯能駅サービスコーナー等で配布しています。

詳細については広報はんのう7月1日号及び市のホームページもご覧ください。

■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。
建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

■土地の売買について

土地区画整理事業地内においては、地区外の土地と同様にいつでも土地を売買することは可能です。売買に伴う土地の登記は、従前の土地について行われます。

仮換地指定を受けている場合は、土地区画整理法に基づく法律上の効果や制限も新しく所有者となる権利者に継承されます。仮換地指定されていない場合でも換地設計の内容（仮換地案図や清算指數など）を新しく所有者となる権利者にお伝えください。仮換地指定の状況、換地設計の内容等についてご不明な場合は区画整理課までお問い合わせください。

■権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

■電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱等の移設も同時に行われます。電柱等の受け入れに関しては皆さま方のご協力が必要となり、電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱等の移設については関係する皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

■迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となります。ルールを守り、住みよいまちにしましょう。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成31年3月号
岩沢北部・岩沢南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- 1 平成30年度の事業状況
- 3 下水道課からのお知らせ

- 2 地元説明会を開催します
- 4 区画整理課からのお知らせ

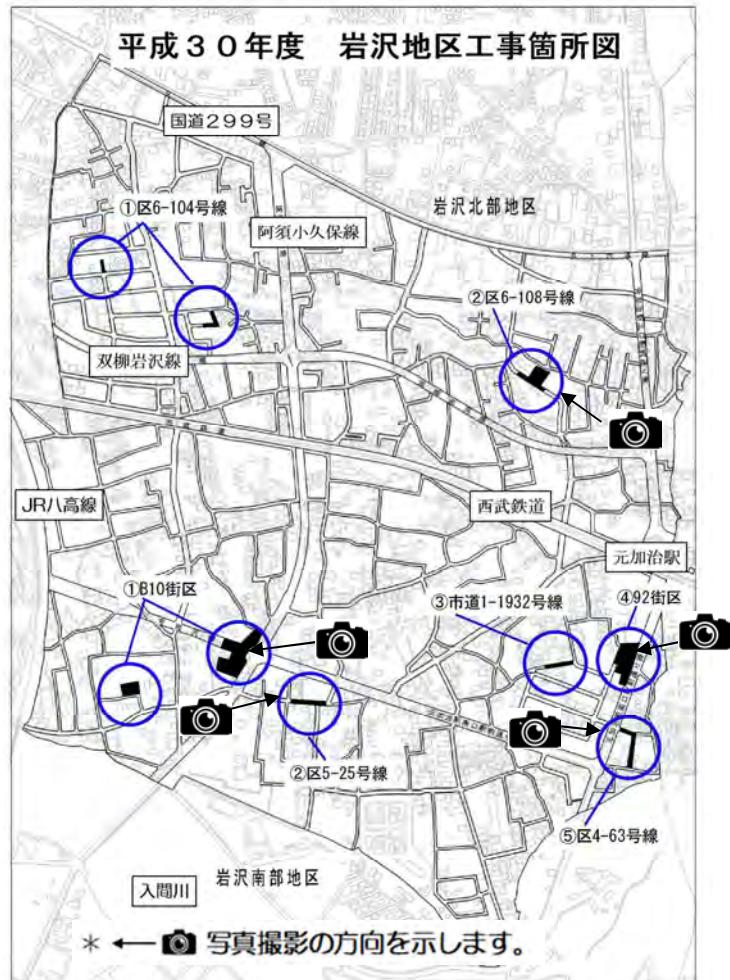
1 平成30年度の事業状況

【岩沢北部地区】

- ①区6-104号線ほか道路築造工事
- ②区6-108号線道路築造ほか工事

【岩沢南部地区】

- ①B10街区造成ほか工事
- ②区5-25号線道路築造工事
- ③市道1-1932号線道路築造工事
- ④92街区造成ほか工事
- ⑤区4-63号線ほか道路築造工事



区6-108号線実施状況



B10街区実施状況



区5-25号線実施状況



92街区実施状況



区4-63号線実施状況



2 地元説明会を開催します

『阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に関する地元説明会を開催します。』

日時：平成31年3月23日（土）午後6時～（受付：午後5時30分～）

会場：加治東地区行政センター 集会室

3 下水道課からのお知らせ

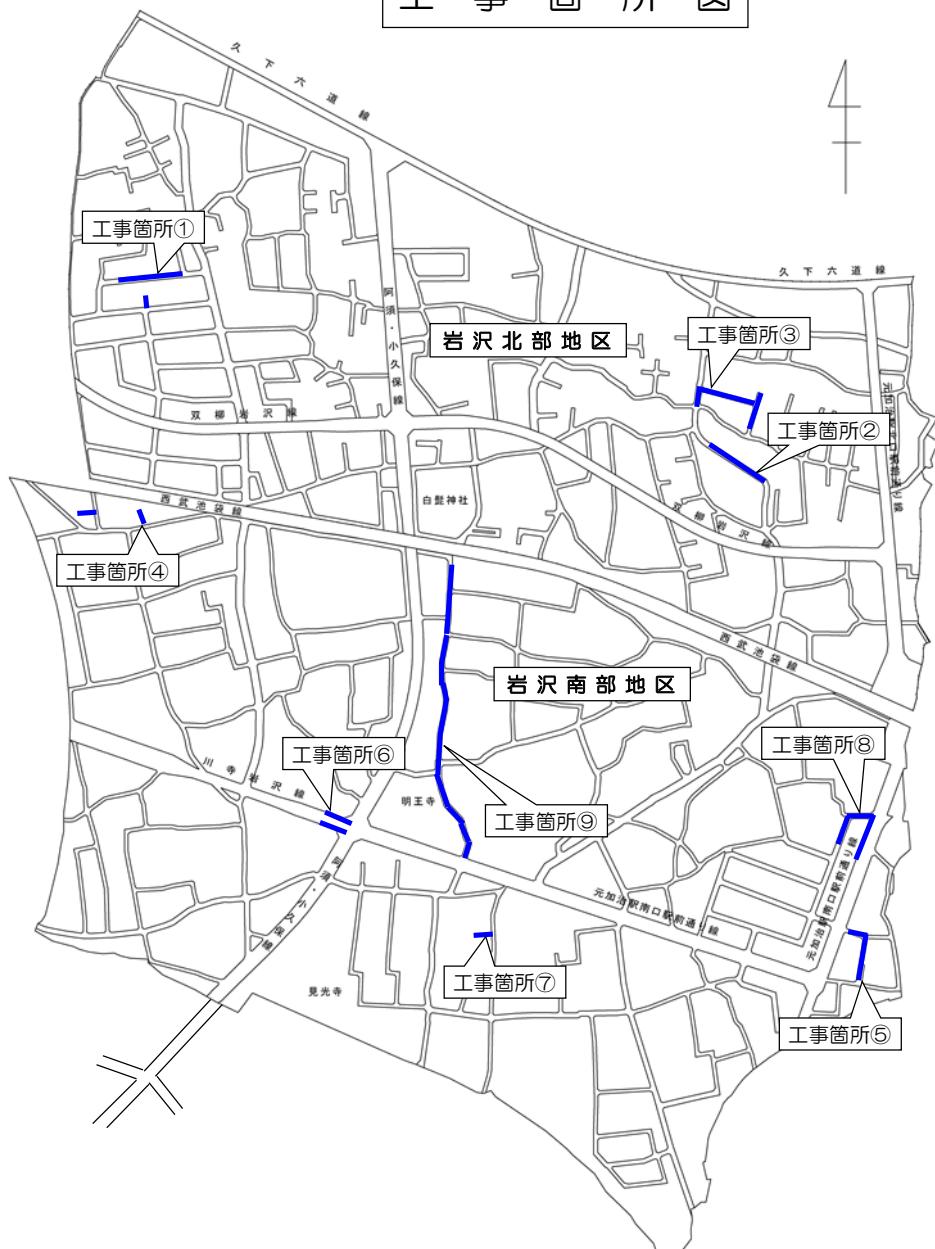
平成30年度岩沢地区公共下水道汚水管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 7月上旬	平成30年11月上旬	完成
②	平成30年 9月上旬	平成30年12月上旬	完成
③	平成30年 7月上旬	平成30年11月下旬	完成
④	平成30年 7月上旬	平成30年11月上旬	完成
⑤	平成30年 9月下旬	平成30年12月下旬	完成
⑥	平成30年 7月上旬	平成30年 9月上旬	完成
⑦	平成30年 5月下旬	平成30年 9月下旬	完成
⑧	平成30年 7月下旬	平成30年12月下旬	完成
⑨	平成31年 2月下旬	調整中	【追加工事】迂回通行(水道工事あり)

皆様のご協力により工事を進めることができました。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

工事箇所図



4 区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）11区画を販売しています。パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、お気軽にお問い合わせください。
ご希望に応じ、現地案内にも対応いたします。

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の敷地内への移設について、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。



森林文化都市
- HANNO -

編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成31年3月号
笠縫地区・双柳南部地区
★★合併号★★

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

- 1 平成30年度の事業状況
- 2 双柳南部地区の事業見直し状況
- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

1 平成30年度の事業状況

笠縫地区

【進捗状況】(平成31年2月末時点)

- ・仮換地指定率 97.8%
- ・使用収益開始率 64.6%
- ・建物移転済戸数 771戸
- ・建物移転率 90.6%



主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 26街区造成ほか工事





① 26街区造成ほか実施状況

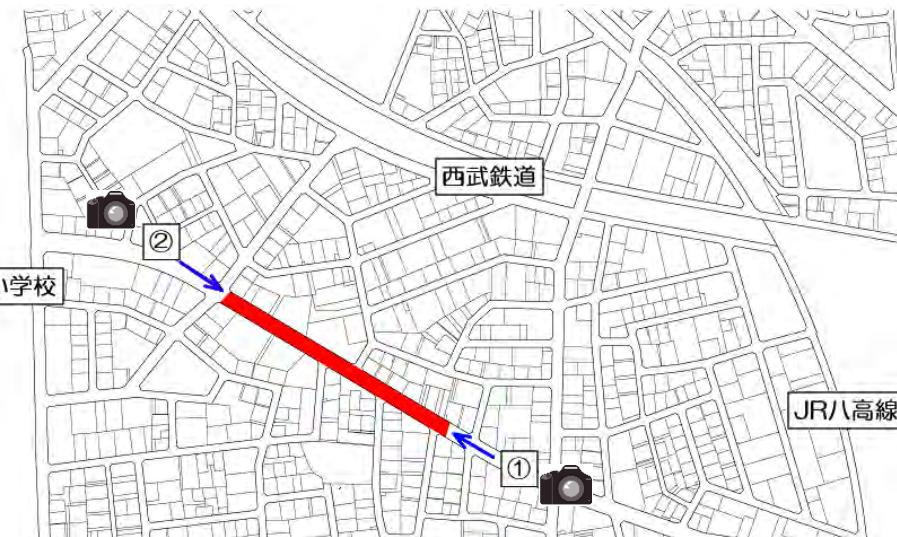


② 26街区造成ほか実施状況

●双柳岩沢線及び国道 299 号が交差する市役所入口交差点の整備を進めています。

当該交差点は、国道 299 号の南側を拡幅する計画となっており、現在、沿道の建物移転等を実施しています。なお、双柳岩沢線の岩沢白鬚神社北側から富士見通り方面への開通については、平成 32 (2020) 年度末を予定しています。

② 川寺岩沢線道路整備工事



① 川寺岩沢線実施状況



② 川寺岩沢線実施状況

●川寺岩沢線の一部区間の整備が完了しました。来年度も引き続き、加治小学校方面への整備を進めます。歩道ができることにより、児童・生徒及び歩行者等が安全安心に通行できるようになります。

双柳南部地区

【進捗状況】(平成 31 年 2 月末時点)

- ・仮換地指定率 63.0%
- ・使用収益開始率 38.7%
- ・建物移転済戸数 156戸
- ・建物移転率 26.8%



平成 30 年度の主な工事の整備状況は以下のとおりです。

① 区 6-14 号線ほか道路整備



① 区 6-14 号線実施状況



② 区 6-14 号線実施状況

2 双柳南部地区の事業見直し状況

双柳南部地区の事業見直しの状況についてお知らせします。

平成30年度では、法令に基づき、都市計画変更及び事業計画変更の案の縦覧を実施し、結果は下記のとおりとなりました。

(1) 都市計画変更の原案の縦覧結果について

縦覧期間 平成30年7月3日（火）～7月17日（火）

縦覧者数 飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更（市決定）

縦覧者 14名

飯能都市計画道路の変更（市決定）

縦覧者 0名

飯能地区計画の変更（市決定）

縦覧者 2名

公述の申し出 なし

※公述の申し出がなかったため、公聴会は中止となりました。

(2) 都市計画変更の案の縦覧結果について

縦覧期間 平成31年1月29日（火）～平成31年2月12日（火）

縦覧結果 飯能都市計画双柳南部土地区画整理事業の変更（市決定）

縦覧者 25名

飯能都市計画道路の変更（市決定）

縦覧者 1名

飯能都市計画地区計画の変更（市決定）

縦覧者 4名

意見書の提出 なし

(3) 事業計画変更の縦覧結果について

縦覧期間 平成31年1月30日（水）～平成31年2月12日（火）

縦覧結果 飯能都市計画事業双柳南部土地区画整理事業の事業計画変更（県知事認可）

縦覧者 53名

意見書の提出 なし

(4) 今後の予定について

今後については、飯能市都市計画審議会への諮問、答申をいただいたのち、埼玉県知事に対し、事業計画変更の認可申請を行い、本年夏頃を目途に、それぞれの計画変更の公告が行えるよう、手続きを進めます。

3 下水道課からのお知らせ

平成30年度笠縫及び双柳南部地区の公共下水道管工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	平成30年 6月上旬	平成30年 8月下旬	完成
②	平成30年 8月下旬	平成30年12月上旬	完成
③	平成30年 6月上旬	平成30年10月上旬	完成
④	平成30年 8月下旬	平成30年11月上旬	完成
⑤	平成30年 5月下旬	平成30年12月下旬	完成
⑥	平成30年 12月上旬	平成31年12月下旬	徐行通行及び迂回通行

皆様のご協力により工事を完成することができました。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）



4

区画整理課からのお知らせ

○保留地（宅地）を販売中です

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）11区画を販売しています。案内書、パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、区画整理課までお気軽にお問い合わせください。現地案内にも随時対応いたします。

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

公園予定地の一部を開放し、ご利用いただいているが、犬の放し飼いやボール等が、隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、皆様が利用する公共の場となりますので、マナーを守ったご利用をお願いします。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地に関し、権利変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。



編集発行	飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
F A X	042-972-1242
E メール	kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成31年4月号
岩沢北部・岩沢南部地区
★★★ 合併号 ★★★

1 地元説明会を開催しました 2 下水道工事に伴う迂回 3 区画整理課から

1 阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に関する地元説明会を開催しました

●説明会開催状況について

【開催日時】 平成31年3月23日（土）午後6時から午後8時まで

【会 場】 加治東地区行政センター 集会室

【出席者数】 79人

（1）説明会の概要について

阿須小久保線は市街地東部を南北に縦貫し、都市回廊空間を形成する本市のシンボルプロジェクトに位置付けられた最重要路線です。現在、西武池袋線を越える立体交差部を含む市道1-7号線（大字笠縫から元加治駅方面へ向かう市道）から双柳岩沢線（岩沢白鬚神社北側を東西に計画されている都市計画道路）までの区間について、早期開通に向けた整備を進めています。

阿須小久保線の跨線橋は当初、全線高架橋として計画されていましたが、車両の走行性や近接する住環境への影響などを考慮し、構造物を低く抑えた補強盛土型式へと変更しました。

また、阿須小久保線の開通により岩沢白鬚神社前の元加治第3号踏切の廃止に伴い、地元からも「神社へのアクセスが不便になり代替となるものを設置してほしい。」などの要望もございました。しかし、高さや勾配といった技術的な問題や設置後の利用がどの程度あるのかなど判断が難しいことから、市では交通量調査も含めた設計業務を行い、移動距離、高低差、安全性、経済性、施工性等の観点から複数の代替案の作成を行ったところです。

説明会は、事業見直し後10年を経過することから、今まで実施してきた事業の状況や、阿須小久保線（跨線橋）の整備を平成33（2021）年度末の開通を予定していること、踏切の廃止に伴い検討した代替案について説明を行い、皆さまからはご意見をお聞きすることができました。

（2）阿須小久保線（跨線橋）の整備予定について

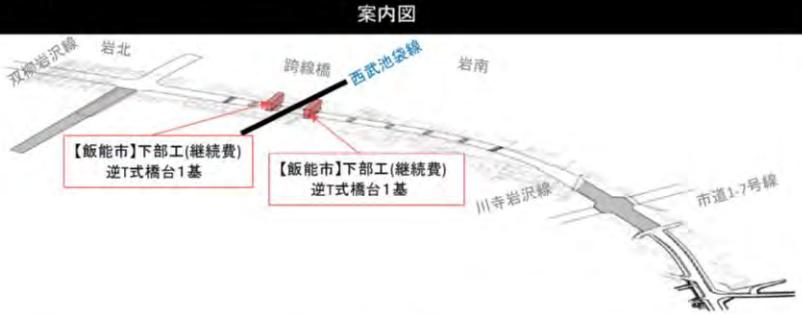
阿須小久保線（跨線橋）については、市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間を平成33（2021）年度末の開通を目指し整備を進めます。

整備工程は、図1の阿須小久保線（跨線橋）の整備計画図（案）のとおりです。

阿須小久保線(跨線橋)の整備計画図(案)

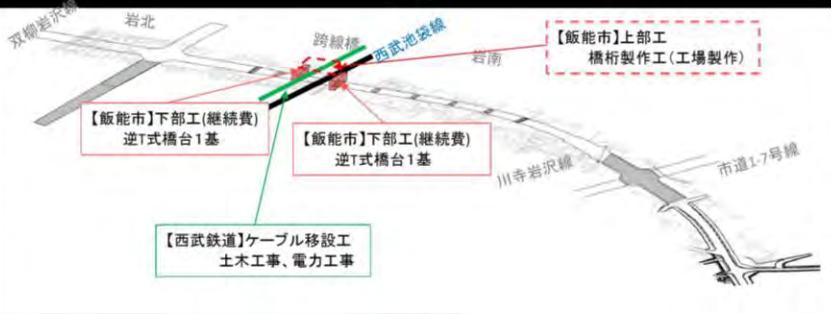
1年目【H30 (2018)】

阿須小久保線		
	(岩北)	(跨線橋)
飯能市	下部工(継続費) 逆T式橋台1基	下部工(継続費) 逆T式橋台1基
西武鉄道		



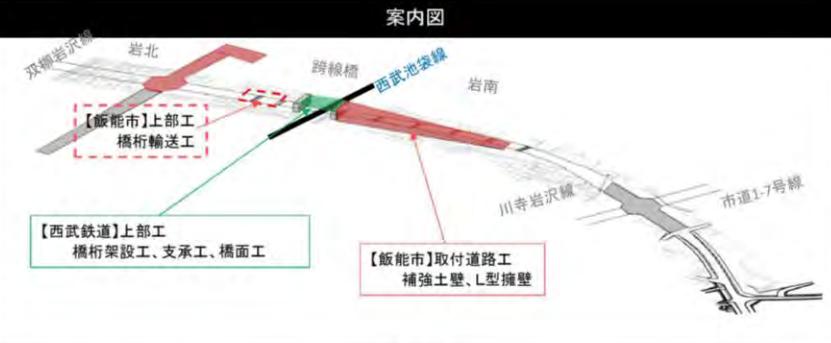
2年目【H31 (2019)】

阿須小久保線		
	(岩北)	(跨線橋)
飯能市	下部工(継続費) 逆T式橋台1基	上部工 橋桁製作工
西武鉄道		ケーブル移設工 土木工事、電力工事



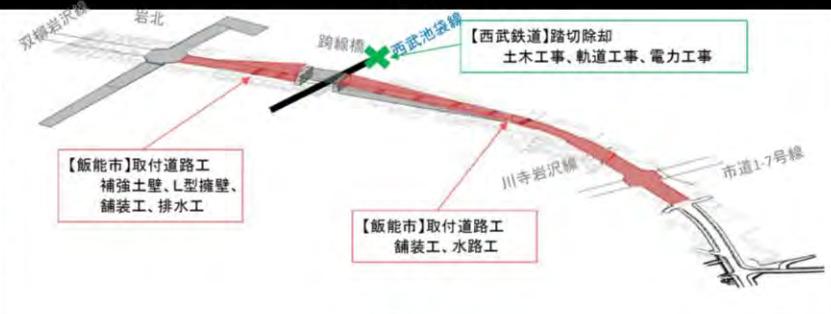
3年目【H32 (2020)】

阿須小久保線		
	(岩北)	(跨線橋)
飯能市	上部工 橋桁輸送工	取付道路工 補強土壁、L型擁壁
西武鉄道	上部工 橋桁架設工、支承工、橋面工	



4年目【H33 (2021)】

阿須小久保線		
	(岩北)	(跨線橋)
飯能市	取付道路工 補強土壁、L型擁壁、舗装工、排水工	取付道路工 舗装工、水路工
西武鉄道	踏切除却 土木工事、軌道工事、電力工事	



5年目【H34 (2022)】

阿須小久保線		
	(岩北)	(跨線橋)
飯能市		
西武鉄道	踏切除却 電力工事、信号通信工事	

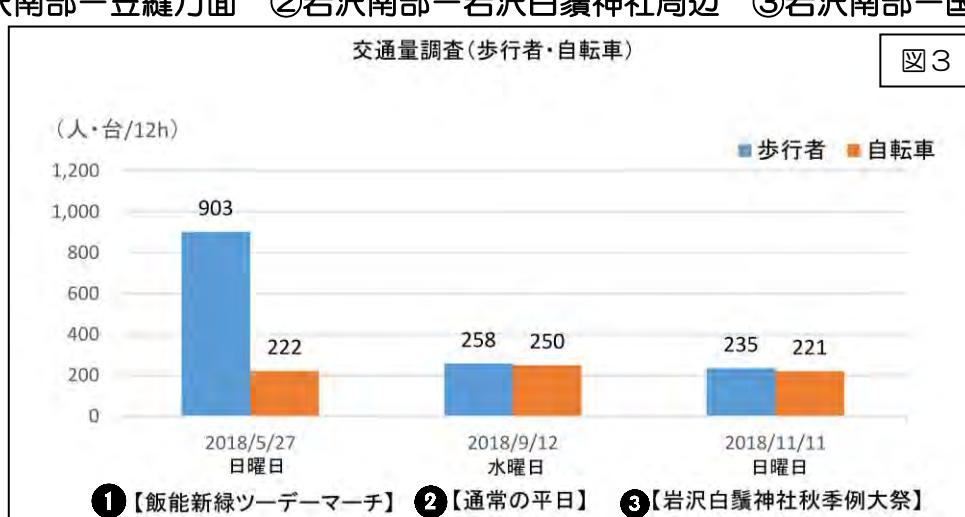
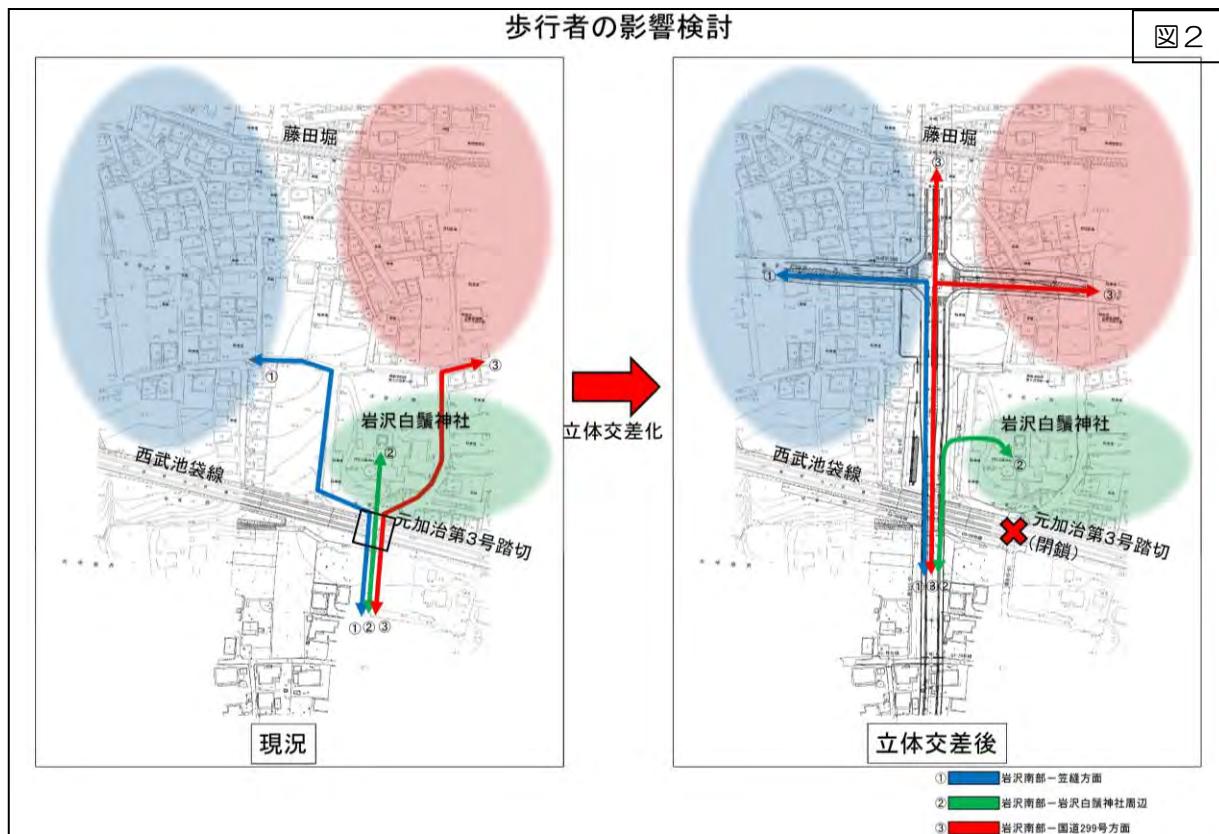


阿須小久保線の跨線橋部分は西武池袋線の上空を通過することから、施行に関する協定を西武鉄道（株）と締結し整備を進めます。

(3) 代替案の検討について

●交通量調査の分析結果について

交通量調査は、①飯能新緑ツーダーマーチ開催日、②通常の平日、③岩沢白鬚神社秋季例大祭の条件で歩行者・自転車の交通量、交通ルートの分析を行いました。



調査結果では、図2のとおり踏切を通過する交通ルートを3つに分類することができ、図3では、①の歩行者を除くと②③とも歩行者・自転車の利用が一定数であることがわかります。

①及び③については、阿須小久保線及び双柳岩沢線が整備されることにより交通ルートが確保されます。また、③については、阿須小久保線本線から岩沢白鬚神社付近への円滑な通行を確保するためには、代替施設の設置も考えられます。

●岩沢白鬚神社南側の地域について

当初計画では、岩沢白鬚神社の南側は全線高架橋であったことから、図4のとおり歩行者・自転車は大きく迂回しないと阿須小久保線に乗入れすることができませんでしたが、形式を変更したことにより、図5のとおり既存の市道からの乗入れが可能となります。

歩行者動線図(全線高架橋の場合)

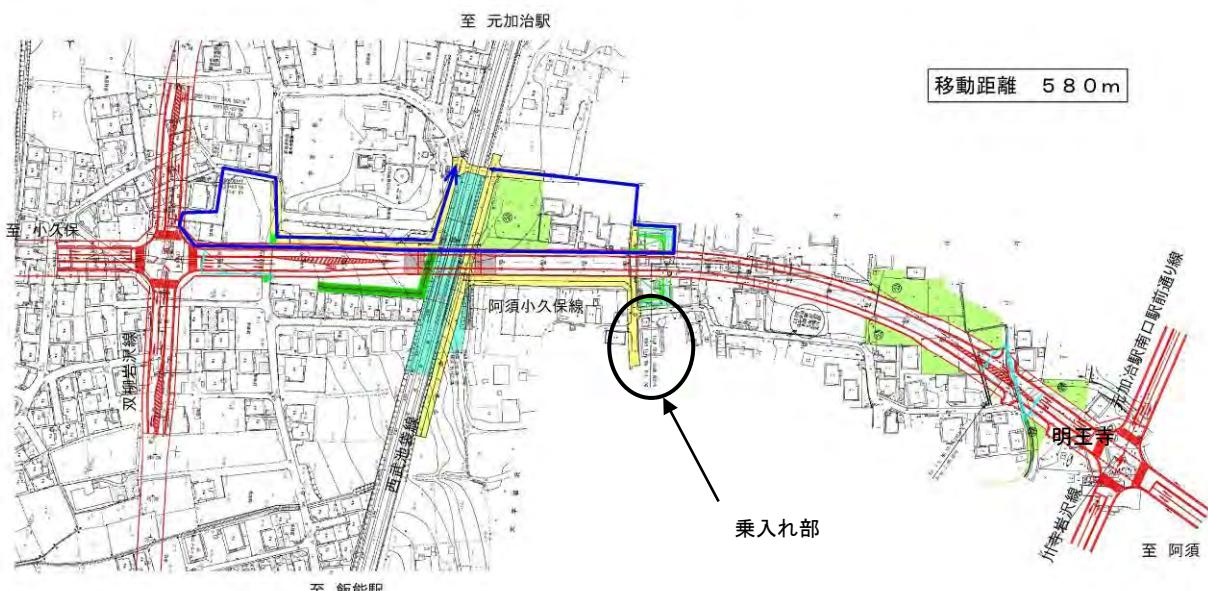
図4



移動距離は最長で約 968m になります。

歩行者動線図(補強土壁の場合)

図5



移動距離は最長で約 580m となり、約 390m 短縮することができます。

既存の市道から阿須小久保線へ乗入れるための施設の検討については、図6のとおりです。

図6

南部区間の界障方式の比較表			図6
概要図	①案:斜路方式(用地全域利用)	②案:斜路方式(道路に平行に設置)	
界障方式特徴	・傾斜勾配は左側は8.00%、右側は5.985%にて、幅員3.00mで斜路を設ける。	・傾斜勾配は左側は7.70%、右側は18.00%にて、幅員3.00mで斜路を設ける。	・傾斜勾配25.0%の南段、幅員2.80m、中央に0.60mの斜路を形成している。
総延長・高低差	左側 L=23.67m H=1.64m、右側 L=25.26m H=1.34m	○ 左側 L=22.12m H=1.70m、右側 L=12.92m H=2.32m	○ 左側 L=10.80m H=2.55m、右側 L=10.20m H=2.40m
最大ブレキヤスト擁壁高	左側=2.00m、右側=2.00m	○ 左側=1.50m、右側=2.25m	○ 左側=2.30m、右側=2.25m
用地の有効利用	・用地の全域を有効利用した案である。	○ 用地の一部を利用した案である。	△ 用地の一部を利用した案である。
構造性・施工性	・土留めは壁擁壁で、歩道はアスファルト舗装等にて施工性は良い。	○ 土留めは壁擁壁で、右側歩道は用地内に納めると、勾配18.0%のためコンクリート舗装、施工性はあまりよくない。	△ 土留めは壁擁壁で、斜路付階段はコンクリート、施工性はあまりよくない。
経済性	・他案より最も安い。	○ やや高い。	△ 地盤より最も高い。
自転車の通行	・通行可能である。	○ 通行可能である。	△ 通行可能である。
歩行性	斜路のため最も良い	○ 右側は急勾配(18.0%)で良くない	△ 斜路付階段のためあまり良くない

●岩沢白鬚神社周辺地域について

岩沢白鬚神社周辺地域については、図7のとおり神社直近への乗入れを重視しました。

図7

概要図	①案:斜路付階段方式(中央斜路付)	②案:斜路方式(スロープ)	③案:斜路付階段方式
界障方式特徴	・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン)【斜路付階段】 ・有効幅員 2.1m以上(斜路0.6m) ・勾配:25%以下 ・踏場:高さが3mを超える場合設置	・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン)【斜路付階段】 ・有効幅員 2.0m以上 ・勾配:5%以下(特例種除外下) ・踏場:高さ76cm以内ごとに踏み幅:5m以上の蹴り場を設ける	・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(道路のバリアフリー整備ガイドライン)【斜路付階段】 ・有効幅員 2.1m以上(斜路0.6m) ・勾配:25%以下 ・踏場:高さが3mを超える場合設置
総延長・高低差	L=30.00m H=6.75m	× L=10.00m H=6.72m	× L=14.40m H=2.88m
擁壁からの移動距離	S地点からO地点まで30m	○ S地点からO地点まで10m	△ S地点からO地点まで21.64m
構造性・施工性	・歩道橋や鋼構造にもなる。踏場は30.0mとやや長いため施工性はある。	×・歩道橋や鋼構造にもなる。踏場が10.80mと長いため施工性はある。	×・土留めは壁擁壁で、歩道はコンクリート、延長が14.40mと中间ため施工性はやや良い。
経済性	他案より高い	△ 他案より最も高い	× 他案より最も安い
自転車の通行	・通行可能である	○ 通行可能である	○ 通行可能である。
神社への歩行性	・高差が大きくなり歩行性は良くない。	×・スロープ長L=10.80m長く、高差が大きくなり歩行性は良くない。	×・斜路付きのためやや良い
用地の面積(m ²)	95.0	△ 398.0	× 57.0

(4) 地元説明会での主な質疑応答について

主な意見

跨線橋整備についての意見

- 整備の完成期日は理解したが、工事工程の具体的な説明が欲しい。

市の回答

- 整備工程は図1のとおりです。整備の進捗状況などについては、適宜説明をする機会を設けるほか区画整理ニュース等で周知したい。

踏切廃止に伴う代替案についての意見

- 3案についてお示しいただいたが、地元の意見も聞いて他の案も検討して欲しい。
- どのような条件で代替施設を検討するのかを整理したほうが良い。
- 東京都心では昇降施設としてエレベーターを設置している所もある。
- 自転車及び歩行者の通行だけでなく、車椅子の方にも配慮して欲しい。

- お示しした案以外にもご意見があれば検討したい。
- 地域コミュニティの核として、今後の神社のあり方や交通量調査の分析結果などを基に検討を進めたい。
- 費用対効果や安全性また実例等を参考に検討したい。
- バリアフリーの観点からも通行等に配慮したい。

下水道工事についての意見

- 通行止めによる迂回は歩行者が安全に通行できるよう配慮して欲しい。

- 歩行者・自転車については、通常どおり通行できます。交通誘導員を配置し安全に通行できるよう配慮します。また、現地に仮設道路を設置しますが、可能な限り迂回をお願いします。

その他の意見

- 説明会の内容を家族にも説明したいので、映写した資料をいただきたい。
- 土地区画整理審議会でも、いろいろなことを議論していることを周知して欲しい。

- 今後は映写資料の概要をお配りできるようにしたい。お問い合わせいただければ交付します。
- 審議会の内容については、区画整理ニュース等で周知したい。

2 下水道工事に伴う迂回のお知らせ

岩沢白鬚神社の南側で下水道工事を実施しています。工事の状況によって一時的に通行止になることがあります。現場には仮設道路を設置していますが、事故防止や混雑解消のため可能な限り、図8のとおり迂回いただきますようお願いします。

なお、歩行者・自転車は通行することができますが、通行される場合には、交通誘導員の指示に従い、安全の確保に努めてください。



問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

3 区画整理課からのお知らせ

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

○迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電気・電話等は皆さま方が日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の敷地内への移設について、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

編集後記

市では、阿須小久保線の開通は岩沢地区の発展に欠かすことのできない大きなプロジェクトとして位置付けています。都合により説明会にご出席できなかった方からも広くご意見をお待ちしておりますので、区画整理課（土地区画整理事務所内）までお願いします。

また、本号では資料として図を多用しています。紙面の都合上、鮮明でないところがありますが、ご容赦願います。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和元年7月号
岩沢北部・岩沢南部地区
★★★ 合併号 ★★★

- 1 土地区画整理審議会を開催しました
- 2 令和元年度の主な工事予定
- 3 下水道課からのお知らせ
- 4 区画整理課からのお知らせ

平素より、飯能市のまちづくりに対してご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。
岩沢北部及び岩沢南部の取り組み状況についてお知らせいたします。

1 土地区画整理審議会を開催しました

■ 土地区画整理審議会を開催しました

令和元年5月16日（木）岩沢北部、岩沢南部土地区画整理審議会を開催しました。

審議会の概要

- 1 仮換地指定の諮問を行い、原案のとおり答申をいただきました。（岩沢北部）
- 2 任期満了に伴う、審議会委員選挙の実施について説明を行いました。
(令和2年6月4日に任期満了：岩沢北部)
- 3 3月23日（土）加治東地区行政センターにて開催した阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に関する地元説明会について、その報告と寄せられた意見等の説明を行いました。

【地元説明会の主な内容】

- ・阿須小久保線（跨線橋）の今後の整備の予定として、市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間を令和3年度末の開通目標に整備を進める予定であること。※次ページを参考
- ・元加治第3号踏切道の廃止に伴う代替案について説明を行いました。当日は、お示しした代替案以外にも検討してほしい等の意見をいただきました。
※詳細は、土地区画整理事業ニュース平成31年4月号に掲載

過去分の飯能市土地区画整理事業ニュースについて

過去に発行したニュースは飯能市のホームページで閲覧することができます。

<https://www.city.hanno.lg.jp>

飯能市トップ > 暮らし・生活 > 道路水路・公園・区画整理 > 区画整理 > 飯能市土地区画整理事業ニュース

2 令和元年度の主な工事予定

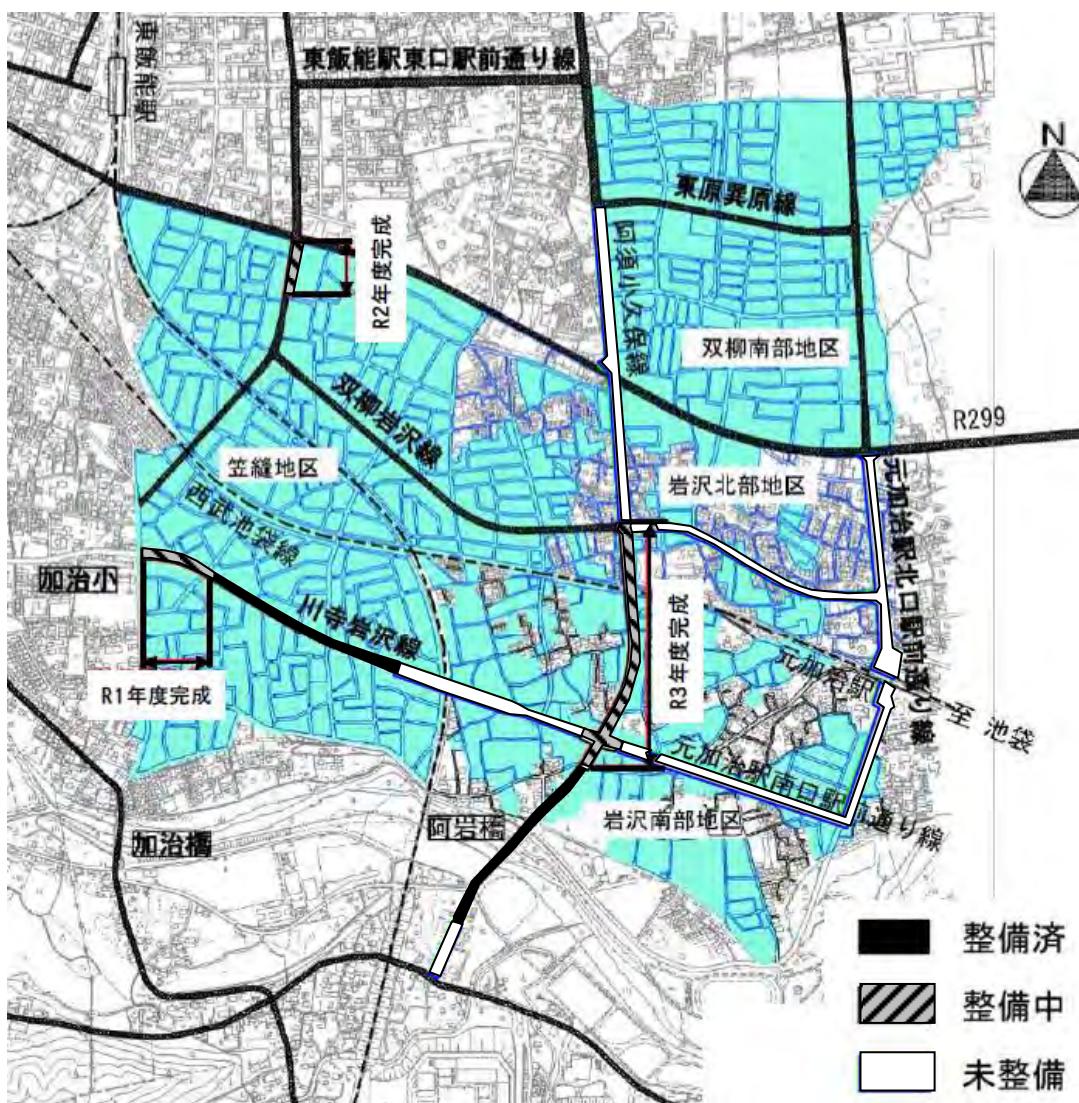
今年度は、引き続き阿須小久保線（跨線橋）下部工の工事を実施するとともに、阿須小久保線（跨線橋）上部工の橋桁工場制作に着手します。

阿須小久保線は、市街地東部を南北に縦貫する道路として最重要、最優先される幹線道路に位置付けられており、令和3年度末の開通目標に市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間の整備を進めます。

阿須小久保線（跨線橋）の工事に伴い、工事車両が多く通行することになります。工事等につきましては、看板などで周知するほか交通誘導員の指示により通行いただきますようご協力をお願いします。その他、今年度の事業として埋蔵文化財発掘調査、宅地造成、道路工事及び建物移転などを実施します。

※令和元年度の工事は右ページのとおりです。

阿須小久保線（跨線橋）整備等の今後の予定



令和元年度

岩沢地区工事予定箇所図



① 11街区造成ほか工事



岩沢北部

② 161街区造成ほか工事



岩沢北部

④ 市道1-1829号線道路整備工事



岩沢北部

⑤ 阿須小久保線（跨線橋）下部工工事



岩沢北部・岩沢南部

⑥ 区5-13号線ほか舗装新設工事



岩沢南部



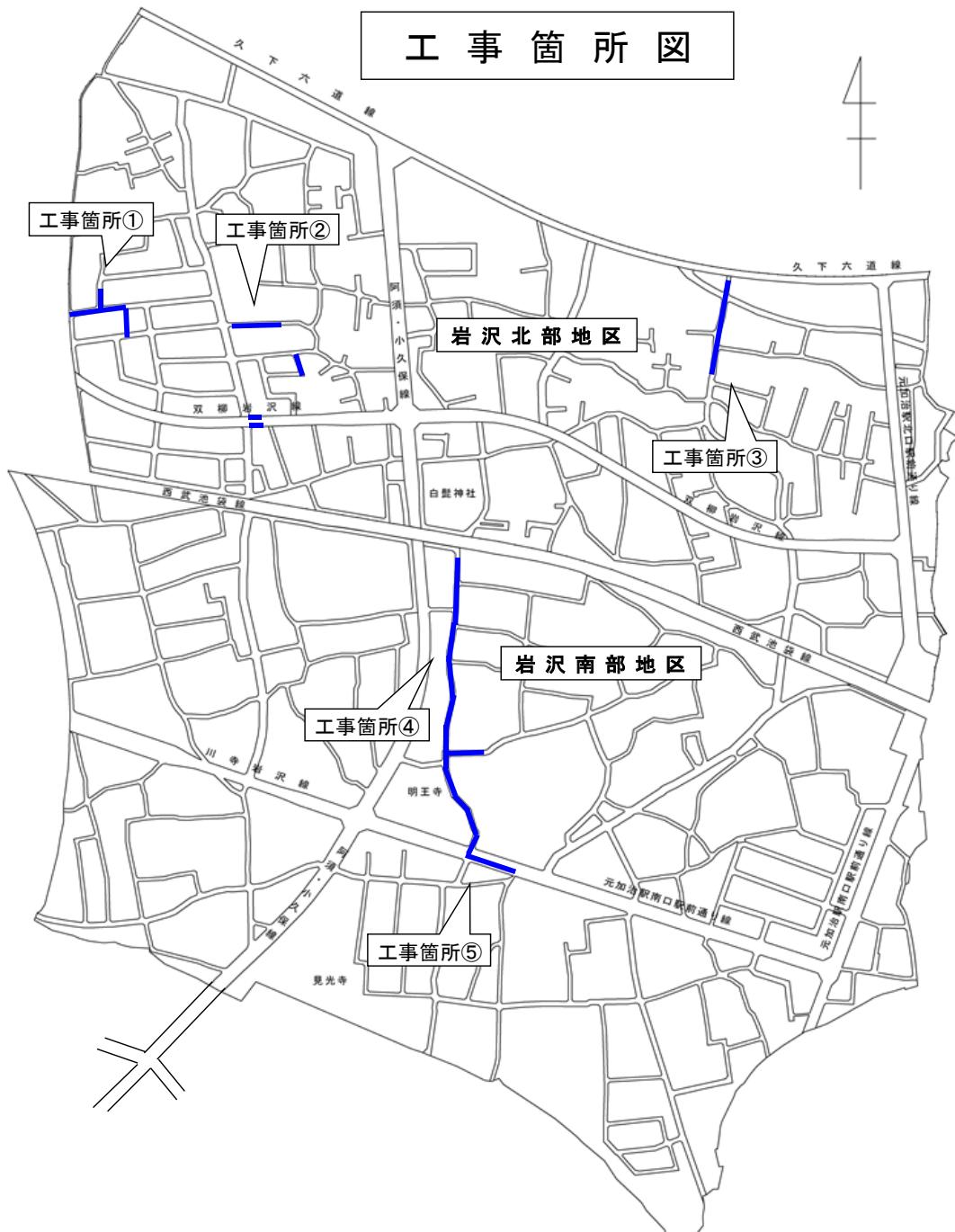
3 下水道課からのお知らせ

令和元年度岩沢地区公共下水道工事（汚水管）についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	令和元年 7月下旬	令和元年12月下旬	通行止め（水道工事あり）
②	令和元年11月下旬	令和2年 2月下旬	（水道工事あり）
③	令和元年 7月下旬	令和元年12月下旬	迂回通行（水道工事あり）
④	平成31年 3月下旬	令和元年12月下旬	迂回通行（水道工事あり）
⑤	令和元年10月下旬	令和2年 3月下旬	（水道工事あり）

工事期間中は交通規制などご不便をおかけすることとなります。影響をできる限り軽減する工夫を継続的に行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）



4 区画整理課からのお知らせ

■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀・フェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

■その他

☆権利変動届出のお願い☆

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

☆迷惑駐車について☆

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘発するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

☆電柱等移設へのご協力のお願い☆

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電気・電話等は皆さま方が日常生活上欠かすことのできないものです。電柱の敷地内への移設について、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和元年7月号
笠縫・双柳南部地区
★★★ 合併号 ★★★

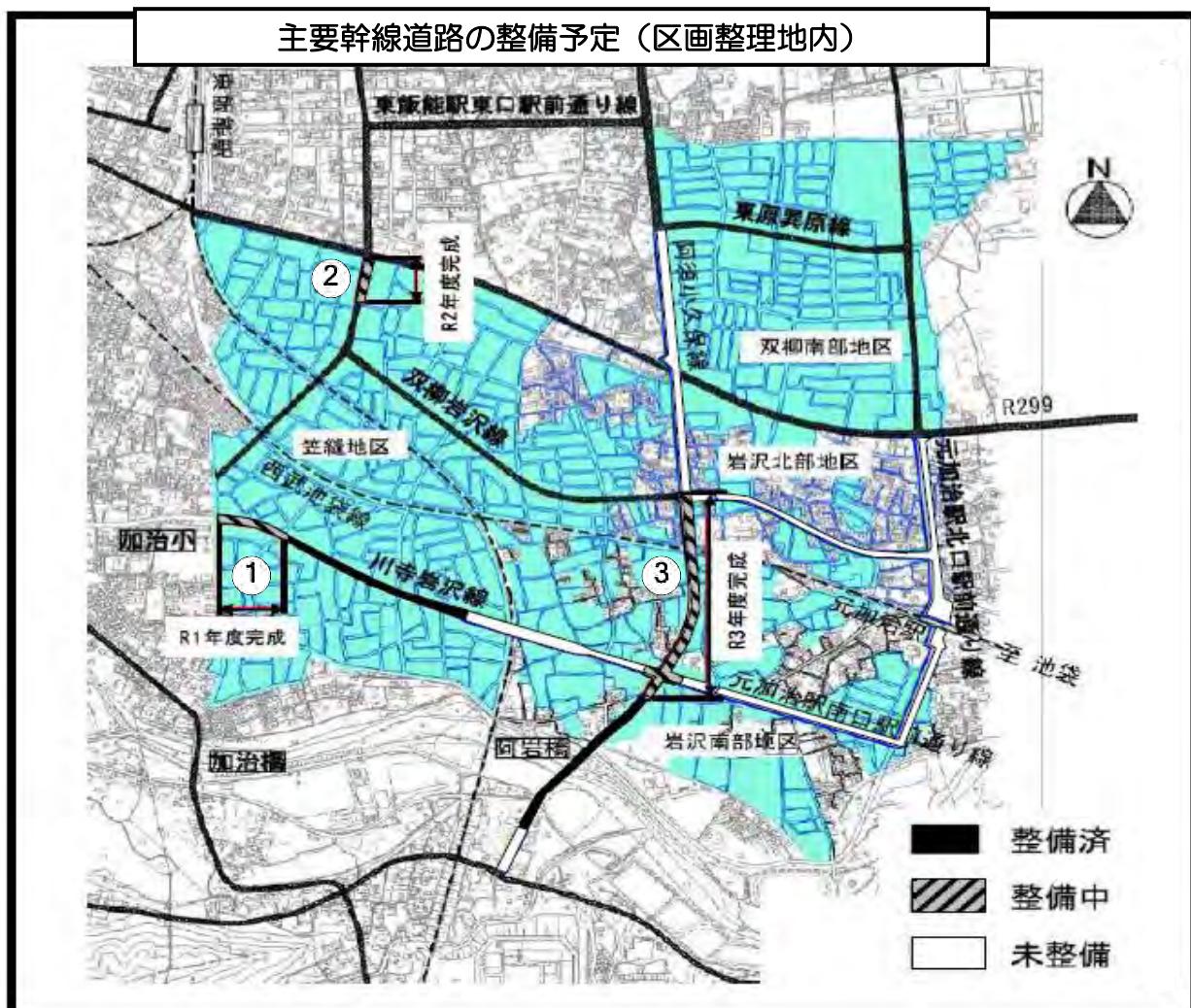
- 1 令和元年度の主な工事予定
- 2 双柳南部地区の見直しについて
- 3 土地区画整理事業審議会を開催しました
- 4 下水道課からのお知らせ
- 5 区画整理課からのお知らせ

今号では、笠縫地区及び双柳南部地区の取り組み状況についてお知らせいたします。

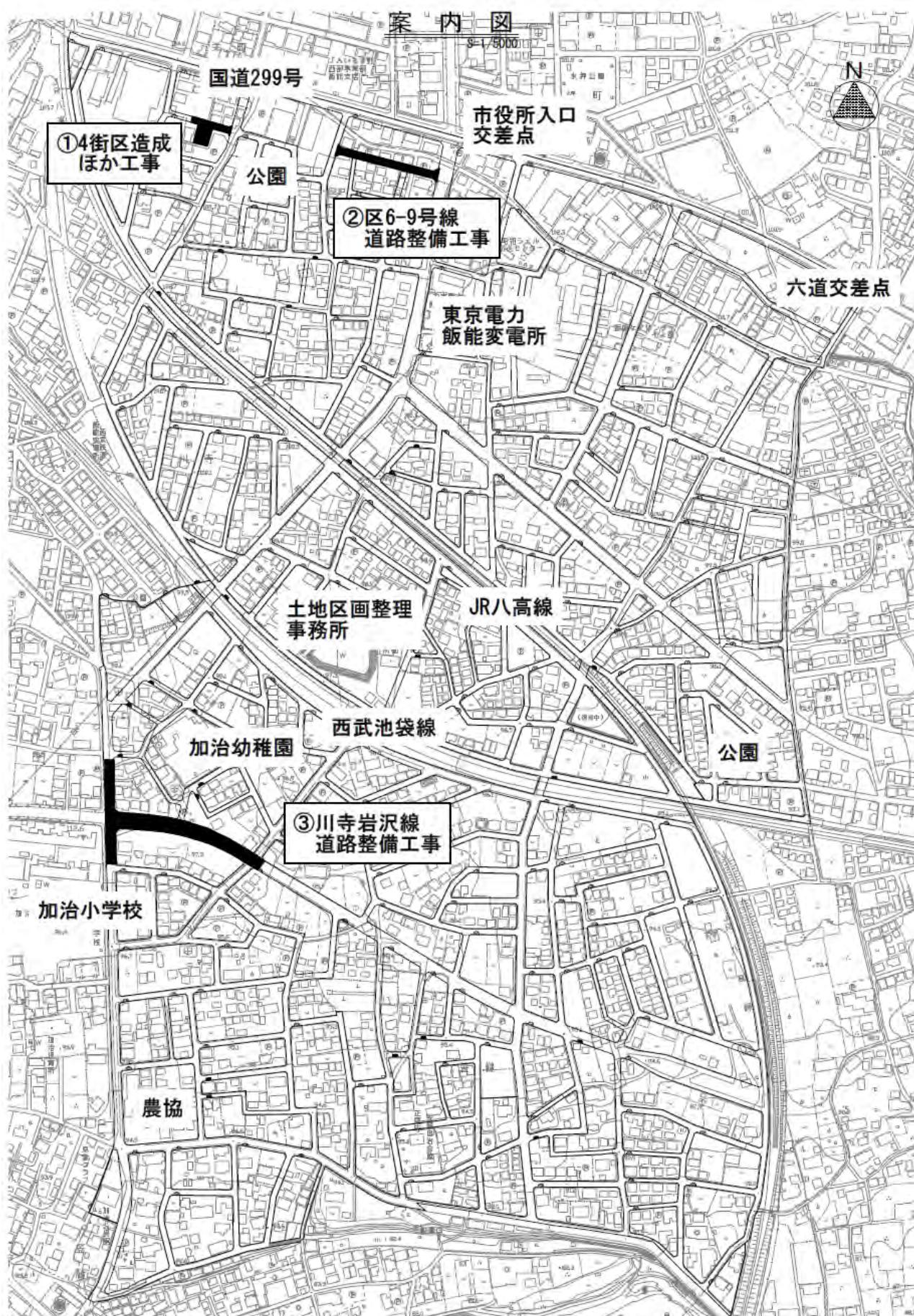
1 令和元年度の主な工事予定

(1) 主要幹線道路の整備予定（区画整理地内）

- ① 川寺岩沢線は、加治小学校北側交差点までの区間を整備し、併せて交差点には信号機が設置される予定です。なお、加治小学校正門前に設置されている信号機は整備後に廃止される予定です。
- ② 国道299号市役所入口交差点に接続する双柳岩沢線つきましては、令和2年度末の開通を目標に整備を進めます。
- ③ 西武池袋線を跨線橋で越える阿須小久保線は、令和3年度末の開通を目標に橋の土台となる下部工工事に着手します。開通後は、岩沢地区から笠縫地区を経由し市役所入口交差点を北上すると国道299号バイパスに接続します。



(2) 笠縫地区の主な工事予定



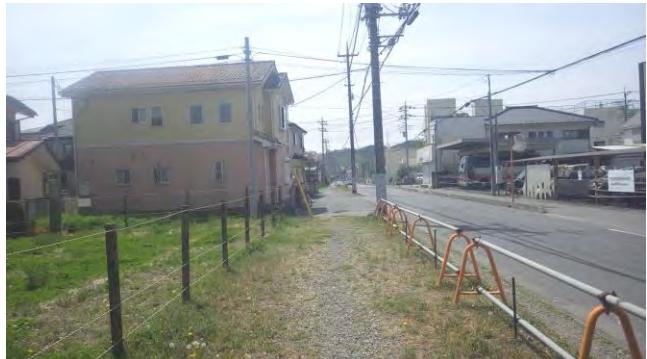
① 4 街区造成ほか工事



② 区 6-9 号線道路整備工事



③ 川寺岩沢線道路整備工事



都市計画道路川寺岩沢線は、加治小学校北側の交差点から笠縫・岩沢地区を経由し、元加治駅南口駅前通り線に接続し元加治駅南口へと続く路線です。今年度は、昨年度の工事完了箇所から引き続き、西へ約156mを整備し、接続する区10-2号線も併せて整備します。また、この整備では加治小学校北側交差点に信号機が設置される予定です。

なお、加治小学校正門前に設置されている手押式信号機は、この整備が完了しますと廃止される予定となっています。



(3) 双柳南部地区の主な工事予定



① 区6-2号線ほか道路整備工事



工事期間中は振動・騒音等を生じことがあります。お住まいの方に配慮し工事を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。また、迂回等の必要が生じた場合は、工事看板等で周知するほか、交通誘導員による誘導を行います。ご協力をお願いいたします。

2 双柳南部地区の見直しについて（事業計画変更）

■双柳南部土地区画整理事業の見直し（事業計画変更）を行いました

平成28年度から行ってまいりました双柳南部土地区画整理事業の見直しについては、令和元年7月5日付けで事業計画変更の公告を行いました。

この事業計画変更に伴い、区画整理事業の施行地区が縮小され、区画整理事業を継続する地区と区画整理事業以外の手法で整備する地区（区画整理事業除外地区）に分かれることになります。

区画整理事業を継続する地区（区画整理事業継続地区）

☆今後の予定について

- ・換地設計（案）の作成

区画整理事業を継続する地区内に土地を所有する権利者の皆さんについては、区画整理事業の施行地区の縮小に伴い、新たに換地設計を行う予定です。作成した換地設計（案）については、権利者の皆さんに個別に説明をさせていただく予定です。

☆建築行為等について

区画整理事業を継続する地区内において建築行為等を行う場合、これまでどおり土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要です。但し、今回の公告により新たに換地設計を行うことになりますので、換地設計（案）が作成されるまでの期間は、建築行為等の許可ができない場合があります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

区画整理事業以外の手法で整備する地区（区画整理事業除外地区）

☆今後の予定について

- ・阿須小久保線の整備

阿須小久保線については、最優先に整備を進めたいことから、該当する権利者の皆さんを対象に説明会を開催する予定です。説明会については、あらためてご案内をさせていただきます。

☆建築行為等について

区画整理事業以外の手法で整備する地区において建築行為等を行う場合、土地区画整理法第76条に基づく許可申請は必要ありませんが、地区計画による制限を受けることになり、届出が必要となります。地区計画の届出等について、ご不明な点がございましたら、区画整理課又はまちづくり推進課までお問い合わせください。

区画整理事業から除外される地区における地区計画の主な内容は以下のとおりです。

○ 建築物の敷地面積の最低限度【敷地面積を120m²以上とする】

敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を120m²とするもので、土地を新たに分割（分筆）する場合に適用されます。

なお、現在120m²に満たない土地については、新たに分割を行わない限り建築物の建築は可能です。

○ 壁面の位置の制限【道路、隣地境界までの距離を0.5m以上とする】

建築物を建築する場合は、それらの外壁等について道路境界及び隣地境界から0.5m以上離して施工していただきます。新築する場合や増築、改築を行う場合に適用されます。

○ 垣又はさくの構造の制限【生垣又はフェンス等】

道路に面する垣または柵の構造を定めています。生垣又は透視可能なフェンスを用いることとし、宅地の地盤高からの仕上がりの高さを1.5m以下とします。新たに垣又はさくを設置する場合に適用されます。

地区計画に関する問い合わせ先

まちづくり推進課 計画・定住政策担当（市役所本庁舎2F）

電話：042-973-2268(直通) FAX：042-974-6770 Eメール：toshi@city.hanno.lg.jp

3 土地区画整理審議会を開催しました

■地区画整理審議会を開催しました

令和元年5月17日（金）笠縫及び双柳南部土地区画整理審議会を開催しました。

審議会の概要

- 1 仮換地指定の諮問を行い、原案のとおり答申をいただきました。（笠縫）
- 2 事業計画の見直しについて説明を行いました。（双柳南部）
- 3 今年度実施予定の工事等について説明を行いました。（笠縫、双柳南部）

過去分の飯能市土地区画整理事業ニュースについて

過去に発行したニュースは飯能市のホームページで閲覧することができます。

<https://www.city.hanno.lg.jp/>

飯能市トップ > 著らし・生活 > 道路水路・公園・区画整理 > 区画整理 > 飯能市土地区画整理事業ニュース

4 下水道課からのお知らせ

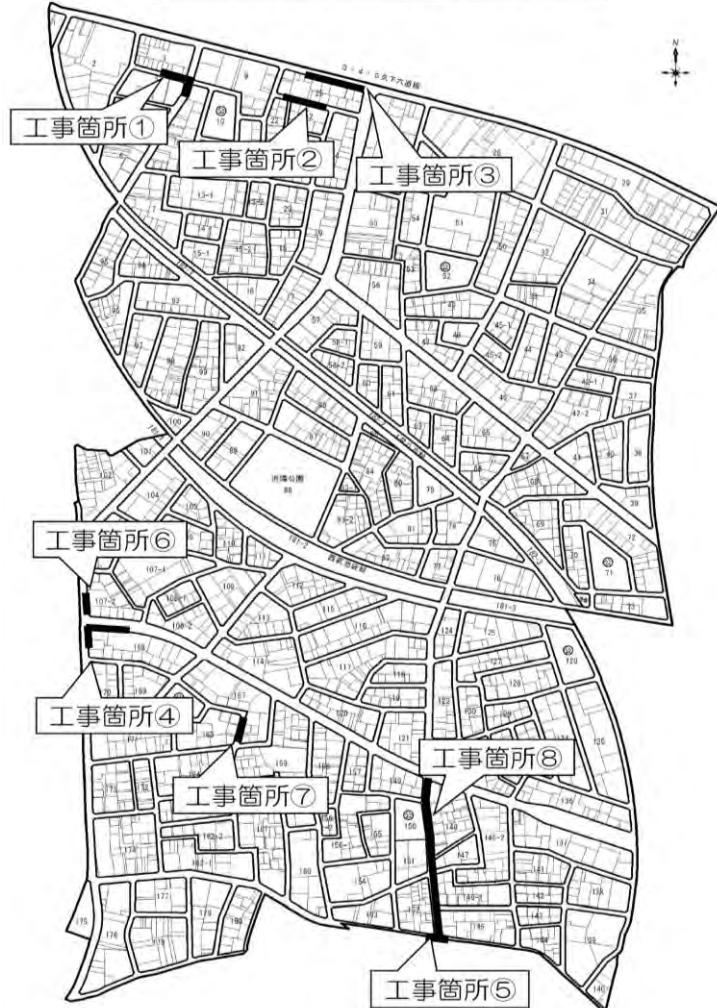
令和元年度笠縫及び双柳南部地区の公共下水道・舗装工事についてお知らせします。

工事箇所図	工事着手	工事完了	備考
①	令和元年10月下旬	令和2年2月下旬	徐行通行（水道工事あり）
②	令和元年9月下旬	令和2年2月下旬	（水道工事あり）
③	令和元年7月下旬	令和元年12月下旬	（水道工事あり）
④	令和元年8月下旬	令和2年2月下旬	徐行通行（水道工事あり）
⑤	令和元年11月下旬	令和2年3月下旬	徐行通行（水道工事あり）
⑥	令和元年8月下旬	令和2年2月下旬	徐行通行（水道工事あり）
⑦	令和元年5月下旬	令和元年8月下旬	通行止（水道工事あり）
⑧	平成30年12月下旬	令和3年3月下旬	迂回通行
⑨	令和元年6月下旬	令和元年9月下旬	迂回通行（舗装工事：夜間）

工事期間中は皆さんに交通規制などご不便をおかけすることとなります。影響をできる限り軽減する工夫を継続的に行ってまいります。ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

問い合わせ先：下水道課 整備担当 042-973-3433（直通）

笠縫土地区画整理事業区域



双柳南部土地区画整理事業区域



※図中の工事箇所⑧は雨水管工事となります。

5 区画整理課からのお知らせ

■建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆笠縫地区、双柳南部地区（区画整理事業継続地区）☆

区画整理事業地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀・フェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆双柳南部地区（区画整理事業除外地区）☆

区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課又はまちづくり推進課にご相談ください。

■その他

☆権利変動届出のお願い☆

区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動(所有権移転、住所変更等)がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

☆迷惑駐車について☆

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘発するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

☆電柱等移設へのご協力のお願い☆

区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電気・電話等は皆さま方が日常生活上欠かすことのできないものです。電柱の敷地内への移設について、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市區画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和2年1月号
岩沢北部・岩沢南部地区
★★★ 合併号 ★★★

1 地元説明会を開催しました

2 区画整理課からのお知らせ

1 阿須小久保線（跨線橋）整備予定等に伴う地元説明会を開催しました

阿須小久保線（跨線橋）整備等に係る地元説明会を開催しましたので、説明会の概要などについてお知らせします。

（1）地元説明会出席状況について

【開催日時】令和元年11月9日（土）午後6時から

【会場】加治東地区行政センター 隆会室

【出席者数】75人



（2）地元説明会の開催について

阿須小久保線（跨線橋）については、これまで土地区画整理審議会や地元説明会等において、阿須小久保線（跨線橋）整備に係わる元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ検討を進めてまいりました。

市では検討の結果、西武池袋線北側では阿須小久保線の白髪白山神社北西側に折り返しによる斜路（スロープ）付階段を、また、西武池袋線南側においては阿須小久保線と市道1-1900号線の交差部に折り返しによる斜路（スロープ）を代替施設として設置することを市の方針としたことから、その概要や阿須小久保線（跨線橋）の整備予定などを説明するため地元説明会を開催したところです。

（3）阿須小久保線（跨線橋）の整備予定について

阿須小久保線（跨線橋）の整備については、市道1-7号線から双柳岩沢線までの区間を令和3（2021）年度末の開通を目標に整備を進めています。

なお、整備工程は、図1の阿須小久保線（跨線橋）の整備計画図のとおりです。

阿須小久保線(跨線橋)の整備計画図

(4) 元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について

代替施設が無い場合と、代替施設が有る場合の歩行者及び自転車の動線について検討を行いました。代替施設が無い場合、図2のとおり歩行者及び自転車は約 970mの距離を迂回する必要がありましたが、図3のとおり代替施設を設置することにより移動距離が約 420mとなり、移動距離が半分以下に抑えられ、利用する方々の負担が軽減され利便性の向上が図ることができます。

代替施設無しの場合 移動距離約970m

図 2



代替施設有りの場合 移動距離約420m

図 3



(5) 代替施設の概要について

西武池袋線の北側については、図4のとおり跨線橋を渡り終え阿須小久保線本線を約70m進んだ東側の歩道から、代替施設を利用し白髪白山神社脇に折り返すこととなります。構造は斜路（スロープ）付階段で、自転車での通行も可能となり、延長約14m、幅員約3m、高低差は約2.6mとなります。

西武池袋線の南側については、元加治第3号踏切から約80m南に位置する市道1-1900号線から、図5のとおり代替施設を利用し、阿須小久保線本線に乗り入れることとなります。構造については、延長約20m、幅員約3m、高低差は約1.5mの斜路（スロープ）方式となり、自転車の通行も可能となります。なお、南側では阿須小久保線本線西側歩道へも同構造の施設により乗り入れることができます。

また、この市道は、阿須小久保線本線と交差する位置にボックスカルバートを設置することで、歩行者限定となります。阿須小久保線本線下を通り東西方向の通行を可能とする予定です。

図 4

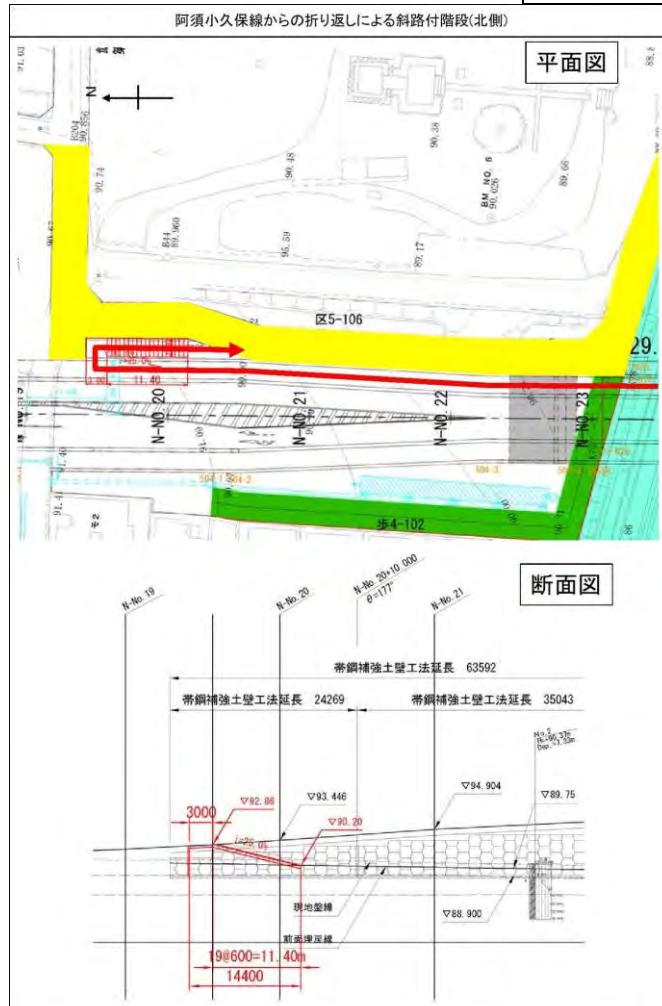
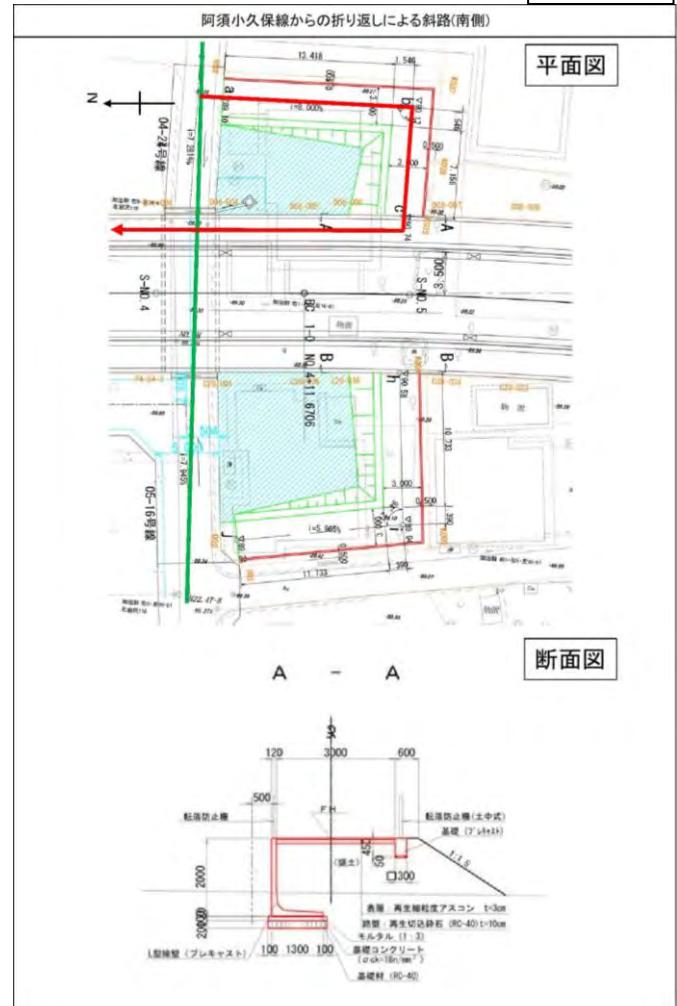


図 5



（6）地元説明会での主な質疑応答について

Q1 代替施設の検討に当たっては、どのような要件を満たすこととしたのか、改めて代替施設を設置することになった経緯を含め教えてください。

A1 道路と鉄道が立体交差化となる場合には、法令等の規定により現存する踏切は廃止することとなります。第1回目の説明会で踏切存続の要望もあり、市としても西武鉄道株式会社に対し再度協議の申し入れを行いましたが、踏切事故の防止、また、法令等の観点から踏切の廃止は止むを得ないと判断したところです。

このことから、交通量調査を実施し実態を把握した上で代替案の検討に入り、前回では複数案を提示し、地域住民の皆様からいただいた意見を踏まえ、市の方針としたところです。

なお、代替施設の要件としては、歩行者の移動距離、安全性、費用対効果などを総合的に検討したうえで方針を決定しました。

Q2 藤田堀から国道299号までの整備予定を教えてください。

A2 この区間については、令和7年度の開通を目標に取り組んでおり、現在、用地確保を進めているところです。

Q3 市道1-7号線から北側の一部分が整備されていますが、開通させないのですか。

A3 整備した北側から先の部分は狭隘道路となっており、住宅地に通過車両が流入しないように閉じています。令和3年度の跨線橋の開通と伴に供用を開始する予定です。また、この開通と伴に阿須小久保線と交差する元加治駅南口駅前通り線の一部区間も開通する予定で進めています。



2 区画整理課からのお知らせ

1 保留地（宅地）販売情報

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）8区画を販売しています。パンフレットは土地区画整理事務所で配布しています。飯能市ホームページにも詳細を掲載していますのでご覧ください。

土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、お気軽にお問い合わせください。

ご希望に応じ、現地案内にも対応いたします。

2 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

☆区画整理継続地区☆

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

☆区画整理除外地区☆

土地区画整理事業から除外された地区で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることになります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることになります。建築等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課、または、まちづくり推進課にご相談ください。

3 権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、変動（所有権移転、住所変更等）がありましたら必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課まで届出をお願いします。

4 迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、トラブルの原因となりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

5 電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さまのご協力が必要となり、電気・電話等は皆さまが日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和2年3月合併号

- 1 主要幹線道路の整備状況
- 2 阿須小久保線整備（双柳南部工区）の説明会を開催
- 3 市道通行止めについて
- 4 下水道課からのお知らせ
- 5 区画整理課からのお知らせ

1 主要幹線道路の整備状況

【笠縫地区】

双柳岩沢線 国道299号市役所入口交差点周辺の整備を進めています。なお、完成は令和3年3月を予定しています。完成後は、加治小学校方面から富士見通りを経由し、国道299号バイパスへアクセスすることができます。

川寺岩沢線 加治小学校の北側から東へ約170m区間の整備を進め、令和2年3月24日に開通しました。これにより、加治小学校北側を走る加治小ふれあい通りを経由し、県道二本木・飯能線へアクセスすることができます。



① 双柳岩沢線



② 双柳岩沢線



③ 川寺岩沢線



④ 川寺岩沢線



【岩沢地区】

阿須小久保線 西武池袋線を跨ぐ跨線橋の土台となる下部工工事を進め、令和2年2月に完成し、橋桁は、三重県津市の工場で橋桁を仮組した状態で検査を行い製作が完了したことを確認しました。なお、跨線橋部分の完成は令和4年3月を予定しています。令和2年度の工事は、西武池袋線の上空に橋桁を架設する工事や線路南側では、取付道路の盛土工事といった大規模な工事を予定しています。

橋桁の架設は6月頃から9月頃の間に、終電車から始発電車までの時間帯（午前2時頃から午前4時頃まで）にかけて大型クレーンなどにより行われます。

なお、工事の見学は可能ですが、夜間工事となりますので必ず交通誘導員等の指示に必ず従うようにご協力をお願いします。

阿須小久保線の跨線橋部分の開通後には、阿須方面から跨線橋を越え、双柳岩沢線を経由し国道299号市役所入口交差点へ、さらに北上すると国道299号バイパスへアクセスすることができ、市内を南北に縦断するルートの一部が形成され移動時間の短縮、交通渋滞などの緩和が期待されています。

市道1-1829号線 道路整備工事の完成に伴い、令和2年3月30日に一方通行の規制が解除されました。

岩沢地区



⑤ 阿須小久保線
岩沢北部側



⑥ 阿須小久保線
岩沢南部側



2 阿須小久保線整備（双柳南部工区）の説明会を開催

1 阿須小久保線整備（双柳南部工区）に係る説明会を開催しました

令和元年7月5日の双柳南部土地区画整理事業の事業計画変更に伴い、区画整理区域から除外された阿須小久保線の整備に係る説明会を道路用地に該当する方を対象に開催しましたので、説明会の概要についてお知らせします。

（1）説明会出席状況について

【開催日時】令和2年2月23日（日）午前10時から

【会場】双柳地区行政センター 集会室

【出席者数】31人（該当者数45人）



（2）説明会の概要について

- ① 阿須小久保線整備概要について
- ② 測量及び建物等移転補償調査のお願いについて
- ③ 用地買収及び建物等移転補償について

（3）主な質疑応答について

Q：建物の築年数による補償金の変化（償却率）はどうなるのか。また、その補償金で今ある建物と同規模の建築ができるのか。

A：補償は損失補償基準に基づき算定されます。基準では生活再建が前提であることから、一般的の査定価格よりも高めになる傾向です。また、同規模の建築ができるかについては、現在の建物の経過年数に応じた建物の評価率で、算定されますので、全てが補償されることとはなりません。

Q：完成時期の見込みについては

A：これから測量や設計業務に入るので詳細はお伝え出来ないが、国道299号の南側では、令和7年度の完成を目指しており、それに近づけられるよう整備工程等を検討していきたい。

Q：建物の解体や引っ越しについては、契約者で手配するという考えでいいか。

A：移転に係わる業者選定及び移転先選定などは、契約者ご本人にお願いします。

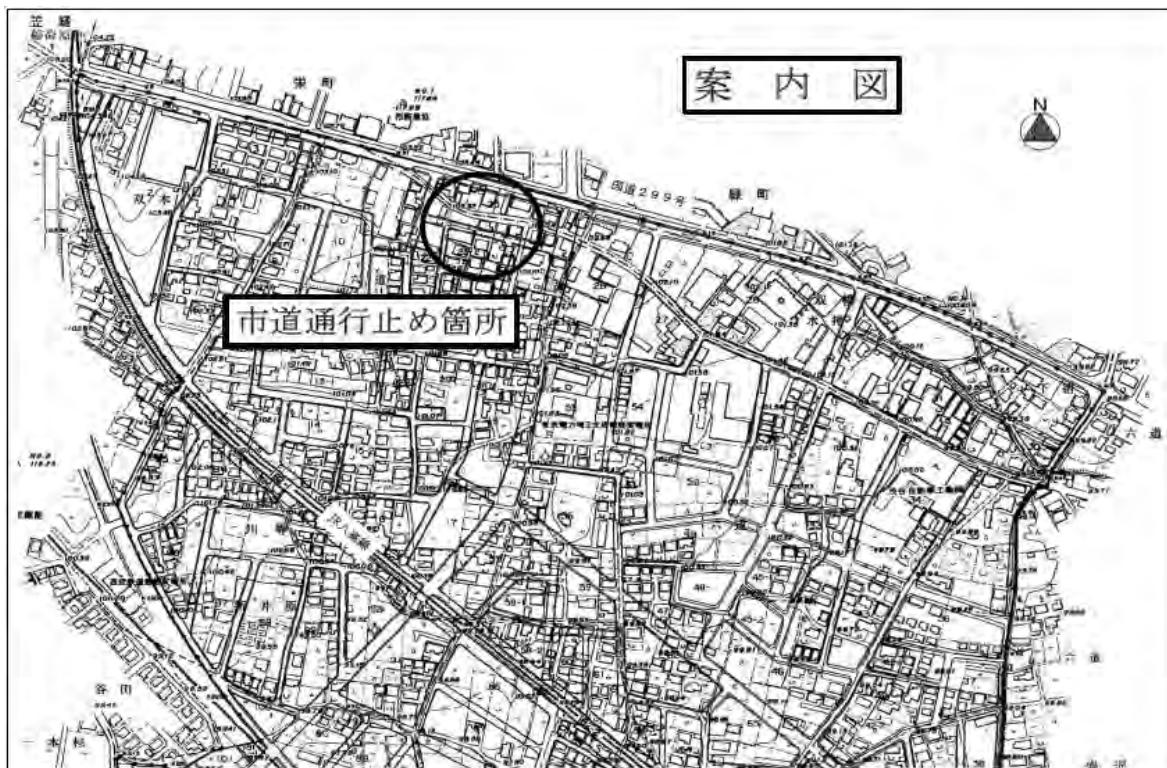
2 今後の予定

現在、双柳南部土地区画整理事業では、測量作業等を行いその成果に基づき換地設計（案）の作成を進めています。地権者の方々にお示しさせていただく、換地設計（案）の供覧については、来年度を予定しております。地権者の皆さんには、郵送により直接お知らせします。

3 市道通行止めについて

下図のとおり、笠縫土地区画整理事業地内において区画道路の供用を開始することに伴い、市道の一部を通行止め（廃止）します。

区画道路供用開始　：令和2年3月下旬予定
市道通行止め（廃止）：令和2年4月下旬予定



4 下水道課からのお知らせ

令和元年度の公共下水道・舗装工事の進捗についてお知らせします。

笠縫地区及び双柳南部地区

地区名	工事箇所図番号	工事着手	工事完了	進捗状況
笠縫	①	令和元年 12月上旬	令和2年 3月上旬	完成
	②	令和元年 12月中旬	令和2年 3月下旬	完成
	③	令和元年 7月上旬	令和元年 10月下旬	完成
	④	令和元年 8月下旬	令和2年 3月下旬	完成
	⑤	令和元年 8月上旬	令和2年 1月下旬	完成
	⑥	令和元年 10月中旬	令和2年 3月中旬	完成
	⑦	令和元年 5月下旬	令和元年 8月下旬	完成
	⑧	令和元年 12月下旬	令和3年 3月下旬	徐行及び迂回通行
双柳南部	⑨	令和元年 7月中旬	令和元年 9月下旬	完成(舗装工事)

笠縫地区画整理事業区域



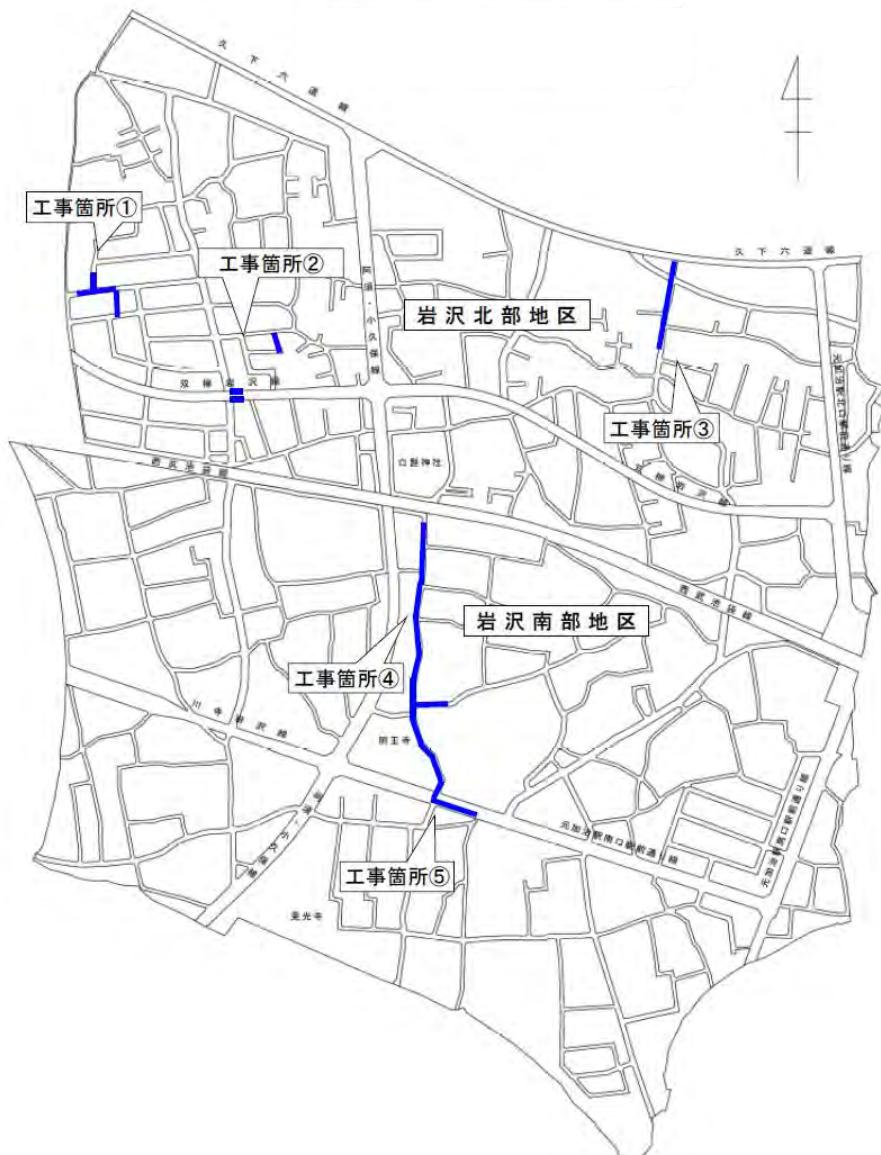
双柳南部地区画整理事業区域



※図中の工事箇所⑧は雨水管工事となります。

岩沢地区

地区名	工事箇所図番号	工事着手	工事完了	進捗状況
岩沢北部	①	令和元年 8月下旬	令和元年 12月下旬	完成
	②	令和元年 9月下旬	令和2年 2月中旬	完成
	③	令和元年 8月上旬	令和元年 12月下旬	完成
岩沢南部	④	令和元年 3月下旬	令和元年 12月下旬	完成
	⑤	令和元年 9月下旬	令和2年 1月下旬	完成



皆様のご協力により工事を進めることができました。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

5 区画整理課からのお知らせ

1 保留地（宅地）を販売しています

飯能市が施行する笠縫土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を販売中です。

今年度は3区画を購入いただき、引き続き8区画を販売しています。飯能市ホームページに詳細を掲載しているほか、案内書を土地区画整理事務所で配布しています。

ご希望に応じ、現地案内（見学）にも対応しますのでお気軽にご相談ください。

2 建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。

3 権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、所有権移転、住所変更等がありましたら、法務局への登記とは別に、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課へ届出をお願いいたします。郵送等での届出も可能ですのでお問い合わせください。

4 迷惑駐車について

道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘発するほか、近隣トラブルの原因のもととなりますので、ルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

5 電柱等移設へのご協力のお願い

土地区画整理事業では、建物移転や道路築造工事の際、事業に支障となる電柱の移設も同時に行われます。電柱の受け入れに関しては皆さまのご協力が必要となり、電気・電話等は皆さまが日常生活するうえで欠かすことのできないものです。電柱の移設については関係する皆さまのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



編集発行 飯能市区画整理事業課（土地区画整理事務所内）
住所 飯能市大字笠縫112-1
電話 042-973-8682
FAX 042-972-1242
Eメール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和2年6月合併号

1 令和2年度の主な事業予定

2 区画整理課からのお知らせ

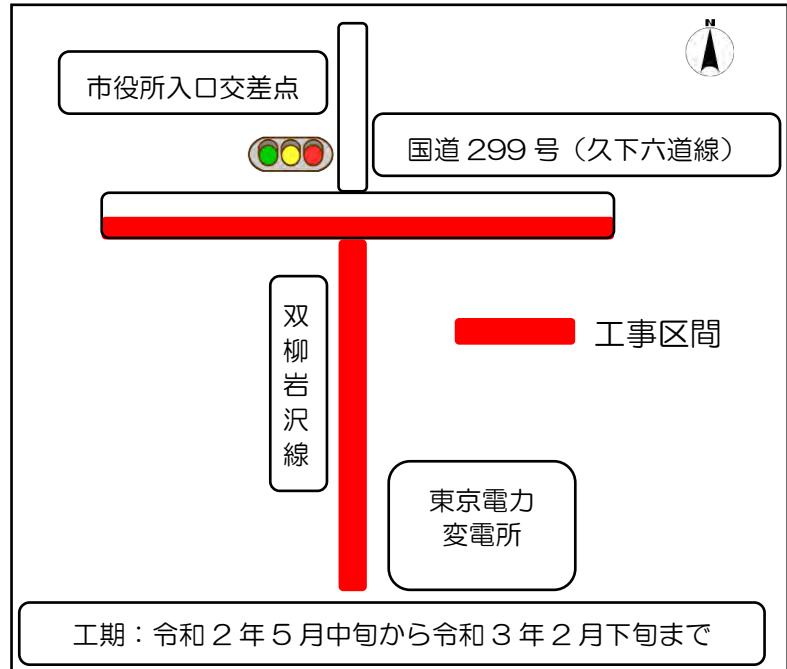
1 令和2年度の主な事業予定

(1) 笠縫地区

国道299号（久下六道線）市役所入口交差点改良工事について

国道299号（久下六道線）市役所入口交差点周辺の工事を着手しました。完成は令和3年2月下旬を予定し、工事完成後は、加治小学校方面から富士見通りを経由し、国道299号バイパスへアクセスすることが可能となり、市内南北の往来が便利になります。

この道路の開通により、防災面では緊急車両等の到着時間の短縮や利便性が向上することで地域の活性化への効果が期待されるところです。



(2) 双柳南部地区（除外地区含む）

① 新たな仮換地（案）の設計について

地権者の皆さまのご協力により、平成28年度より進めてまいりました事業の見直しにつきましては、令和元年7月5日に事業計画変更の公告を行ったところです。これにより、現況を重視した整備計画となったため、これまでの換地設計を改めて行う必要があります。現在では、新たな換地設計（案）の作成を進めており、土地区画整理事業審議会からの意見を経たうえで、地権者の皆さまへ個別に説明をさせていただく機会を設けます。なお、開催時期につきましては、新型コロナウィルス感染症の「緊急事態宣言」が全面解除となったところでありますが、感染拡大の第2波が押し寄せることも危惧されていることから、今後の状況を注視したうえで日程を決定させていただきます。

② 阿須小久保線整備に係わる測量設計について（双柳南部工区）

事業の見直しにより区画整理から除かれた阿須小久保線の整備に着手するため、道路用地に必要な用地の確定測量や工事のための道路設計を行います。これにより、用地の立会いが必要となることから、関係する地権者の皆さまには、直接郵送により立会い等のお知らせをさせていただきます。なお、立会い時期については10月頃からを予定しています。

(3) 岩沢北部・岩沢南部地区（除外地区含む）

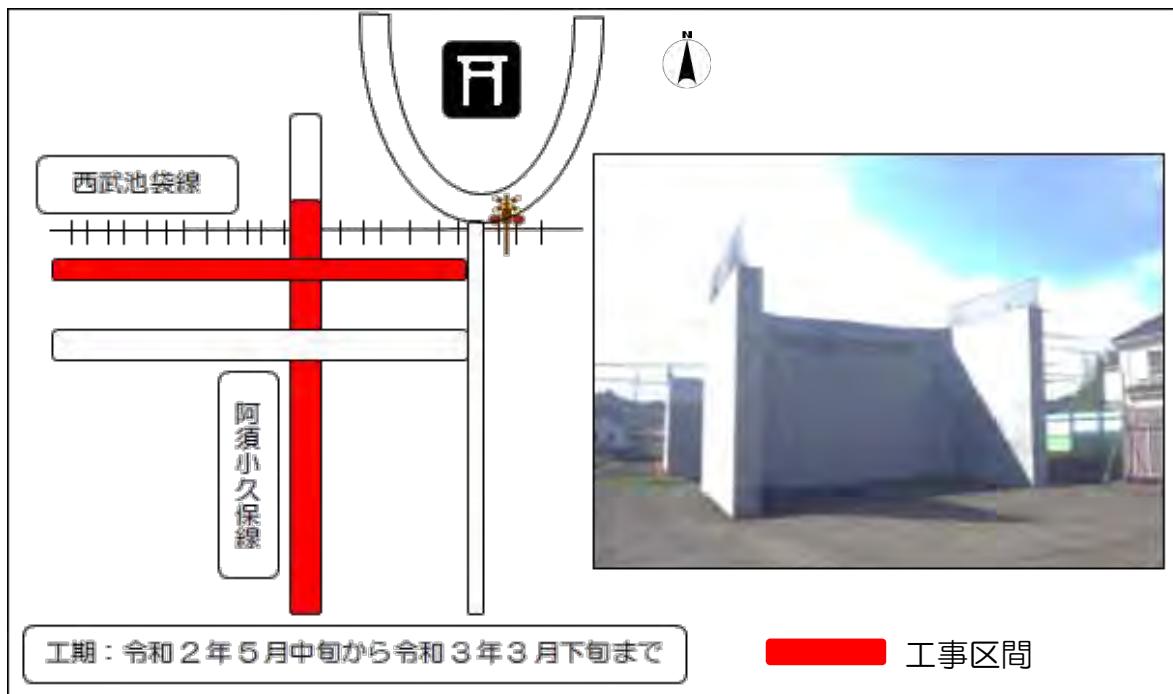
① 阿須小久保線整備について（岩沢工区）

阿須小久保線については、西武池袋線を跨ぐ跨線橋の土台となる下部工工事が、令和2年2月に完成し、橋桁は、三重県津市の工場で仮組した状態で検査を行い製作が完了したことを確認しました。なお、跨線橋部分の開通は令和4年3月を予定しています。

令和2年度の工事は、西武池袋線の上空に橋桁を架設する工事や線路南側では、取付道路の盛土工事といった大規模な工事を予定しています。架設の日程は未定ですが、7月から9月の間までの一週間程度の期間で、終電車から始発電車までの時間帯（午前2時頃から午前4時頃まで）にかけて大型クレーンなどにより行われます。

なお、工事の見学は可能ですが、見学の際は交通誘導員等の指示に必ず従うようにご協力をお願いします。

阿須小久保線の跨線橋部分の開通後には、阿須方面から跨線橋を越え、双柳岩沢線を経由し国道299号市役所入口交差点へ、さらに北上すると国道299号バイパスへアクセスすることができ、市内を南北に縦断するルートの一部が形成されることで、移動時間の短縮や交通渋滞などの緩和が期待されます。



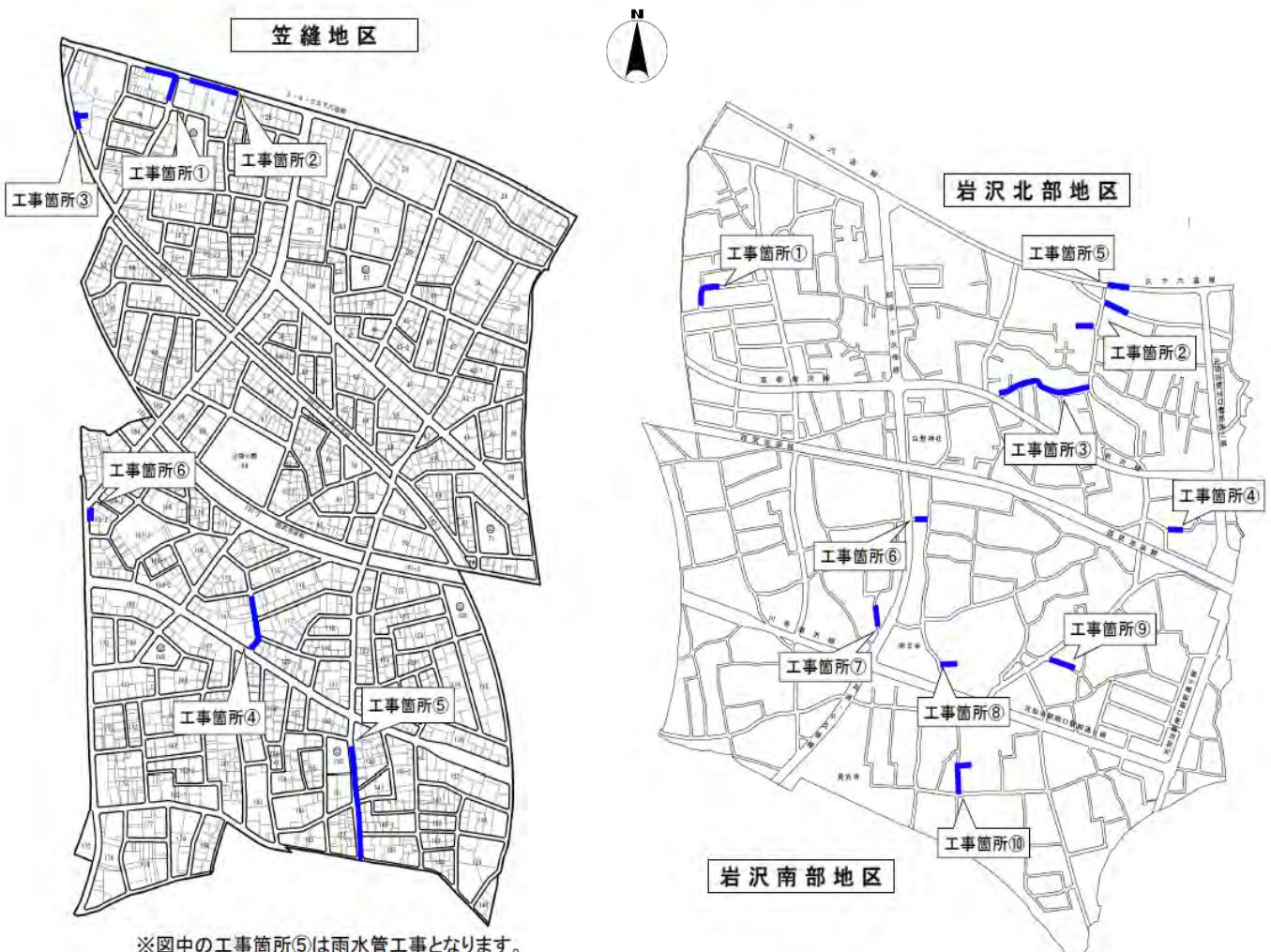
② 元加治第3号踏切道廃止に伴う代替施設について

阿須小久保線の整備により廃止される元加治第3号踏切の代替施設について、西武池袋線の北側では、阿須小久保線本線の東側の歩道から、斜路（スロープ）付階段で、白髪白山神社脇に降りることができます。西武池袋線の南側については、市道1-1900号線から斜路（スロープ）により阿須小久保線本線に乗り入れることとなります。

また、この市道は、阿須小久保線本線と交差する位置にボックスカルバートを設置することで、歩行者限定となります。本線下の通り抜けが可能となります。

(4) 令和2年度下水道工事予定について

工事箇所図



工事期間中は交通規制などご不便をおかけすることとなります。影響をできる限り軽減する工夫を行ってまいります。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先:下水道課 整備担当 042-973-3433(直通)

2区画整理課からのお知らせ

○建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

■区画整理地区

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）やブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課へご相談ください。

■区画整理除外地区（双柳南部地区、岩沢北部地区、岩沢南部地区の各一部）

土地区画整理事業から除外された地区で、建築行為（開発行為）やブロック塀などの工作物を設置する場合には、地区計画の届出が必要になります。

また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課またはまちづくり推進課へご相談ください。

○権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、所有権移転、住所変更等がありましたら、法務局への登記とは別に、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課へ届出をお願いいたします。郵送等による届出も可能ですのでお問い合わせください。

○新型コロナウィルス感染症拡大防止対策について

5月4日、新型コロナウィルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウィルスを想定した「新しい生活様式」が厚生労働省により公表されました。本市においてもホームページやSNSで市民の皆様に周知をしています。

「新しい生活様式」には4つの実践例があります。①一人ひとりの基本的感染対策（身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い等）、②日常生活を営む上での基本的生活様式（こまめに換気・3密の回避・健康チェック等）、③日常生活の各場面別の生活様式（買い物・娯楽・食事等）、④働き方の新しいスタイル（テレワーク・時差出勤・オンライン会議等）です。これらを、日常生活の中に意識し、安心して暮らせる地域を目指しましょう。

土地区画整理事務所では、来所者と職員の健康と安全に配慮し、感染症拡大防止対策を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更の縦覧を行います

事業計画変更の縦覧について

変更する事業計画の種類

飯能都市計画事業岩沢北部土地区画整理事業の事業計画変更(県知事認可)

縦覧期間

令和2年11月11日(水)～令和2年11月24日(火)

午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

飯能市建設部区画整理課

(飯能市土地区画整理事務所内：飯能市大字笠縫 112-1)

意見書の提出について

- 事業計画については、令和2年11月11日(水)から令和2年12月8日(火)まで
(以下「意見書提出期間」) 意見書を提出できます。
- 意見書を提出できる方は、利害関係を有する方に限ります。
- 意見書は、意見書提出期間に、飯能市区画整理課の窓口で取得できます。
- 意見書の提出は埼玉県市街地整備課へお願いします。
なお、郵送での提出も可能です。

意見書提出先（意見書提出期間内必着）

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15-1

埼玉県都市整備部市街地整備課 あて

お知らせ

都市計画の変更案の縦覧について

都市計画道路阿須小久保線と都市計画道路久下六道線の交差部において、一部区域を変更することに伴い、都市計画の変更案の縦覧を行います。

変更する都市計画の種類

- ・飯能都市計画道路（阿須小久保線）の変更（市決定）
- ・飯能都市計画地区計画（双柳南部地区）の変更（市決定）

縦覧期間

令和2年11月10日(火)～令和2年11月24日(火)

※土日祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所

飯能市建設部まちづくり推進課（飯能市役所本庁舎2階）

意見書の提出について

- ・変更案については、縦覧期間中に意見書を提出できます。
- ・意見書を提出できる方は、市内在住、または利害関係を有する方に限ります。
- ・意見書は縦覧期間中に、まちづくり推進課の窓口で取得できます。
- ・意見書の提出は、まちづくり推進課へお願いします。

なお、郵送での提出も可能です。（郵送の場合は、11月24日(火)必着）

意見書提出先（縦覧期間内必着）

〒357-8501

飯能市大字双柳1番地の1

飯能市建設部まちづくり推進課 計画・移住・空き家対策担当 あて



編集発行

住 所

電 話

F A X

E メール

飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）

飯能市大字笠縫112-1

042-973-8682

042-972-1242

kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース

令和3年2月合併号

1 令和2年度の主な事業経過

2 区画整理課からのお知らせ

1 令和2年度の主な事業経過

(1) 笠縫地区

【久下六道線市役所入口交差点改良工事の状況について】

笠縫地区では、久下六道線市役所入口交差点改良工事を進めており、久下六道線の右折帯及び歩道整備や双柳岩沢線の道路側溝及び舗装工事等が完了すると、笠縫地区内の双柳岩沢線については、皆さまのご協力により整備が完了することとなります（写真①、②）。

なお、市役所入口交差点の供用開始（開通）は、令和3年3月6日正午を予定しています。

①市役所入口交差点南側（双柳岩沢線）



②市役所入口交差点西側（久下六道線）

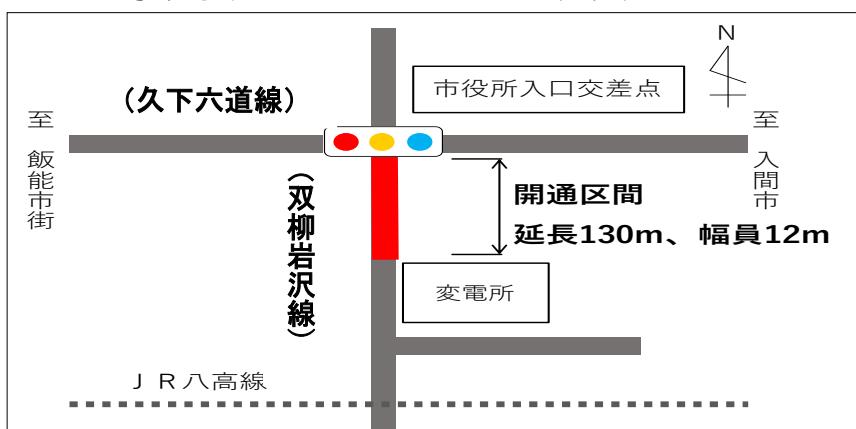


【市役所入口交差点の供用開始（開通）の日程】

久下六道線市役所入口交差点改良工事

開通日時：令和3年3月6日（土）正午

工事概要：延長 130m 幅員 12m



(2) 双柳南部地区

【換地設計（素案）の個別説明会を開催しました】

双柳南部地区につきましては、事業見直しにより令和元年7月5日から新たな事業がスタートし、区画整理の基本である換地設計（素案）の作成を進めてきました。

この度、令和2年10月28日から11月26日まで15日間の日程で個別説明会を開催し、換地設計（素案）について各権利者ごとにご説明をさせていただきました。

なお、まだ説明を終えていない方々につきましては、引き続き日程を調整し、説明を行う機会を設けさせていただきます。

今後は、個別説明会で皆さんから頂いたご意見などを基に、換地設計（素案）の調整等を行い、換地設計（案）の作成を進めてまいります。



【阿須小久保線（双柳南部工区）の境界立会を実施しました】

双柳南部地区画整理事業区域から除かれた阿須小久保線（双柳南部工区）につきましては、用地買収方式により整備を行うための準備を進めているところです。

今年度は道路用地を確定するための境界立会や測量及び建物調査などを実施しました。令和2年11月30日から12月2日までの期間で、道路用地を確定するための境界立会にご出席いただいた皆さんにおかれましては、寒空の下ご協力をいただきありがとうございました。

引き続き、測量、設計を行うとともに、今後は建物調査等を順次行い、整備に着手できるよう準備を進めてまいりますのでご協力を願いいたします。



(3) 岩沢北部・岩沢南部地区

【阿須小久保線（跨線橋）の整備状況について】

阿須小久保線（跨線橋）の整備については、主桁上部において型枠組立及び床版コンクリート打設が完了したところです（写真①、②）。

現在、地覆・壁高欄の橋面工施工を進め、その後転落防止柵などを設置し完成します。また、西武池袋線南側橋台部の盛土工事については、現在工事を進めております（写真③、④）。

①型枠組立状況



②床版コンクリート打設状況



③南側補強土壁工事状況



④南側盛土工事状況



【阿須小久保線（跨線橋）の名称について】

跨線橋の名称については、岩沢地区の5自治会の会長、白髪白山神社役員及び岩沢南部・岩沢北部両土地区画整理審議会委員の皆さまにお願いし、阿須小久保線（跨線橋）名称（案）検討会議を昨年12月に開催し検討を行いました。

会議では、「地域にとって末永く親しみが持て、かつ、分かりやすく馴染みやすい名称」を基本的な考え方とし、委員からは名称には地域名である大字名「岩沢」を冠とする意見や、跨線橋は名称として専門的であり、一般的に馴染みづらいなどの意見が出されました。

会議の結果、市内の事例にもある国道299号バイパス「中山陸橋」のように「跨線橋」ではなく、「陸橋」とした方が一般的呼び名として親しみやすいとの意見が出され、橋の名称は大字名である「岩沢」と、一般的呼び名として親しみやすい「陸橋」とを組み合わせ、「岩沢陸橋」とすることに決定いたしました。



2区画整理事業課からのお知らせ

（1）岩沢南部土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙の実施について

土地区画整理事業では、換地計画や仮換地指定などの審議を行うため、事業ごとに土地区画整理審議会を設置しています。

岩沢南部土地区画整理審議会委員の任期が本年10月6日をもって満了となるため、改選に伴う選挙を実施します。

日程等につきましては、「土地区画整理事業ニュース選挙特集号」でお知らせいたします。

（2）建築行為等（開発行為等）を行う際はご注意願います

■区画整理地区

土地区画整理事業地内において、建築行為（開発行為）やブロック塀などの工作物を設置する場合には、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要になります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課へご相談ください。

■区画整理除外地区（双柳南部地区、岩沢北部地区、岩沢南部地区の各一部）

土地区画整理事業から除かれた地区で、建築行為（開発行為）やブロック塀などの工作物を設置する場合には、地区計画の届出が必要になります。

また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。

建築行為等をご検討されている方は、計画を具体化する前に区画整理課またはまちづくり推進課へご相談ください。

（3）権利変動の届出のお願い

土地区画整理事業地区内の土地の権利に関し、所有権移転、住所変更等がありましたら、法務局への登記とは別に、必要書類（登記事項証明書等）を添付の上、区画整理課へ届出をお願いいたします。郵送等による届出も可能ですのでお問い合わせください。

（4）新型コロナウィルス感染症拡大防止対策について

土地区画整理事務所では、来所者及び職員の健康と安全に配慮し、感染症拡大防止対策を実施しています。ご理解とご協力を願います。



編集発行 飯能市区画整理課（土地区画整理事務所内）
住 所 飯能市大字笠縫112-1
電 話 042-973-8682
F A X 042-972-1242
E メール kukaku@city.hanno.lg.jp

飯能市土地区画整理事業ニュース



令和3年7月号

発行・お問い合わせ：飯能市 区画整理課（土地区画整理事務所内）

〒357-0045 飯能市大字笠縫 112-1

Tel 042-973-8682 Fax 042-972-1242

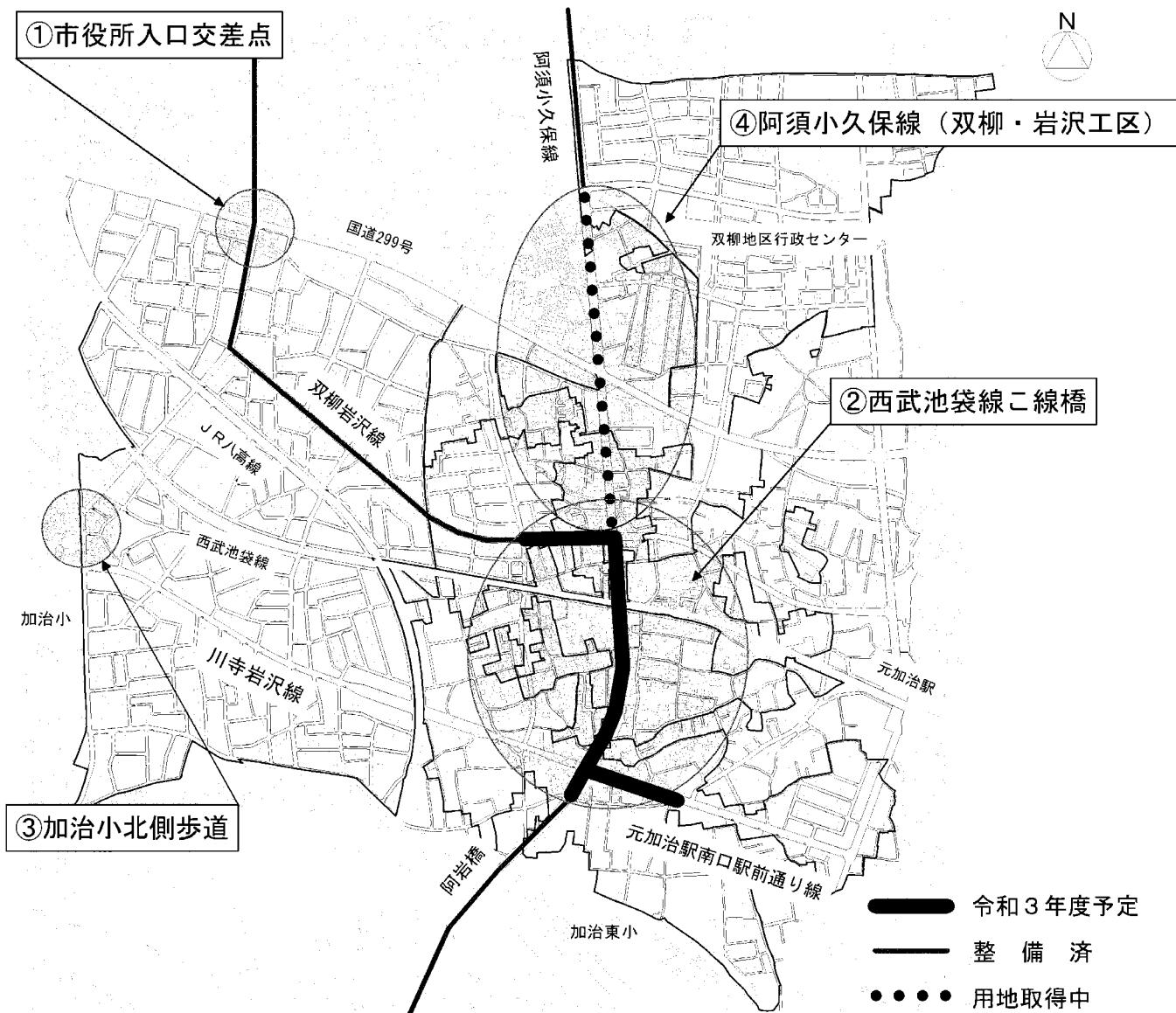
Mail kukaku@city.hanno.lg.jp

— 主な整備についてお知らせします —

地区内南北の往来を改善するため、阿須小久保線、双柳岩沢線等の整備を進めています。

昨年度では、①市役所入口交差点の改良工事が完了し、令和3年3月6日に供用を開始しました。

今年度は、②西武池袋線跨線橋の周辺整備、③加治小学校北側の歩道整備、④阿須小久保線（双柳・岩沢工区）の用地の確保を重点的に進めます。

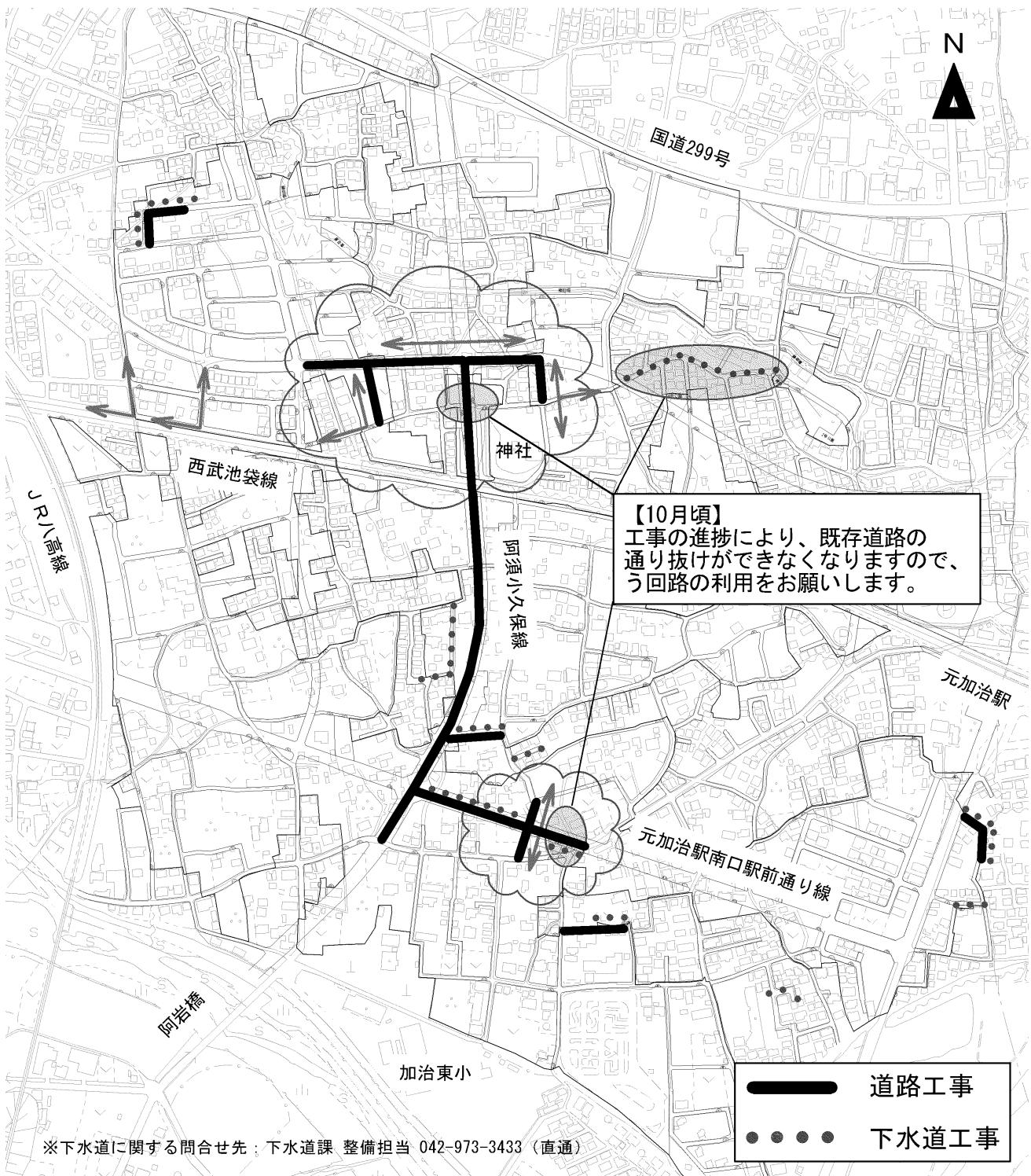


— 令和3年度 各地区の整備予定 —

○岩沢北部・岩沢南部地区

阿須小久保線及び元加治駅南口駅前通り線の道路整備工事を予定しています。

工事の進捗により、既存道路の通り抜けができなくなる箇所がありますので、う回をしていただけようご協力をお願いいたします。う回路の使用開始時期は、10月頃を予定していますが、確定し次第お知らせします。

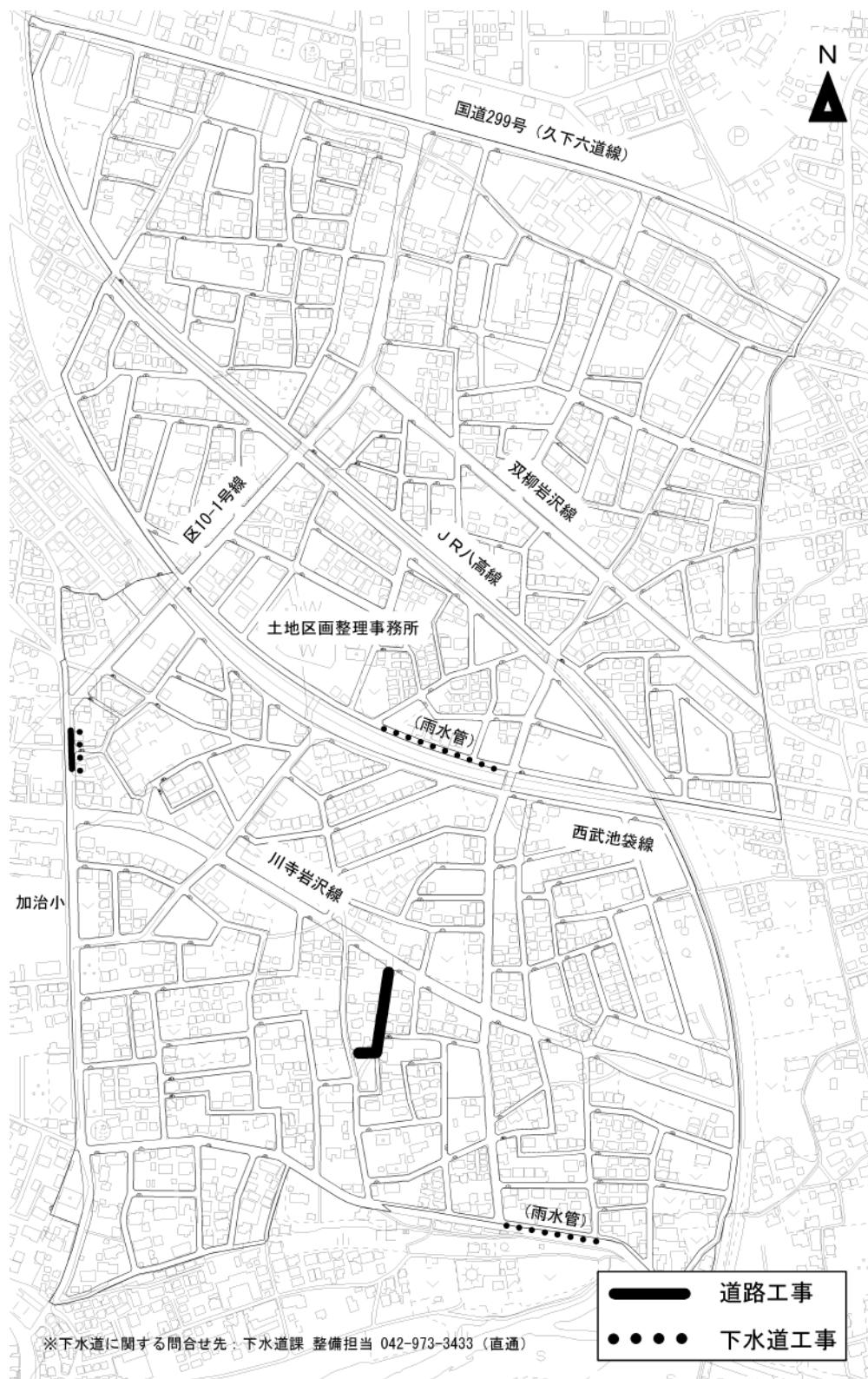


— 令和3年度 各地区の整備予定 —

○笠縫地区

地区内の幹線道路は、約 74%の整備が完了することができました。

今年度は、加治小学校北側の歩道整備及び川寺岩沢線に接続する区画道路の整備を予定しています。

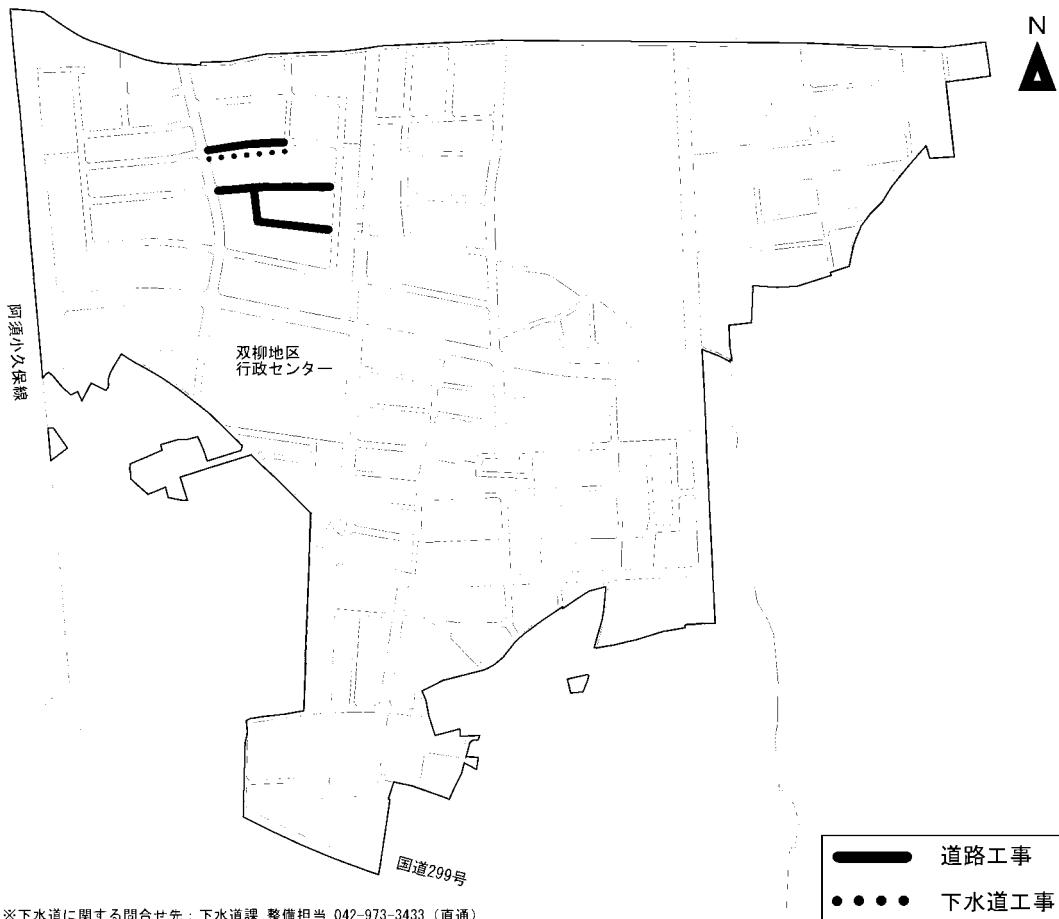


— 令和3年度 各地区の整備予定 —

○双柳南部地区

土地区画整理事業の見直し後の状況は、仮換地案の設計が完了し、土地区画整理審議会へ説明を行ったところです。今後は、仮換地指定や建物移転等を進めます。

今年度は、双柳地区行政センターの北側で、道路側溝整備等を予定しています。



— 区画整理課からのお知らせ —

○任期満了に伴う岩沢南部土地区画整理審議会委員選挙について

令和3年10月6日の任期満了に伴い、岩沢南部土地区画整理審議会委員選挙が行われます。

○土地区画整理事業地内における建築行為等や権利変動について

建築行為（開発行為）や工作物を設置する場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可が必要です。また、土地区画整理事業地区内の土地の権利に関して変更等がありましたら、届出が必要となります。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

土地区画整理事務所では、来所者と職員の健康と安全に配慮し、感染症拡大防止対策を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。